島根総合発展計画
第３次実施計画

平 成 28 年 3 月

島　根　県

住みやすく 活力ある 地方の先進県 しまね を目指して

島根県では、島根の目指すべき将来像として「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げた「島根総合発展計画」を平成 20 年３月に策定しました。

この「総合発展計画」は、概ね 10 年後の島根の将来像を想定し、これを実現するための３つの基本目標及び政策推進の方針を示した「基本構想」と、この「基本構想」を実現するための具体的な政策・施策と数値目標を設定した４年毎の「実施計画」の２つから構成されています。

これまで第１次実施計画（平成 20 年度～23 年度）、第２次実施計画（平成 24 年度～27 年度）に基づき、財政健全化との整合性も図りながら、それぞれの目標の達成に向けて取り組んできました。

第２次実施計画では、経済状況の好転、尾道松江線の全線開通、出雲大社「平成の大遷宮」や隠岐ジオパークの世界認定、子育て支援の気運の広がりなどもあり、目標は概ね達成されました。

しかし、県内には、公的部門依存の高い産業構造、農林水産業の厳しい状況、山陰道の早期全線開通、地域医療の確保、中山間地域などでの生活機能等の確保など様々な課題が山積しています。

他方、島根は、美しい自然、古き良き文化・歴史、特色ある地域資源、豊かな地域社会、そして勤勉な県民性など、これからの成熟社会の中で求められる多くの強みを有しています。

県は、昨年 10 月に、この強みを活かし、国による地方創生の支援に対応して、「総合戦略」を策定しました。

そして、今般、この「総合戦略」も織り込んで策定した総合計画である「第３次実施計画」は、「住みやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」を築いていくため、今後４年間（平成 28 年度～31 年度）の県政運営にあたっての具体的な方策と目標を示すものであります。

この「実施計画」に基づき、県民の皆様と力を合わせ、島根の発展のため全力を尽くしてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。

平成 28 年３月

島根県知事　　溝　口　善　兵　衛

目　　次

第３次実施計画の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．島根総合発展計画「第３次実施計画」策定の趣旨
２．計画の性格
３．「第２次実施計画」の総括的評価
４．「第３次実施計画」の期間と成果参考指標
５．「第３次実施計画」の推進にあたっての重点分野

島根を取り巻く情勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

参　考　基本構想の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

１．島根の将来像と基本目標
２．計画の推進に向けた県の基本姿勢

政策・施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第３次実施計画
政　策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

Ⅰ・活力あるしまね ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
１．ものづくり・ＩＴ産業の振興 32
２．自然が育む資源を活かした産業の振興 34
３．観光の振興 36
４．中小企業・小規模企業の振興 38
５．雇用・定住の促進 40
６．産業基盤の維持・整備 42

Ⅱ・安心して暮らせるしまね ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
１．安全対策の推進 46
２．健康づくりと福祉の充実 48
３．医療の確保 50
４．結婚・出産・子育て支援の充実 52
５．生活基盤の維持・確保 54

Ⅲ・心豊かなしまね ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
１．教育の充実 58
２．多彩な県民活動の推進 60
３．人権の尊重と相互理解の推進 62
４．自然環境、文化・歴史の保全と活用 64

施　策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
Ⅰ・活力あるしまね　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
Ⅰ－１－１　企業の競争力強化　70
２　新産業･新事業の創出　72
３　ソフト系ＩＴ産業の振興　74
４　企業立地の推進　76
Ⅰ－２－１　売れる農林水産品･加工品づくり　78
２　県産品の販路開拓･拡大の支援　84
３　農林水産業の担い手の育成･確保　86
Ⅰ－３－１　地域資源を活用した観光地づくりの推進　88
２　情報発信等誘客宣伝活動の強化　90
３　外国人観光客誘客の強化　92
Ⅰ－４－１　経営革新及び経営基盤の強化への支援　94
２　円滑な事業承継の推進　98
Ⅰ－５－１　雇用･就業の促進と人材の確保　100
２　人材の育成･定着　104
３　ＵＩターンの促進　106
Ⅰ－６－１　高速道路網の整備　108
２　航空路線の維持･充実　110
３　空港･港湾の維持･整備　112
Ⅱ・安心して暮らせるしまね　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　115
Ⅱ－１－１　危機管理体制の充実・強化　116
２　消防防災対策の推進　118
３　原子力安全･防災対策の充実・強化　122
４　治安対策の推進　126
５　交通安全対策の推進　130
６　消費者対策の推進　132
７　災害に強い県土づくり　134
８　食の安全の確保　138
Ⅱ－２－１　健康づくりの推進　140
２　地域福祉の推進　144
３　高齢者福祉の推進　146
４　障がい者の自立支援　150
５　生活衛生の充実　152
６　生活援護の確保　154
Ⅱ－３－１　医療機能の確保　156
２　県立病院における良質な医療提供　158
３　医療従事者の養成･確保　160
Ⅱ－４－１　結婚支援の充実　162
２　妊娠･出産支援の充実　164

３　子育て支援の充実　166
４　子育て福祉の充実　170
Ⅱ－５－１　道路網の整備と維持管理　172
２　小さな拠点づくり　174
３　地域生活交通の確保　176
４　地域情報化の推進　178
５　農山漁村の多面的機能の維持・発揮　180
６　居住環境づくり　182
Ⅲ・心豊かなしまね　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　185
Ⅲ－１－１　学校･家庭･地域の連携協力による教育の充実　186
２　発達段階に応じた教育の振興　188
３　青少年の健全な育成の推進　192
４　高等教育の充実　194
Ⅲ－２－１　生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進　196
２　スポーツの振興　200
３　文化芸術の振興　202
Ⅲ－３－１　人権施策の推進　204
２　男女共同参画の推進　206
３　国際化と多文化共生の推進　208
Ⅲ－４－１　多様な自然の保全　210
２　自然とのふれあいの推進　212
３　景観の保全と創造　214
４　文化財の保存･継承と活用　216
５　環境保全の推進　218
６　再生可能エネルギーの利活用の推進　222
計画の推進に向けた県の基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　225
１　県民の総力を結集できる行政の推進　226
２　市町村との更なる連携による行政の推進　227
３　財政健全化に向けた改革の推進　228
４　迅速に活動できる組織の運営　229
５　政策推進システムの充実　230

附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第３次実施計画の基本的考え方

１．島根総合発展計画「第３次実施計画」策定の趣旨

○ 本県では、島根が目指すべき将来像として「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げた「島根総合発展計画」を平成 20 年３月に策定しました。この計画は、「基本構想」と「実施計画」で構成しています。「基本構想」においては、目指すべき島根の将来像を明らかにし、これを実現するための基本目標と政策推進の方向を示しています。「実施計画」においては、基本目標を達成するための政策・施策を体系的に示すとともに、達成すべき数値目標を設定しています。第１次実施計画は、平成 23 年度末に計画期間が終了したことから、平成 24 年３月に「第２次実施計画」を策定し、この４年間、第２次実施計画に示した目標の達成に向けて、財政健全化との整合性を図りながら、総力を挙げて取り組んできました。

○ 第２次実施計画については、経済状況の好転、尾道松江線の全線開通、出雲大社「平成の大遷宮」や隠岐ジオパークの世界認定、子育てを地域全体で応援する気運の広がりなどもあり、概ね目標を達成できた一方で、公的部門への依存度が高い産業構造、農林水産業を取り巻く厳しい環境、山陰道のミッシングリンク、高齢化が進行する中での地域医療の確保、人口減少に対応した生活機能等の維持・確保など様々な課題に、引き続き対処していく必要があります。また、地方創生・人口減少対策の推進、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への対応、消費税の引上げに伴う地域経済への影響などにおける国の動きも注視していく必要があります。

○ 第２次実施計画については、平成 27 年度末に計画期間が終了することから、こうした現下の本県を取り巻く社会・経済情勢の変化や、新たな課題、中長期的な問題等にも対応し、所要の見直しを行なった「第３次実施計画」を策定します。

２．計画の性格

○ 平成 20 年３月に策定した「島根総合発展計画」は、概ね 10 年後の島根の将来像を想定し、中長期的な展望を示した総合的な戦略プランと位置づけられるものです。政策の目的や取組みの方向、目的を明らかにするとともに、県の行政運営の方針だけではなく、広く県民が目標を共有することができるものとしています。

○ 第３次実施計画は、第２次実施計画までの取組みを踏まえ、「島根総合発展計画」の基本構想に掲げた３つの基本目標を達成するための具体的な政策・施策を体系的に示すとともに、施策においては、取組みの成果をより分かり易くするための参考的な目標数値等を設定します。

○ 計画は、依然として厳しい島根県財政の健全化と島根の総合的な発展の両立を実現するため、引き続き、財政健全化基本方針と整合性を確保するものとします。

○ 県の各部局等において策定する分野別計画・プラン等は、この計画と整合性を確保するものとし、一貫性のある県政運営となるよう留意します。

３．「第２次実施計画」（H24～H27 年度末）の総括的評価

○ 政策はいずれも着実に実施されており、政策を構成する各施策の目標については、概ね達成できる見込みです。
○ 一方で、目標そのものは達成できる見込みとはなっていますが、農林水産業、交通、医療などは厳しい状況です。
○ また、県民生活の安全・安心の確保や、定住、中山間地域・離島対策などについては、引き続き適切に取り組んでいくことが必要です。

４．「第３次実施計画」の期間と成果参考指標

○ 平成 28 年度から 31 年度末までの４年間とします。
また、この４年間の取組目標をより分かり易いものとし、この計画と一体となった行政評価を行うため、施策別に、平成 31 年度の目標値等を示した参考的な指標を設定します。

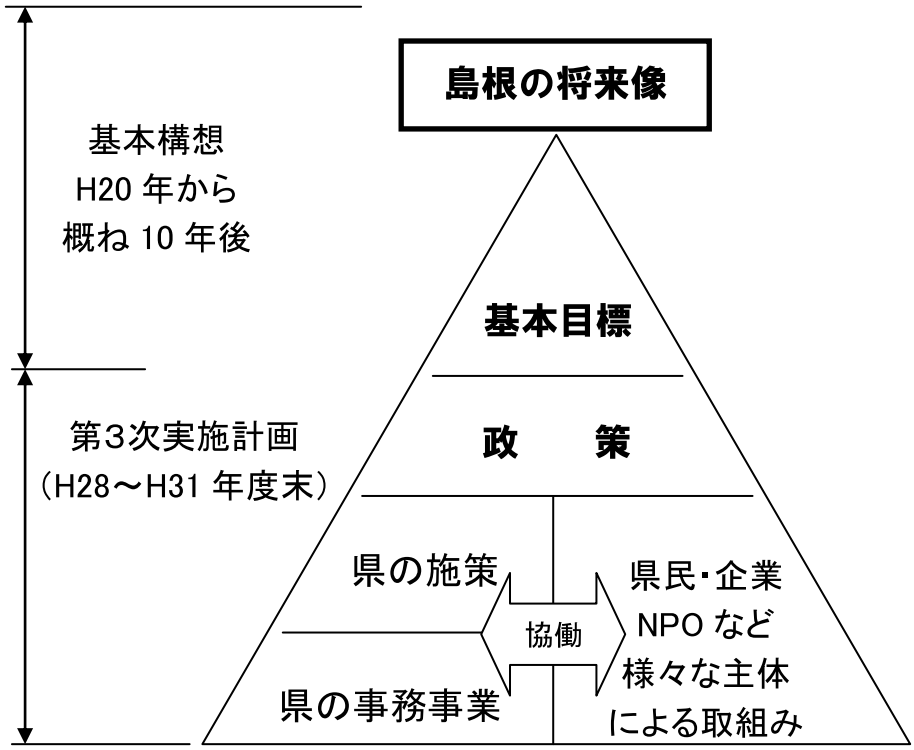
５．「第３次実施計画」の推進にあたっての重点分野

○ 「第３次実施計画」は、「第２次実施計画」の評価や、「島根県総合戦略」などを踏まえながら推進します。
○ この計画の推進にあたっては、「総合戦略」における基本目標を中心に、豊かな県民生活の実現に向けて必要な以下の分野について、重点的に取り組んでいくこととします。

- 産業の振興と雇用の創出
- 結婚・出産・子育て支援の充実
- 定住・移住の推進
- 中山間地域・離島対策の推進
- 安全・安心な県民生活の確保

【島根総合発展計画のイメージ図】

市町村との緊密な協調・連携のもと、島根の総力を結集して、将来像の実現を目指します。



上記イメージ図の三角形の上部にある「基本目標」と「政策」は、「島根の将来像」の実現を目指して、県民すべてが共有するものと位置づけています。

次に、その実現に向けて、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の事務事業」）を掲げるとともに、県民、企業、ＮＰＯ[1] など様々な主体による協働[2]の取組みや、地域の活性化に向けた活動などについて紹介します。

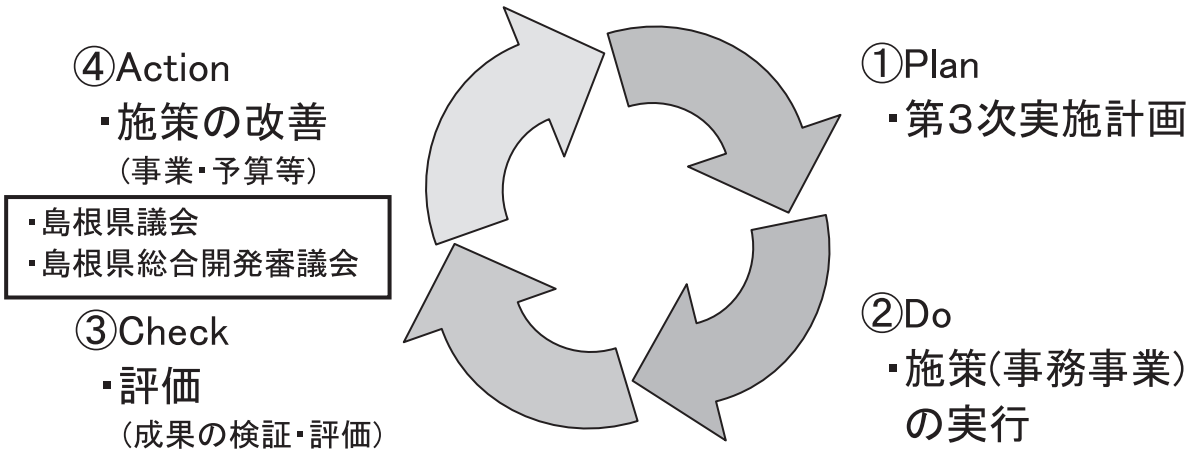
[1] ＮＰＯ：Non-Profit Organization「非営利組織」。利益の獲得・分配を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織・団体。ＮＰＯの中で「特定非営利活動促進法」により法人格を取得したものがＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）。

[2] 協働：県民、企業、ＮＰＯなどと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動すること。協働により、きめ細やかな公共サービスの提供が可能となったり、県政への県民参加が進んだり、行政サービスの効率化が図られることなども期待されている。

【島根総合発展計画「第３次実施計画」の進行管理】

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、第３次実施計画に掲げた施策の成果の検証と評価を毎年実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメント（行政評価システム）の取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

なお、計画の実施については、毎年の評価結果を踏まえ、社会・経済情勢等の変化も見極めながら、予算等に反映するなど、機動的に対応していきます。



「マネジメントサイクル（行政評価システム）のイメージ」

島根を取り巻く情勢

１．時代の潮流

・全国的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の人口は減少に向かっています。高齢者の割合が今後さらに高まる中で、地域の活力を維持していくための取組みがますます重要となっています。

・地方創生・人口減少対策のための政策の推進

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保を図ることを目指し、地方創生の取組みが、我が国全体で進められています。国と地方が、総合戦略に基づく取組みを着実に推進していくことが求められています。

・地方分権社会の進展

住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な行政主体が担うという視点から地方分権改革が進められてきており、これまでの改革の成果を踏まえ、地方公共団体等からの提案を受けて、地方の発意に根差した新たな取組みを推進しようとしています。

・経済の好循環の一層の拡大

我が国全体では、緩やかな景気の回復基調が続いていますが、大都市部に比べて、地方では景気回復の効果を十分には実感できていない状況にあります。企業収益の改善が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を、一層拡大していくことが求められています。

・経済のグローバル化

世界的な規模でグローバル化が進展し、貿易の自由化が進んでいます。環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、農林水産業等への影響が懸念されており、総合的な政策対応が求められています。

・情報化・科学技術の進展

ＩＴ、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなど、多様な技術革新を幅広い分野に浸透させる取組みが経済の成長力強化につながっています。

・社会保障と税の一体改革

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革が進められています。

・環境問題や安全・安心への関心の高まり

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故など大規模災害から得られた教訓等を踏まえた防災・減災対策の充実・強化、地球規模で深刻化する環境問題への対応、また、治安対策などの安全・安心の確保に向けた取組みが重要となっています。

・多様な価値観が共存する成熟社会

一人ひとりの価値観や個性を尊重する中にも、連携や調和を大切にする社会の実現が求められています。

２．島根の現状と課題

●県土・人口・経済等

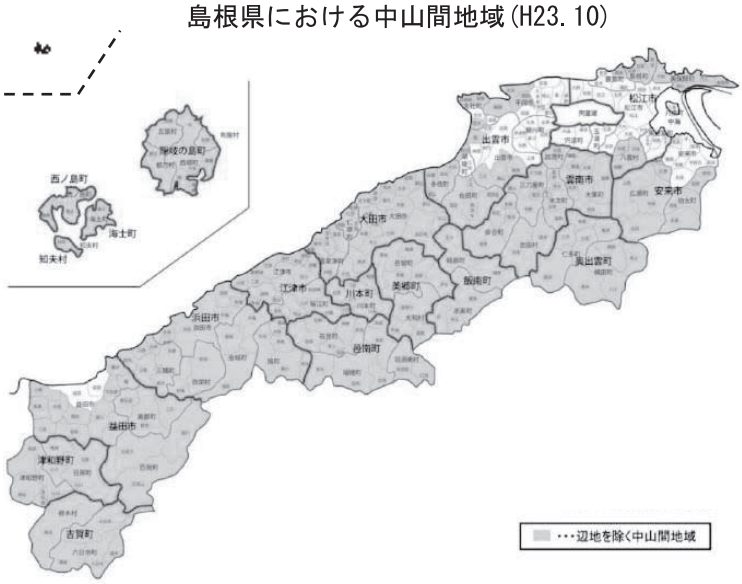
〔県土〕

島根は、県土の約８割が森林に覆われるとともに、日本海に浮かぶ隠岐諸島や長い海岸線を有するなど豊かな自然に恵まれている一方、課題も有しています。

島根県の面積は 6,707 ㎢で、全国第 19 位、国土の約２％を占めています。また、東西に約 230㎞ と細長く、隠岐諸島を有していることから、地理的にも歴史的にも異なる特性がそれぞれの地域に存在しています。県土の約８割を占める森林と大小の河川・湖沼、沖合に広がる日本海など、豊かな自然に恵まれていますが、脆弱な土質や気象条件等から、多くの自然災害にも見舞われてきました。

また、山々が海岸線にせまっていることなどから、県土のおよそ 86％は中山間地域[3]となっており、生活や経済活動の条件などが厳しく、過疎化・高齢化の進行が極めて深刻な状況となっている集落も増えつつあります。このため、地域の内外から多様な知恵と力を結集して、耕地、森林等がもつ公益的機能や、住民生活を支える地域機能を維持していく必要があります。

島根県における中山間地域(H23.10)



一方、暖流と寒流が交わる隠岐諸島周辺や出雲・石見地域の沿岸・沖合は、魚介藻類が豊富な漁場となっています。しかし、竹島とその周辺海域は、韓国の警備隊員の常駐などにより約 60 年にわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況となっています。島根県では、平成 17 年３月に条例を制定し、竹島問題について啓発活動等を実施しています。政府の外交努力によって問題の平和的な解決と領土権の早期確立が図られるべきです。

[3] 中山間地域：「島根県中山間地域活性化基本条例」において島根県独自に定めた地域（過疎地域、特定農山村地域、辺地など）

〔人口〕

島根県の人口減少と高齢化は、当面の間は続きます。中山間地域では、特にその傾向が顕著となっています。産業振興による雇用創出や子育て支援などの取組みにより、人口減少に歯止めをかけ、長期的な人口の安定化につなげていくことが必要です。

島根県の人口は、昭和 30（1955）年の 92 万９千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成 27（2015）年 10 月１日現在の国勢調査人口（速報値）は 69 万４千人となっています。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いています。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出超過が多いことが、近年の社会減の主な要因となっています。

自然動態についてみると、平成４（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いていますが、長年にわたる少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれます。

将来の人口については、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「島根県人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）において、次のとおり長期見通しを示しています。

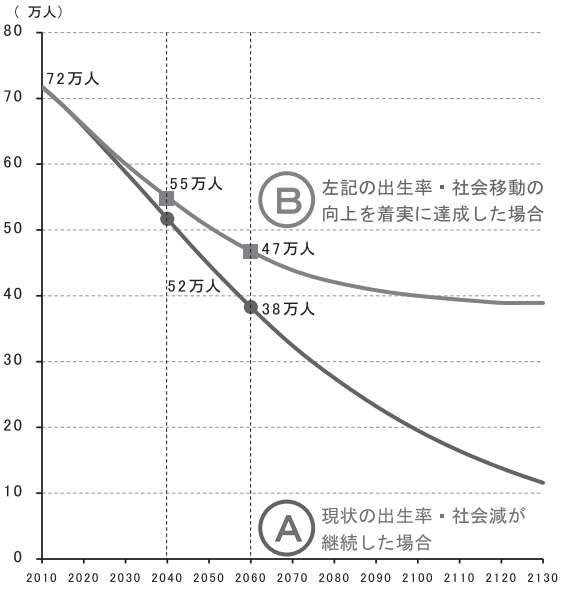
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年１月推計）」をベースにして、その前提条件を置き換えると、自然動態、社会動態ともに現状の出生率・社会減が継続した場合は平成 72（2060）年の人口は 38 万人となりますが、平成 52（2040）年までに出生率が 2.07 に向上し、社会減が段階的に０となった場合は平成 72（2060）年の人口は 47 万人となります。

長期的な人口減少が続いた場合には、買い物、公共交通などの日常生活に不可欠なサービスの提供・確保が困難となり、このようなサービスの低下が、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥る恐れがあります。中山間地域においては、こうした問題に既に直面しており、さらなる深刻化が懸念されます。

このため、島根県人口ビジョンで掲げた、平成 52（2040）年までの出生率 2.07 への向上と社会移動の均衡を実現するため、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組みや、産業振興により雇用の場を創出していく取組みなどが引き続き必要となっています。

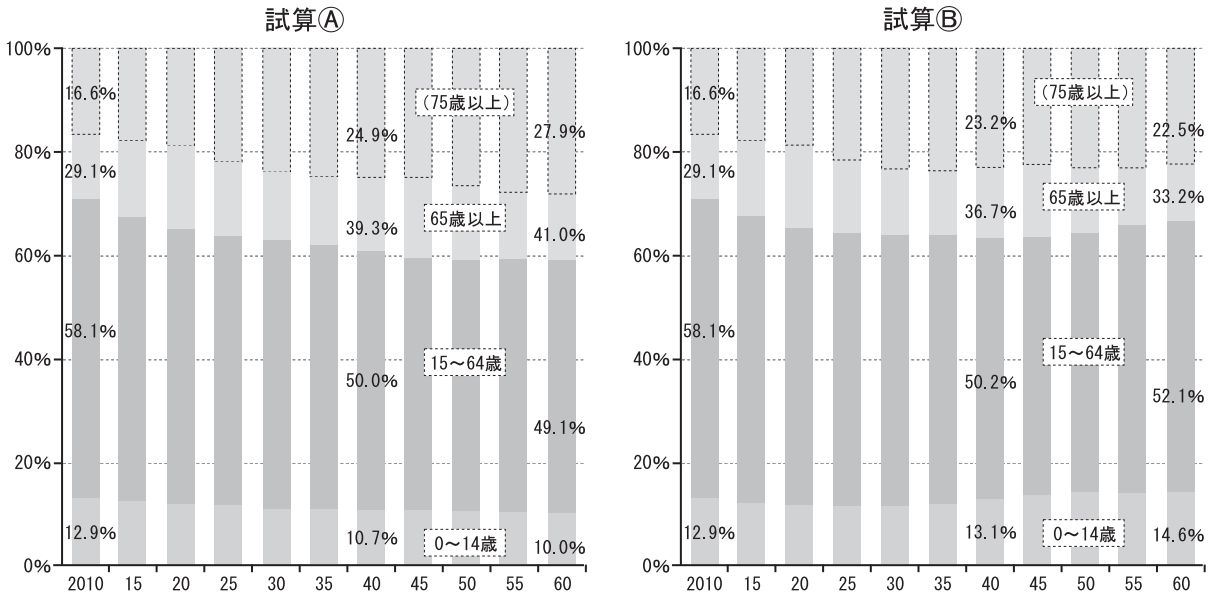
島根県の人口シミュレーション

	前提条件		試算結果	
	自然動態	社会移動	2040年	2060年
試算Ⓑ	国の長期ビジョンと同様に県の出生率が2040年までに2.07となった場合	県の減少率が2040年までに段階的に０となった場合	55万人	47万人
試算Ⓐ	県の出生率1.63（2009～13年平均）が継続した場合	県の減少率（2009～13年平均）が継続した場合	52万人	38万人

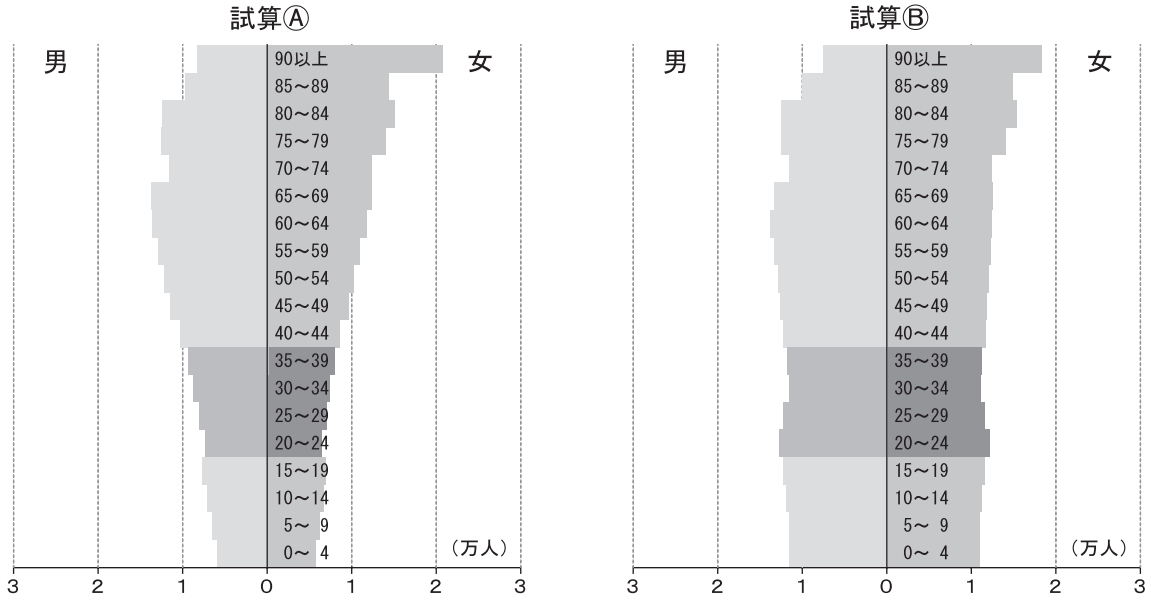


「島根県人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）

試算Ⓐと試算Ⓑの年齢構成の比較

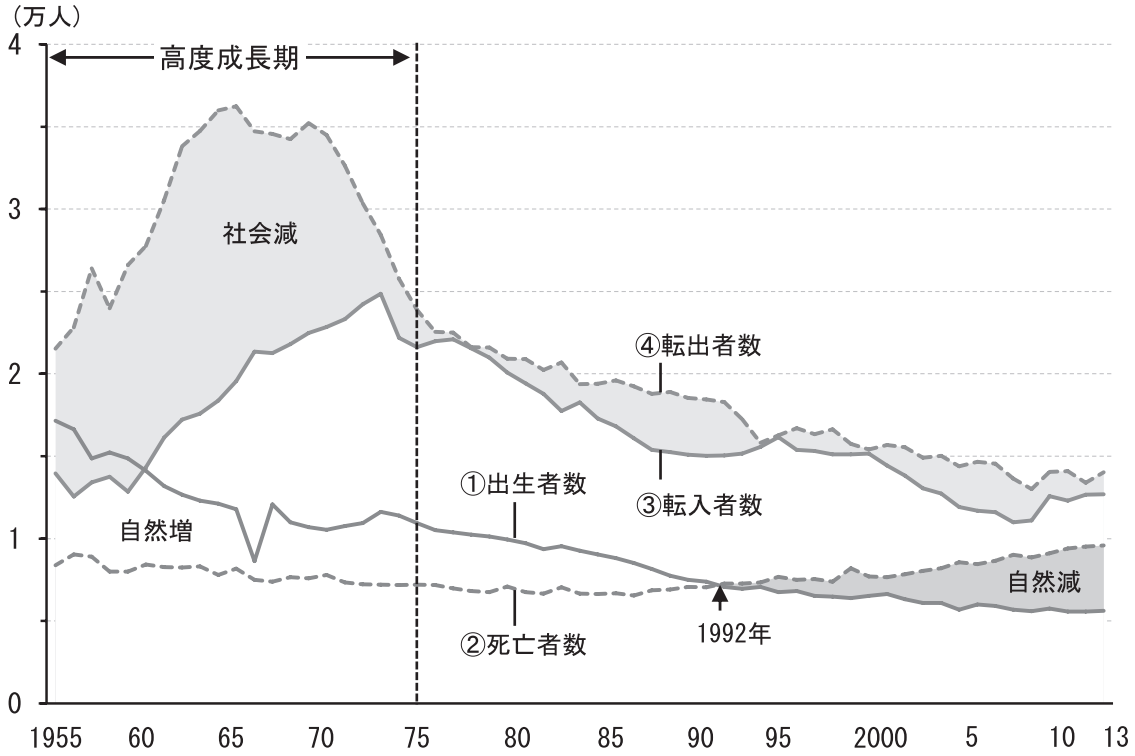


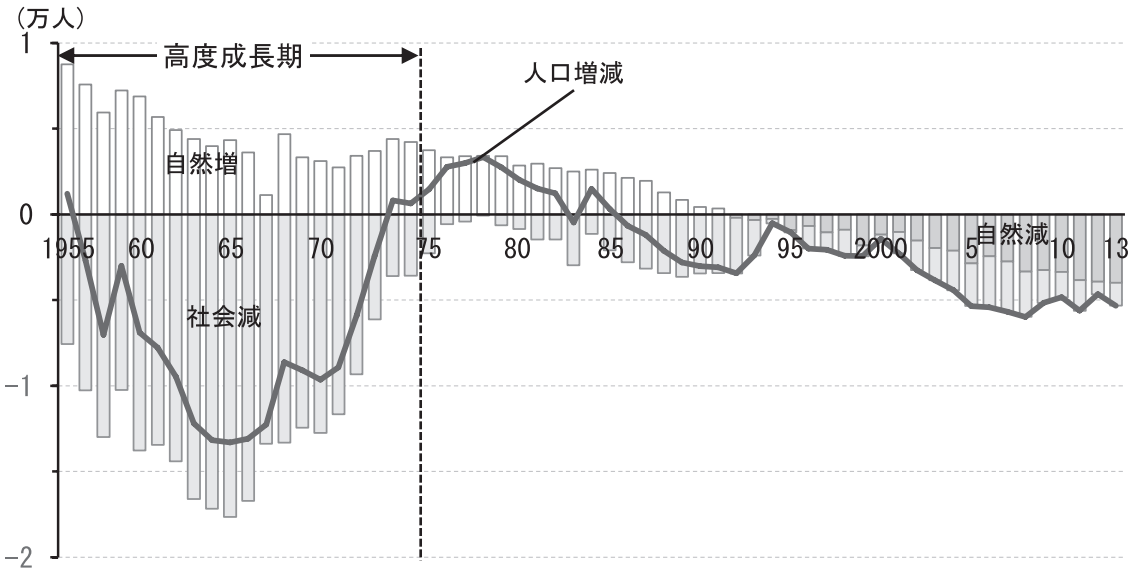
試算Ⓐと試算Ⓑの人口ピラミッド(2060 年)の比較



「島根県人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）

社会動態・自然動態の状況



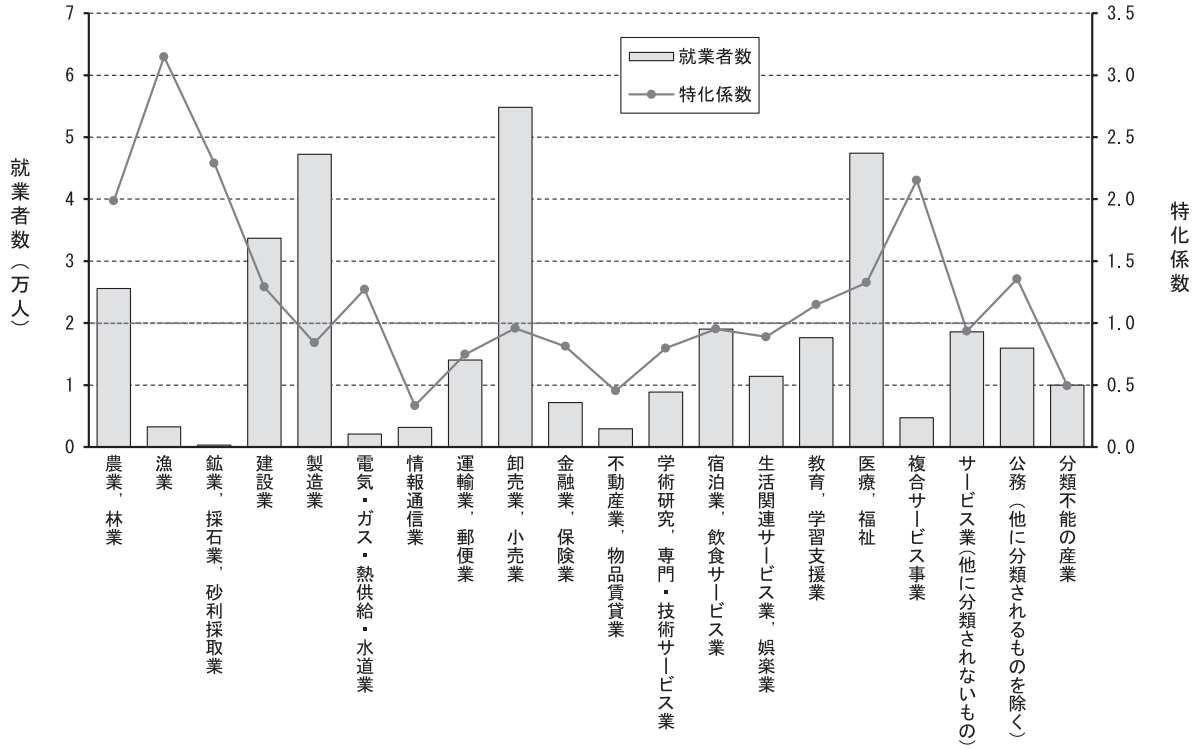


「住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）」、「人口動態統計調査（厚生労働省）」

〔経済〕

島根県の経済は、公的部門への依存度が高い構造となっています。地域経済の活性化のためには、拡大する国内外の市場に向けて戦略的な経営展開を図り、民間需要が中心となる産業構造へ転換していくことが必要です。

産業別就業者数（島根県・平成22年）



〔注〕特化係数＝島根県の当該産業の比率／全国の当該産業の比率

「国勢調査報告（総務省統計局）」（平成 22 年）

〔市町村合併〕

市町村合併の進展により、19 市町村となりました。子育て支援の実施などに当たっては、機能の強化された市町村との連携強化が重要となっています。

〔財政〕

島根県の財政は、計画にそって健全化が進んでいますが、引き続き厳しい状況にあります。今後とも、健全な財政運営ができるよう、取組みを推進する必要があります。

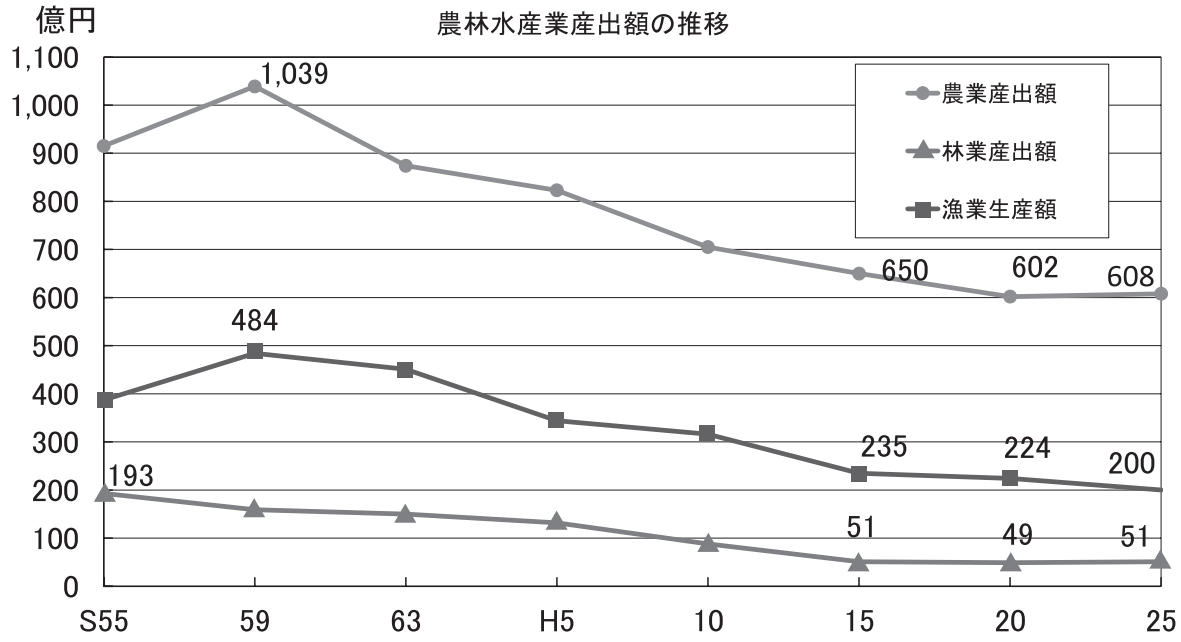
●産業活動

〔商工業等〕

製造業やソフト系ＩＴ産業などの分野を中心として、企業の競争力の強化、人材育成、関連企業の立地や、中小企業の持続的発展に向けた円滑な事業承継を推進する必要があります。

〔農林水産業等〕

消費者に好まれる、安全で安心な食品を安定的に供給できる収益性の高い農林水産品づくりに向けた取組みが必要です。

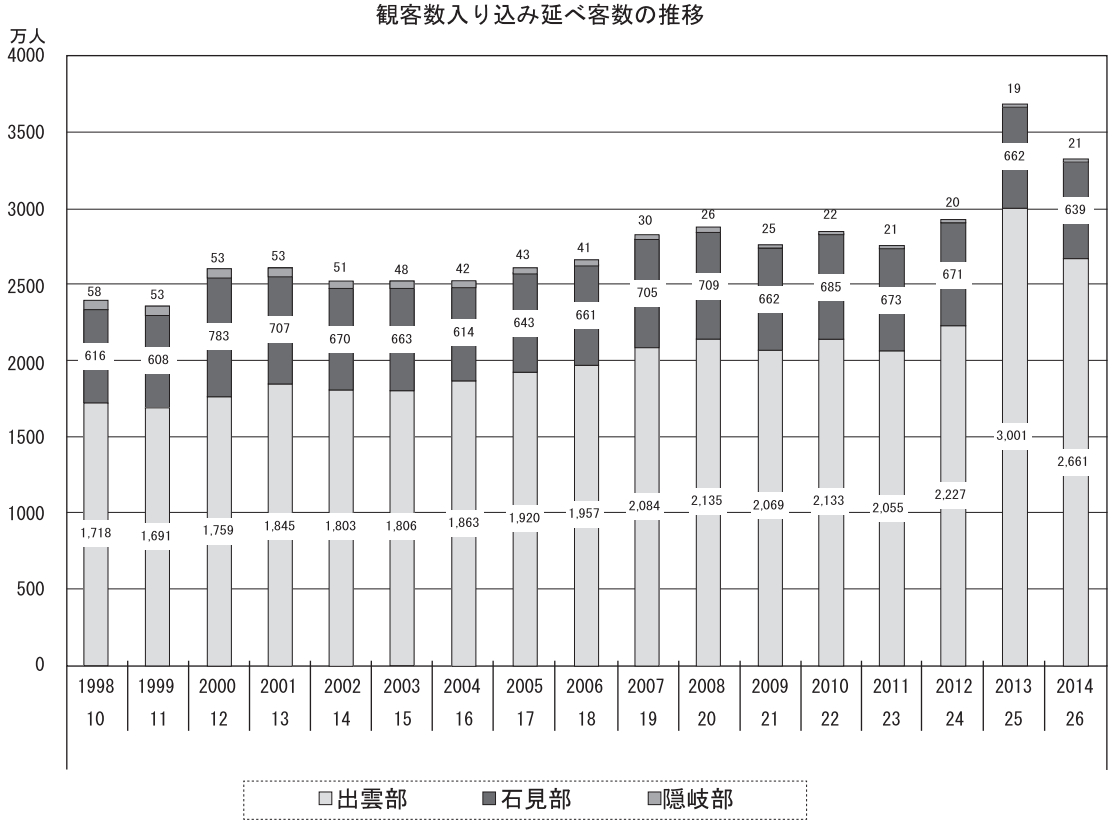


島根県農林水産部調べ

〔観光〕

島根には、優れた観光資源がたくさんあります。国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりや、他県との広域的な連携、情報発信が求められています。

観客数入り込み延べ客数の推移



「島根県観光動態調査結果」より作成

〔雇用〕

雇用を取り巻く状況は、緩やかに改善していますが、県内に定着、回帰・流入するひとの流れを一層確かなものとするため、多くの若い人が県内で就職できるための取組みが必要です。

〔基盤〕

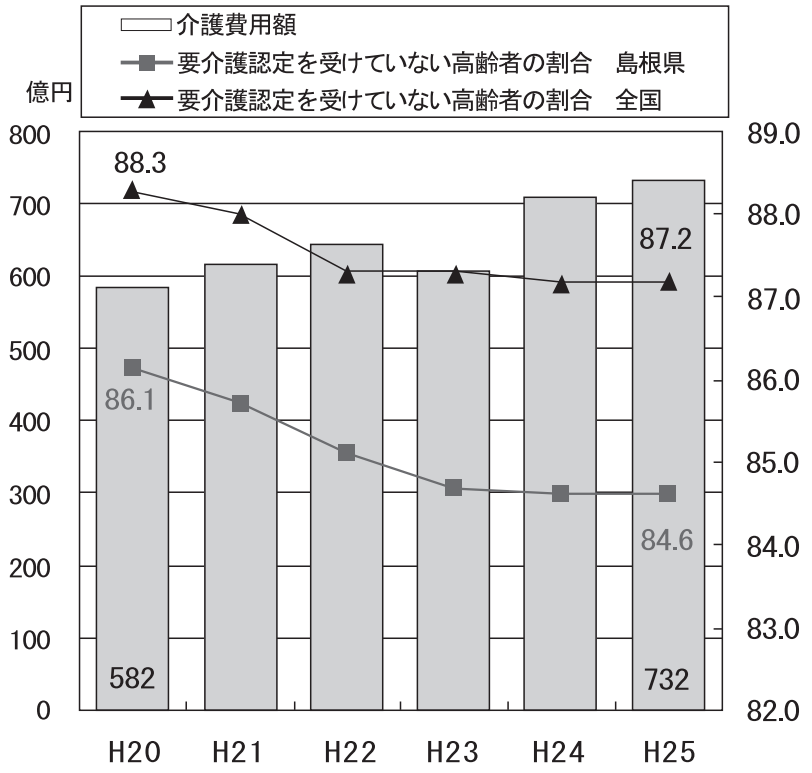
大都市から離れ、東西に細長いといった地理的条件にある中で、産業や地域の活性化のためには、高速交通等の基盤の整備が重要です。

●安全・安心な生活

〔健康・介護・福祉〕

生活習慣病予防や介護予防の取組みのほか、高齢者の地域における生活の支援体制の構築や障がい者の自立に向けた取組みを進める必要があります。

介護保険総費用額と要介護認定を受けていない高齢者の割合



厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」より作成

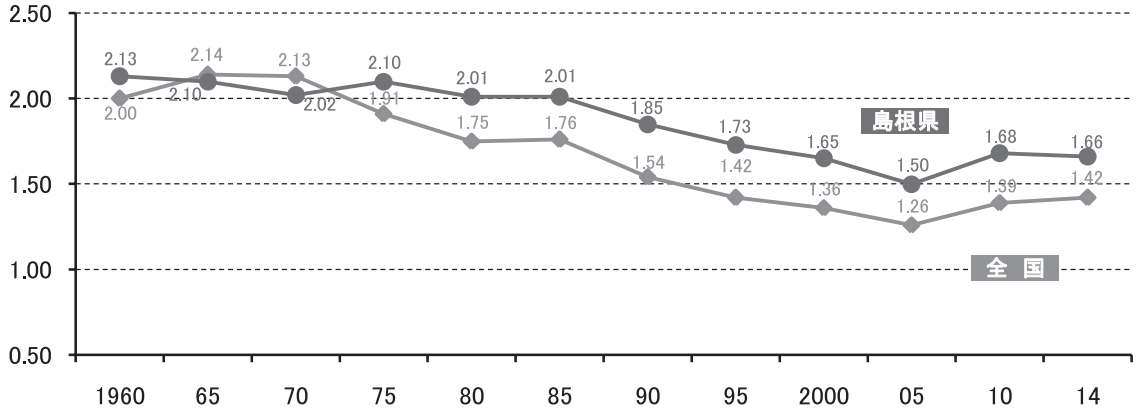
〔医療〕

地域医療の充実を図るため、医師や看護職員の不足や偏在を解消するとともに、医療機能の分担・連携を図る必要があります。

〔子育て〕

仕事と家庭生活の両立支援の取組みや、子育てに伴う経済的負担の軽減、周産期医療・保育の充実などによる子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、家庭の大切さについての理解を深めることが必要です。

合計特殊出生率の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

〔暮らし〕

人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、地域に安心して住み続けることができるよう、住民主体の議論を通じて、日常生活に必要な機能・サービスの集約化等と併せて交通弱者の移動手段を確保する地域運営の仕組みづくりを進め、基本的な生活機能を確保することが必要です。

〔災害・治安〕

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故等を受け、災害の防止、災害が起こったときの被害の軽減を図る取組みや事故・事件から県民の生命と財産を守る取組みがますます重要になっています。

●人づくり・環境・文化

〔教育〕

ふるさとに愛着と誇りをもって、島根の将来を担う子どもたちを、学校・家庭・地域社会が互いの信頼関係を築きながら、一体となって育てていくことが重要です。

〔人権〕

一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。

〔男女共同参画〕

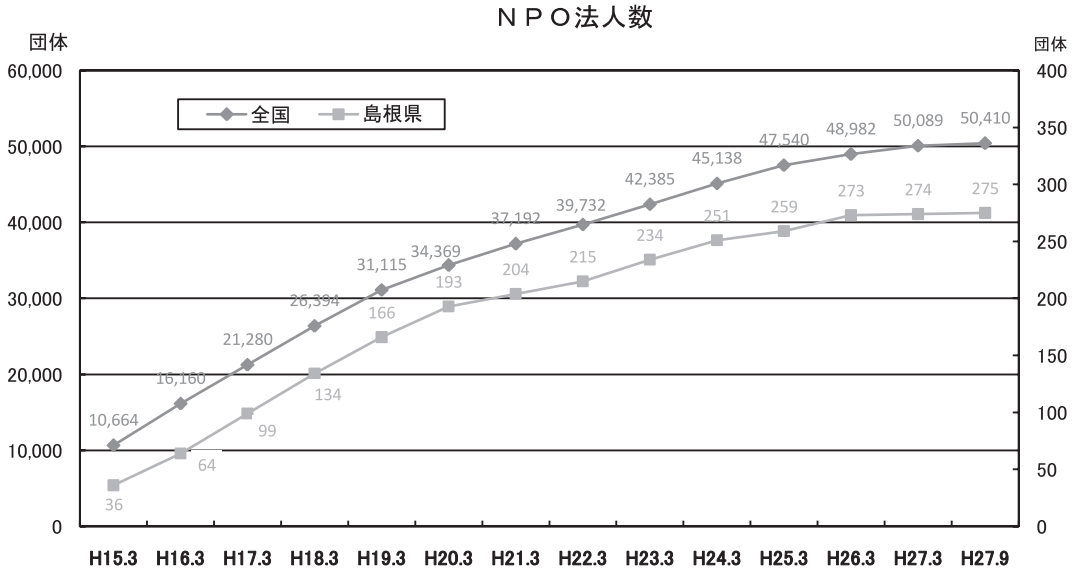
家庭や地域、職場など様々な場で、男性も女性も共に責任を分かち合い支え合う男女共同参画を進め、女性が活躍できる環境を整備するための取組みが必要です。

〔国際化〕

経済、環境、文化、学術など多様な分野において、国際的な視野に立った取組みを進めていくことが求められています。

〔社会活動〕

ＮＰＯをはじめとする多くの県民による社会貢献活動が、福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野で活発に展開されるための環境づくりが求められています。



島根県環境生活部ＮＰＯ活動推進室調べ

〔自然環境〕

島根には、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があります。このかけがえのない財産をよりよい姿で将来の世代へ引き継いでいくことが必要です。

〔歴史文化〕

全国に誇れる固有の歴史と文化を、魅力ある地域づくりに活かしていくとともに、愛着と誇りを持って次の世代に継承することが必要です。

参考

１．島根の将来像と基本目標

私たちの住む島根が、大きな時代の転換点にあっても、しっかりとした足取りでこれからの時代を切り拓いていくためには、県民の皆様が広く共有することのできる将来像を掲げ、その実現に向けて総力を結集していくことが重要です。

島根が目指すべき将来像を次のとおりとします。

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、
県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

（１）島根の強みを活かす新しい発展を目指して

島根が目指す発展は、県民の福祉と地域の魅力の向上を図り、新しい時代を切り拓くことのできる地域社会を実現するものです。そのためには、まず、産業を振興し、活き活きと働くことのできる雇用の場を拡大する必要があります。このような経済的発展の力は、社会的・文化的側面など、島根の様々な分野において新しい時代を築いていく上でも大きな原動力となります。

また、島根が目指す方向性は、経済性や効率性の追求に留まらず、様々な価値観が共存・調和する重層的・総合的な進歩を伴うものです。地域ごとに異なる特性を活かす視点や、地域間で互いの足らざる部分を補完しあう観点から島根の強みを見つめ直し、活かしていくことが重要です。

私たちは、今こそ、美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の文化、歴史、さらには、こうした環境の中で培われてきた誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、島根が有する様々な特長に、新たな意義と可能性を見いだし、多面的に活用することによって、新しい発展を図っていく必要があります。

（２）県民総力の結集

県民一人ひとりの「住む地域をよりよくしたい」と願う思いを結集して、島根の将来像の実現を目指します。勤労や生産、様々な社会活動などを通じて、経済の発展や地域社会の安定、人づくりや地域文化の創造に参加し、自分の住む地域に貢献できる環境を整えるとともに、自主的な活動の成果をともに分かち合える社会が実現できるよう、果敢に行動を起こすことが求められています。

近年、県内では、行政だけでは解決できない課題への対応や、身近で深い信頼関係に基づく、きめ細やかなサービスの提供など、幅広い分野において、自主的・

自発的に活動を展開する様々な団体等の活躍の場が広がりつつあります。様々な主体が、互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで、単独ではなしえない力を発揮することができます。相互の関係を深めながら、『県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集』を図ることにより、島根の将来像の実現を目指します。

このような基本認識の下、目指すべき将来像の実現に向けて、総力を結集して取り組む上での「基本目標」を以下の３点とします。

基本目標Ⅰ　『活力あるしまね』
～　活発な産業活動が展開され、若者が活き活きと働き、
国内外から多くの人が訪れる、活力ある社会を目指します　～

島根が今後、健全でバランスのとれた総合的な発展を遂げるためには、まず、力強い産業活動が支える地域経済の活性化を実現することが不可欠です。

近年、県内の各地域においては、優れた技術の蓄積に加え、様々な産業分野において、新しい動きが生まれつつあります。また、小さくてもキラリと光る価値が再評価される時代の到来を見据えると、大量で安価な生産を追求するのではなく、多様化するニーズに的確に対応した少量多品種で付加価値の高い生産が可能となる体制を築くなど、従来とは異なる戦略を展開する好機でもあります。

こうした産業活動の息吹きや市場の変化を大切に活かしながら、島根らしい経済的発展を追求します。『特色ある地域資源の活用による島根独自の強みの増進』を図ることは、経済的な発展のみならず、島根の存在感を高めることにもつながります。

力強い産業活動を背景に、創造性あふれる活動が県内各地において活発に展開され、ふるさと島根に帰りたいと願う若者、島根で暮らしてみたいと願う若者が、一人でも多く定着し、地域で活躍できるよう、『若者を惹きつけ、若者が牽引する地域づくり』を目指します。

基本目標Ⅱ　『安心して暮らせるしまね』
～　県民誰もが、生涯にわたり安心して
生活を送ることができる社会を目指します　～

どこに住んでいても、いつでも、またいくつになっても安心して生活できる地域社会を形成することは、島根が発展していく上での大前提となります。災害や事件、事故から生命や財産を守り、また安心して医療を受けることのできる体制を確保すると

ともに、様々な障がいがある人々にとっても健康で安心できる地域社会を構築していく必要があります。

また、私たちが迎える未来は成熟した社会であるとともに、我が国が経験したことのない超高齢社会でもあります。島根は、全国に先駆けて高齢化が進んでいるからこそ、『生涯を通じ、健やかに暮らせる高齢社会づくり』を、全国に先駆けて実現すべき役割を担っています。世代を越えて共鳴しあい、互いに高めあえる高齢社会の実現を先導します。とりわけ、団塊の世代と言われる年齢層は、人口の１割近くを占め10年後には高齢者の仲間入りをします。この世代は、多様な経験や価値観を持つ世代であり、幅広い分野での貢献が期待されます。

さらには、人と人とのつながりを大切にする温もりのある島根において、社会全体で子育てを支援する環境づくりを先導的に進めていくことも、大きな意義を持つものです。

基本目標Ⅲ　『心豊かなしまね』

～　地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します　～

現代社会は、単に物質的な豊かさを追い求める時代から脱却し、心の豊かさや環境への配慮など、これまで島根が大切に守り育んできた価値観を再評価しようとする時代への過渡期でもあります。島根の恵まれた自然環境や、連綿と受け継がれてきた歴史と文化の保全・活用に向けた各地域の真摯な取組や、地域に密着した大学等の高度な知的基盤は、これからの島根の発展にとって大きな力となるものです。島根の優位性と可能性を十二分に活かすとともに、ふるさとへの誇りや、思いやりを育む人づくりにより、「島根に生まれてよかった」「島根に住んでよかった」と、心の豊かさを実感できる地域づくりを目指します。

また、島根の将来を担う子どもたちの知・徳・体の調和の取れた成長を推進していくためには、学校・家庭・地域社会が連携して教育の充実に取り組む必要があります。

真の心の豊かさを実感できるためには、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自由に意思表示し、能力や資質を発揮できる環境の中で、それぞれが対等な立場で社会参加できる開かれた地域社会を創造することが求められます。

２．計画の推進に向けた県の基本姿勢

「島根総合発展計画」は、県財政の健全化との両立を図る視点からは、財政健全化の中でも島根全体の活力が失われることがないよう、総力を結集して取り組むべき指針としての使命を有しています。厳しい社会情勢を乗り切って進んでいくためには、引き続き県行政が自己改革を行い、広く県民の理解を得ながら、「県民中心の県民に信頼される県政」の実現に努めることが不可欠です。このため、これからの県政を推進していく上での、基本的な取組方針を次のとおりとします。

（１）総力を結集し、新しい発展を促す県政運営

- 効果的でわかりやすい広聴・広報活動により、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・ＮＰＯなどと幅広い協働を推進することにより、県民が主体的に地域づくりに参画する動きを促進する総力結集型の行政を推進します。

- 市町村が、自主性・自立性を確保し、総合的な住民サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の連携・協力関係を進めます。また、県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

（２）財政の健全性の確保と、公正で効率的な行政の推進

- 「財政健全化基本方針」（平成 19 年 10 月）に基づき、この４年間を「集中改革期間」と位置づけ、財政の健全化を進めてきました。この間、計画方針に沿って財政収支の改善が進んできています。平成 29 年度において一定の基金を確保した上で、収支均衡の状態にすることを目指して、取組を引き続き着実に進めます。

- 時代の変化に早く反応し、機敏に行動できる活動的な組織体制を維持するための不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的な体制になるよう柔軟に見直します。また、一人ひとりが持てる能力を最大限に開発・向上させながら、新しい発想や工夫により、諸課題に積極的に取り組む職員を養成します。

- 県民の視点に立った成果重視の県政運営により、効率的で質の高い行政サービスを実現するとともに、十分な説明を行うことにより、県民の理解や県政への参画を促進することが重要です。このため、この計画と一体となった行政評価システムの改善に努めるなど、マネジメントの強化を図ります。

政策・施策体系

島根総合発展計画　第３次実施計画「政策・施策体系」

基本目標	政策		施策
Ⅰ・活力あるしまね	産業振興	1. ものづくり・IT 産業の振興	1.企業の競争力強化 2.新産業・新事業の創出 3.ソフト系 IT 産業の振興 4.企業立地の推進
		2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	1.売れる農林水産品・加工品づくり 2.県産品の販路開拓・拡大の支援 3.農林水産業の担い手の育成・確保
		3. 観光の振興	1.地域資源を活用した観光地づくりの推進 2.情報発信等誘客宣伝活動の強化 3.外国人観光客誘客の強化
		4. 中小企業・小規模企業の振興	1.経営革新及び経営基盤の強化への支援 2.円滑な事業承継の推進
	5. 雇用・定住の促進		1.雇用・就業の促進と人材の確保 2.人材の育成・定着 3.UIターンの促進
	6. 産業基盤の維持・整備		1.高速道路網の整備 2.航空路線の維持・充実 3.空港・港湾の維持・整備
Ⅱ・安心して	1. 安全対策の推進		1.危機管理体制の充実・強化 2.消防防災対策の推進 3.原子力安全・防災対策の充実・強化 4.治安対策の推進 5.交通安全対策の推進 6.消費者対策の推進 7.災害に強い県土づくり 8.食の安全の確保
	2. 健康づくりと福祉の充実		1.健康づくりの推進 2.地域福祉の推進 3.高齢者福祉の推進 4.障がい者の自立支援 5.生活衛生の充実 6.生活援護の確保

暮らせるしまね	3. 医療の確保	1.医療機能の確保 2.県立病院における良質な医療提供 3.医療従事者の養成・確保
	4. 結婚・出産・子育て支援の充実	1.結婚支援の充実 2.妊娠・出産支援の充実 3.子育て支援の充実 4.子育て福祉の充実
	5. 生活基盤の維持・確保	1.道路網の整備と維持管理 2.小さな拠点づくり 3.地域生活交通の確保 4.地域情報化の推進 5.農山漁村の多面的機能の維持・発揮 6.居住環境づくり
Ⅲ・心豊かなしまね	1. 教育の充実	1.学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2.発達段階に応じた教育の振興 3.青少年の健全な育成の推進 4.高等教育の充実
	2. 多彩な県民活動の推進	1.生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2.スポーツの振興 3.文化芸術の振興
	3. 人権の尊重と相互理解の推進	1.人権施策の推進 2.男女共同参画の推進 3.国際化と多文化共生の推進
	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	1.多様な自然の保全 2.自然とのふれあいの推進 3.景観の保全と創造 4.文化財の保存・継承と活用 5.環境保全の推進 6.再生可能エネルギーの利活用の推進

計画の推進に向けた県の基本姿勢	1.県民の総力を結集できる行政の推進 2.市町村との更なる連携による行政の推進 3.財政健全化に向けた改革の推進 4.迅速に活動できる組織の運営 5.政策推進システムの充実

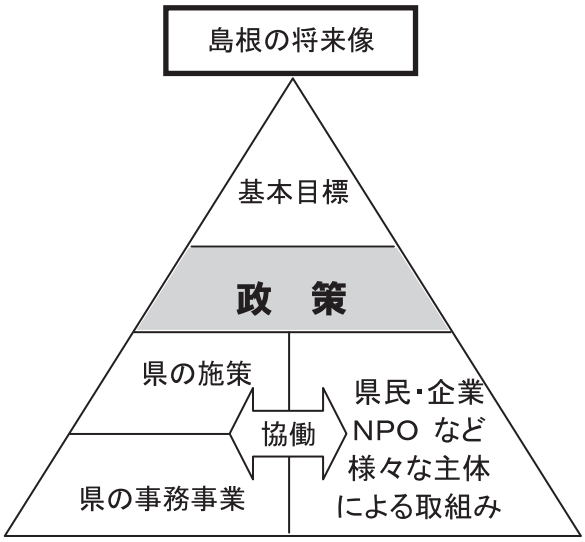
第３次実施計画

（平成２８年度～平成３１年度）

１）各施策に揚げた「成果参考指標」の平成 27 年度の欄は、計画策定時点で把握できる数値です。見込み値も含まれます。

２）「施策」の「目的を達成するための主な事務事業」の担当課は、平成 28 年度の組織体制によるものです。

政　策



「基本目標」の達成を目指して、県民すべてが取り組む内容について記述するとともに、県民の皆様へのメッセージ、様々な主体による協働の取組みや地域の活性化に向けた活動などを紹介しています。

Ⅰ・活力あるしまね

政策Ⅰ―1　産業振興（1）

ものづくり・ＩＴ産業の振興

目　的

○ 国際的な競争力のある裾野の広い、ものづくり産業を創出するとともに、ＩＴ産業の育成・誘致を戦略的に推進し、活き活きと働くことのできる雇用の場を拡げ地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

○ 国内の製造業は、国内市場の縮小や、大手企業を中心とする海外への生産機能の移管、グローバル競争の激化など厳しい経営環境にあるため、県内ものづくり産業は、国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力等の向上に努め、一層競争力を高める必要があります。

○ ＩＴ産業は、クラウド・コンピューティングの進展、開発スタイルの多様化による価格競争の高まり等を背景に、自社商品・サービスの開発を軸にして、多様化・高度化する顧客ニーズ等に対応した、より収益性の高いビジネスへ転換していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 製造業においては、国際的な競争力を高めるため、県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーション（経営・技術の革新）を促進するとともに、新たな技術、製品等の開発による新産業や新事業の創出に取り組みます。

○ ＩＴ産業においては、県内各企業の得意業務分野でのシステム開発やＲｕｂｙをはじめとするオープンソースソフトウェア（ＯＳＳ）を活かしたビジネス手法の習得に取り組むとともに、自社固有の商品・サービスの構築や高度ＩＴ人材の育成を進めます。

○ 企業立地においては、県内での取引拡大や雇用の増加など波及効果が大きい製造業の新規誘致や増設、アイディアと技術によって地理的ハンディを克服できるＩＴ企業の県内集積を一層進めます。

県が実施する施策

① 企業の競争力強化
② 新産業・新事業の創出
③ ソフト系ＩＴ産業の振興
④ 企業立地の推進

県民の皆さまへ

○ 経済のグローバル化などの経営環境の変化や市場のニーズを的確に捉えて自社の経営戦略を構築し、成長する分野、市場への進出や新事業の展開に積極的に取り組んでください。県では新分野への進出や新技術の習得など新たな挑戦をする企業に対して積極的に支援します。

○ 地域の産業や雇用を牽引する集積産業の更なる発展を目指し、関連する企業が連携して様々な課題の解決に取り組んでください。県では集積産業に対して競争力の強化に向けた取組みなどを支援します。

○ 県内各地域で、将来に向けた新たな挑戦を行う企業などに関心を持ち、地域を挙げて応援しましょう。

〔取組事例〕

【新分野への挑戦】

県内の特殊鋼メーカーでは、今後成長が見込まれる航空機・エネルギー分野の事業拡大に向けて、近年、積極的な設備投資が行われています。また、県東部地域の特殊鋼の加工などを行う中小企業においては、強みである加工技術等を中核として航空機産業への参入を目指す共同受注組織である「SUSANOO」が設立され、積極的に営業活動を展開しています。

【海外への展開】

海外からも高く評価されている技術を持ち、特徴的な製品を製造する機械、電子部品、食品などのものづくり企業では、アセアンなど成長著しい新興国の需要を取り込むために、現地生産拠点の開設や、現地企業との技術・販売提携などの動きが見られるようになりました。

また、これらの取組みから浜田港を活用した輸出事例も現れています。

【ＩＴ企業の競争・協奏・共創による世界に開かれたイノベーション】

Ｒｕｂｙの普及・発展を目指して松江市に設立された、一般財団法人Ｒｕｂｙアソシエーションの活動を軸に、県内ＩＴ産業のビジネス拡大や新たな市場獲得を目指して、民間団体・若手エンジニアを中心とする各種取組みの輪が県内全域に拡がりつつあります。

しまねＯＳＳ協議会は「松江オープンソースラボ」を拠点に、ＯＳＳに関わる企業、技術者、研究者、ユーザの情報交換、技術研鑽に定期的に取り組んでいます。

また、チーム出雲オープンビジネス協議会は、若者にとって魅力ある産業づくりを目指して、専門学校、専門高校と連携して、地元の若者へのＩＴ教育に取り組んでいます。

政策Ⅰ―２　産業振興（２）

自然が育む資源を活かした産業の振興

目　　的

○ 高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を育成・確保し、地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

○ 農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、安全で安心な食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
○ 県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。
○ 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）が大筋合意に至ったことから、政府では「ＴＰＰ関連政策大綱」を決定し、ＴＰＰ関連施策が示されました。県としても、国の施策も踏まえながら、県内の農林水産業が国内外の産地間競争に対応できるよう、島根の特性に応じた対策を戦略的に講じていく必要があります。
○ 林業の分野では、林業従事者の若返りや積極的な設備投資による木材産業の強化、原木生産量の増加などの前向きな動きが見られます。
○ 地域の特色を活かしたブランド産品づくりや多様な流通・販売の促進などにより、競争力のある農林水産業経営を持続的に展開していく必要があります。
○ 地産地消においては、県民が県産品を優先的に購入する意識が高いとは言えないなどの課題があります。消費拡大に向けて、事業者や県民による積極的な取組みを進めていく必要があります。
○ 近年、新規就業者や農業法人が増加しつつあり、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも新規就業者支援や農業経営の法人化支援など担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 島根の自然が育む安全で安心な農林水産品の生産から加工・販売に至る一貫した取組みを、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
○ 消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特色を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
○ 安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくり、必要な基盤整備と施設の機能保全対策を推進します。
○ 農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
○ 食に関する情報発信により地産地消の理解を深めるとともに、地元食材の利用拡大に向けた取組みを進めます。
○ 意欲のある担い手の育成・確保に向けて、新規就業者支援など必要な担い手対策を行なうとともに、地域の実情に即した取組みを進めます。
○ 担い手が安定的に経営発展していけるよう農業経営の法人化を推進します。
○ これらの取組みにより、ＴＰＰ関連対策等国の施策の方向等も踏まえ、中山間地域等が多い島根の特性に応じた農林水産業の競争力強化を積極的に推進します。

県が実施する施策

① 売れる農林水産品・加工品づくり
② 県産品の販路開拓・拡大の支援
③ 農林水産業の担い手の育成・確保

県民の皆さまへ

○ 島根の自然が育む農林水産資源などにより、地域を活性化し、豊かにするためには、どのような取組みが必要か、地域の皆さんが一体となって考え、実践する取組みを広げましょう。

〔取組事例〕

【集落営農組織の法人化による経営の安定的・多角的展開】

大田市の農事組合法人は、経営規模は小さいものの、エコロジー米等特色ある米づくりの取組みや、地域の女性の力を活かす場として加工部門を創設し、餅やいちご大福などの製造・販売を行うなど、経営の安定・多角化に積極的に取り組んでいます。

また、邑南町では、合同会社という形態で、経営の多角化を目的に和牛の放牧にチャレンジしています。

【木材の安定供給体制の構築による需要開拓】

木材の安定供給を担う「島根県素材流通協同組合」(構成員 25 社)は、県内の木材生産業者等により平成 21 年に設立され、従来、個々の事業者では不可能だった合板用の原木や木質バイオマス発電用の木材チップといった大口需要に対して、県産木材の計画的・安定的な供給を行っています。

【漁業の構造改革と新たなブランドづくり】

漁業構造改革に取り組んでいる浜田地区の沖合底びき網漁業者は、リシップ（漁船大規模改修）に合わせて整備した冷海水装置を活用し、鮮度落ちが早く、従来は生食が困難であったムシガレイ（通称水がれい）を刺身で食べることを可能にしました。この高鮮度化の取組みは、マダイやマトウダイなど他の魚種へも拡大し、仲買業者や飲食店からは高く評価されています。

【多様な事業者が連携した新商品開発と販路確保】

雲南市内の農業法人では、集落営農組織等と連携し、地元で生産された高アミロース米を活用して、「米粉 100%つなぎなし」の 10 割米粉麺の加工、販売に取り組んでいます。製造された商品は、地元の道の駅で販売、レストランでメニュー化され、現在、道の駅での販売拡大だけでなく、県外・海外への販路開拓も視野に取組みを強化しています。地元での高アミロース米の栽培も大幅に拡大しており、地域農業の維持、発展に寄与しています。

【鶏卵を使用した加工食品の開発・製造で経営を多角化】

大田市内の養鶏事業者を中心に様々な事業者が連携して鶏卵加工食品を開発・製造し、既存の販路に加え、新たな販路開拓を行うことで、経営の多角化、高度化を進めています。加工部門の立上げにあたっては、新規に従業員を雇用するなど、地域経済活性化にも寄与しています。

【商品開発、改良された県産品の販路拡大】

出雲市内の食品製造事業者では、島根県産の食材を取り入れた「おやき」の味や特徴が消費者に効果的に伝わるようにパッケージの改良を行って販路拡大に取り組んでいます。また、新たに開発された商品にも島根県産の食材を積極的に取り入れるなど、島根県食材の認知度向上にも寄与しています。

【小売店と生産者がタッグを組んだ地産地消の拡大】

益田市内の地域密着型のスーパーマーケットでは、地元の生産者や加工事業者とローカルブランド協力会を設立し、目標を立てて地元産品の販売拡大に取り組んでいます。また、これをきっかけに会員による豆腐や牛乳などの新商品が共同開発されるなどの新たな取組みも見られます。

政策Ⅰ―３　産業振興（３）

観光の振興

目　　的

○ 島根の魅力を最大限に活かした観光地づくりと積極的な情報発信により、国内外からの誘客を促し、観光を振興します。

現 状 と 課 題

○ 島根県の平成 26 年の観光入込客延べ数は 3,321 万人、観光消費額は 1,367 億円で、10 年前の平成 16 年と比較すると、約 32%、約 36%それぞれ上昇しています。

○ 平成 25 年の出雲大社「平成の大遷宮」を契機に観光客が増加し、本県において観光は主要な産業のひとつとして今後も大きな成長が期待できます。

○ 旅行スタイルが多様化し、個人旅行中心に変化した昨今、本県独自の豊かな自然と古（いにしえ）から続く歴史・文化を活かしたテーマ性のある観光商品の創出と、訪れた観光客に「本物」の価値を体感していただくための地域の魅力づくりが必要です。

○ 近年、島根を訪れる外国人観光客数は増加していますが、海外での認知度がまだ低く、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないため、全国に比べると伸びはまだ弱い状況です。今後、さらに増加が見込まれるため、隣県等と連携した情報発信、誘客活動、受入環境の整備などの早急な対策が必要です。

取 組 み の 方 向

○ 国宝の出雲大社・松江城・神魂神社、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、日本遺産の津和野、たたら製鉄の遺構など、「本物」の価値を感じることができる島根県独自の魅力ある資源を活かし、地域や民間事業者が主体となって行う旅行商品の創出と、その定着に向けて様々な支援を行うとともに、二次交通の整備やガイドの育成など受入環境の整備を地域と共に推進します。

○ タレントやキャラクターを活用したプロモーションの展開や、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなどの様々なメディアを活用したＰＲなどにより、島根県独自の魅力を、国内外に向け積極的・戦略的に情報発信します。

○ 外国人観光客の増加に向け、ターゲットとする地域ごとに対策を検討し、隣県等と連携した海外プロモーション活動の強化や受入環境の整備などを推進します。

県が実施する施策

① 地域資源を活用した観光地づくりの推進
② 情報発信等誘客宣伝活動の強化
③ 外国人観光客誘客の強化

県民の皆さまへ

○ 観光は、第１次産業から第３次産業までが関わる裾野の広い産業であり、観光消費による経済波及効果や雇用創出効果が大きい産業です。また、観光振興の取組みは、地域資源の活用を通じて、古くから伝わる地域の歴史・文化や豊かな自然など、郷土の素晴らしさを再認識し、ふるさとを誇りに思う気持ちの醸成にもつながります。島根には、豊かな自然、古き良き文化・歴史など、「本物」を感じることができる魅力的な地域資源がたくさんあります。こうした優れた観光資源を大いにＰＲし、島根の魅力が伝わる観光地づくりに参画しましょう。

〔取組事例〕

【地域主体の観光地づくり】

隠岐地域では、隠岐観光協会を中心に既存の地域資源を活用しながら、個人・団体客に向けたイベントや旅行プランの企画、専門家による宿泊施設、食事、土産品の改善支援など、地域ぐるみで観光誘客に取り組んでいます。

また出雲地域では、縁結び観光協会を中心に官民が一体となって『縁結び』や「ご縁」をキーワードに、若い女性に向けたＰＲを展開しており、現在では、全国的に知名度が向上し、集客力のある観光ブランドに成長しています。

石見地域では、石見観光振興協議会を中心に、郷土芸能「石見神楽」を観光の核に位置づけ、定期公演や出張上演、ＷＥＢを活用した情報発信、都市圏でのプロモーションなど、認知度の向上と観光誘客に取り組んでいます。

【積極的な情報発信による観光振興】

平成 25 年度から「ご縁の国しまね」観光ＰＲキャンペーンを開始し、平成 27 年度からは、さらなる認知度向上を目指して「ご縁の国しまね」プロモーションを展開しています。

自然、景観、伝統文化、歴史遺産など、県内各地域の資源を活用し、県、市町村、民間団体、経済界等が一体となって島根の『本物』を全国に向け情報発信し、国内外からの誘客につなげる取組みが進められています。

【外国人観光客の誘客】

外国人観光客の拡大をめざし、東アジアや欧米に加え、タイ（東南アジア）をターゲットとして、誘客活動や島根の認知度を高めるプロモーションを強化しています。

観光事業者と県、市町村が連携し、無料公衆無線ＬＡＮの整備や通訳案内士の育成など、外国人観光客の受入環境整備を進めています。

また、鳥取県、広島県、愛媛県など、他県と連携したプロモーションを展開しています。

政策Ⅰ―４　産業振興（４）

中小企業・小規模企業の振興

目　　的

○ 独自の技術や特色のある商品を持つ中小企業・小規模企業の新たな取組みを支援するとともに、経営基盤の強化や円滑な事業承継を図ることにより、力強い産業活動を推進します。

現 状 と 課 題

○ 島根県の経済構造は、公共事業など公的分野への依存度が高く、民間需要が好転した際の効果を受けにくく、さらに、県内企業は、９割以上が中小企業であり、その８割強が従業員 20 人（商業又はサービス業については５人）以下の小規模な企業です。

○ 小規模企業では、経営者の高齢化がより進行しており、事業の存続が困難な状況にあります。

○ 経済活動のグローバル化や国内・地域内市場の縮小などの影響は、県内企業にも及び、厳しい経営環境が続いており、経営悪化や後継者不足による事業閉鎖・廃業する企業が増えることが懸念される一方で、収益を伸ばす企業があるなど二極化の様相を呈しています。

○ 建設産業においては、公共工事削減等の影響から、非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、異分野進出などによる経営の革新が求められています。

○ 中山間地域や離島を中心として、過疎化・高齢化による商店の廃業が進んでいます。

取 組 み の 方 向

○ 「島根県中小企業・小規模企業振興条例」の制定を踏まえ、「中小企業・小規模企業支援計画」を策定し、地域の中核を担う意欲と能力のある企業を育成するとともに、中小企業・小規模企業の経営改善や自立化、事業の安定化に向けて、県と商工団体等が連携して、きめ細やかな経営支援を実施します。

○ 新商品開発・販路開拓など経営革新に向けた新たな取組みの促進を図ります。さらに、経済変動等に適切に対応した資金を創設し、資金調達の円滑化に取り組みます。

○ 建設産業が異分野に進出するために、県と関係団体が連携・協力し、調査研究や販路開拓、初期投資の支援などに取り組みます。

○ 長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された優れた技術などの経営資源が引き継がれるよう、円滑な事業承継に向けて取り組みます。

○ 地域における商業機能の維持に向け、市町村や商工団体など地域が中心となって取り組みます。

県が実施する施策

① 経営革新及び経営基盤の強化への支援
② 円滑な事業承継の推進

県民の皆さまへ

○ 自社の独自技術・特色ある商品や、身近に存在する資源を活用して、既存事業の拡大や新商品開発・販路開拓など経営革新に向けた取組みを進めてください。また、自社の経営実態を客観的に把握した上で、市場ニーズに沿った企業活動を進め、経営基盤の強化を図るとともに、優れた技術などの経営資源が引き継がれるように努めてください。県では、県内各商工会議所・商工会などの企業支援団体とともに、中小企業・小規模企業の皆さまに対し支援を行います。

○ 地域社会発展のために不可欠な県内中小企業・小規模企業を地域で支え、応援しましょう。

〔取組事例〕

【経営革新の取組み】

創業 100 年を超え、もともと呉服、寝具等を扱っていた出雲市内の小売業者では、地域資源を活用した商品開発を検討する中で、出雲大社をモチーフとし、「縁結び」をキーワードに「縁結び箸」を商品化。神門通りにオープンした店舗では、若い女性を中心に人気商品となり、主力事業にまで成長しています。

浜田市内の木工所では、昭和３２年の創業以来、建具を中心に事業を行っていましたが、需要が減少する中、強みである組子技術を活かした照明器具等の新商品開発を行い、和モダンなイメージの住空間の演出を求める顧客ニーズに応えています。

【伝統工芸の取組み】

県内の若手工芸職人が平成２３年７月より立ち上げた「シマネＲプロダクト」では、会員が相互に連携し、切磋琢磨することで個々の技術を高め、島根県の伝統工芸の承継・発展を目指し活動しています。また、伝統工芸の承継とともに、その技法に海外からの視点を生かした斬新な作品作りにも挑戦し、フランスの展示会への出展、海外のギャラリーなどへ向けてのホームページを作成するなどの取組みを行っています。

【地域における商業の取組み】

人口減少、少子高齢化により買い物の場が失われている中、雲南市波多地区においては、交流センターに食料品・日用品の販売を行う「はたマーケット」が設置され、地域自主組織が運営を行っています。雲南市や商工団体による支援を受け、買い物の場の維持に取り組んでいます。

政策Ⅰ―５　雇用・定住の促進

目　　的

○ 地域の産業が必要とする人材の確保や人材の育成・定着を進め、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

○ 県内の雇用情勢は改善傾向が継続しており、近年の有効求人倍率は全国平均を上回る水準で推移しています。こうした状況の下、人材不足が深刻化している業種も増えてきている状況です。
○ 生産年齢人口の一層の減少が予測される中、県内経済の活力を維持していくためには、産業界が必要とする人材を確保していくことが必要です。
○ 企業活動の維持・拡大を行う上で必要な専門的な技術・技能や知識を持つ人材が不足するとともに、若年者の離職率が高い状況にあります。
○ そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組みが一層重要となっています。
○ 雇用形態や就業形態の多様化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談の内容も複雑多様化しています。
○ 人口の減少と少子高齢化が引き続き進んできており、地域を支える担い手の確保、とりわけ若者の定住が課題とされています。
○ 県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 み の 方 向

○ 若年者・中高年齢者・障がい者等に対する幅広い就職支援を行うとともに、地域産業に必要な人材の確保や県外に転出した若者の県内就職を進めます。
○ 地域や産業界等と連携して、企業ニーズに対応できる人材の育成と職場定着に取り組みます。
○ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境に向けた取組みを推進します。
○ ＵＩターン希望者が求めている雇用など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村やふるさと島根定住財団・関係団体・企業、地域住民等が一丸となり、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの人が定着し、長く住み続けてもらえるよう取り組みます。

県が実施する施策

① 雇用・就業の促進と人材の確保
② 人材の育成・定着
③ ＵＩターンの促進

県民の皆さまへ

○ 県内企業への関心を高め、関係機関が行う県内企業の採用情報の提供、就職相談、企業見学会、インターンシップ、職業訓練等を積極的に活用してください。
○ 県外に在住でＵＩターンを希望するご家族や知人の方がいらっしゃれば「ふるさと島根定住財団」が提供する総合的な定住情報や産業体験、無料職業紹介などをご紹介ください。
○ 事業主の皆様は、新規学校卒業者向けの求人情報の早期提供や、業務内容などの情報に加え、ワーク・ライフ・バランスの取組みを自社の魅力として、積極的に情報発信してください。

〔取組事例〕

【ＵＩターン者の定住促進】

雲南市に拠点を持つ「ＮＰＯ法人おっちラボ」は、雲南市をはじめ島根県東部の住民等に対して、人材育成や地域振興に関する事業を行い、地域に新たな価値と活力を創造するまちづくりの推進に寄与することを目的として設立された団体です。

若者の社会起業や地域貢献を支援する若手人材育成塾（幸雲南塾）の運営などの事業を行政と連携しながら展開し、地域の活性化やＵＩターン者と地域とを連携させる活動に取り組んでいます。

【若年者への就職支援の取組み】

「ジョブカフェしまね」では、合同就職面接会や企業見学会の開催を通じ、学生と県内企業との効果的な出会いの場づくりに取り組んでいます。

また、「しまね就活情報サイト」により県内企業情報やイベント情報を発信するとともに、同サイト登録企業と求職者が双方向で直接アプローチできる機能などによりマッチングを促進しています。

【いきいきと働き続けられる魅力ある職場づくり】

県内企業では、従業員がいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進している企業が数多くあります。

～事例～

○新入社員１人に先輩社員１名が６ヶ月間専属で付き公私にわたる相談役とするビッグブラザー（ＢＢ）制度
○「企業は人である」との経営方針への転換による全社員の正社員化の推進
○女性現場員の採用や70歳までの継続雇用期間の延長など多様な人材の能力を活かす取組みの推進

【地域で活躍する技術人材の輩出】

松江工業高等専門学校やしまね産業振興財団では、企業のニーズに対応できる技術者や、有望分野あるいは新たな社会的課題に対応できる技術者の育成に取り組んでいます。

政策Ⅰ―６　産業基盤の維持・整備

目　　的

○ 産業活動や地域間交流を支える高速道路網や港湾の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

現 状 と 課 題

○ 大都市圏から離れている島根にとって、高速交通は、産業の振興を図る上で極めて重要です。

○ 山陰道の供用率は未だ56%であり、早期の整備が求められています。

○ 航空路線については、観光振興、企業誘致、地域産業の振興や人・物の交流拡大を図るための基盤であり、県内３空港の利用を促進しながら、大都市圏等との路線を維持・充実していく必要があります。

○ 日本海側拠点港に選定された浜田港及び境港、特定地域振興重要港湾の河下港について、拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

○ 山陰道の早期整備を図るとともに、航空路線の維持・充実に努めます。

○ 物流の拠点となる浜田港、境港、河下港について、防波堤や臨港道路等の港湾施設の整備やポートセールス等を推進します。

県が実施する施策

① 高速道路網の整備

② 航空路線の維持・充実

③ 空港・港湾の維持・整備

県民の皆さまへ

○ 高速道路は、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要です。暮らしの安全・安心や、産業、観光の振興を願う立場から、多くの方々に高速道路が早くつながるよう、応援していただいています。

○ 島根県では、沿線自治体や西日本高速道路株式会社などの関係団体と協力して、高速道路の利用促進に取り組んでいます。

○ 大都市圏等と短時間で直結する空港（航空路線）は、現代の多様な経済活動や暮らしにおいて欠かせないものであり、また災害時の輸送や高度医療施設への搬送のためにも必要です。

○ 島根県では、圏域自治体や関係団体で構成する各空港の利用促進協議会と協力して、空港の利用促進に取り組んでいます。各空港の利用促進協議会では、県民の皆様が利用しやすいよう、利用情報の提供、各種のイベントやキャンペーンを行っていきますので、県内空港をご利用いただきますようお願いします。

〔取組事例〕

【高速道路の早期整備に向けた取組み】

山陰道の整備を早期に実現させるため、生活者の視点に立った女性の声を届けようと島根県内で３つの女性団体が活動しています。（ゆうひライン女性の会、山陰道（温泉津・江津間）の早期建設を促進する女性の会、山陰道（出雲―江津間）早期実現推進協議会女性会)。これら、女性の会は、高速道路に関する勉強会や、高速道路の現場見学などにより知識を高め、早期整備を願う地元の声を県内外に発信しています。

【空港の利用促進に向けた取組み】

萩・石見空港の利用促進に向けて、「益田商工会議所青年部」による地元の子ども達を対象にしたパイロットやキャビンアテンダントの職業体験ツアーの企画実施や東京都内での空港ＰＲ、「美都町ゆず生産者組合」によるゆず商品の搭乗者プレゼント、「鎌手地区ふるさとおこし推進協議会」及び「ＪＡ西いわみ水仙部会」による水仙の搭乗者プレゼントなど、各地域の団体が積極的に活動を展開しています。

Ⅱ・安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ―１　安全対策の推進

目　　的

○ 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

○ 多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。
○ 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に備えた県の防災体制の充実が課題となっています。
○ 福島第一原子力発電所事故後施行された国の新規制基準や原子力災害対策指針等を踏まえ、原子力発電所の安全対策及び防災対策を充実・強化し、地域住民の安全安心を確保していく必要があります。
○ 県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、悪質巧妙化する特殊詐欺等の発生や、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪等の新たな脅威に対処していく必要があります。
○ 交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高くなっています。
○ 消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。
○ まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。
○ 冷凍食品への農薬混入事件、食品の産地や品質、賞味期限等の偽装表示の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

○ 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。
○ 広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画を見直します。
○ 本県には、現に島根原子力発電所が存在していることから、県民生活の安全安心を確保するため、放射線等の監視や情報提供及び防災対策の充実・強化を図ります。
○ 各種犯罪対策の強化、県民との協働による地域防犯活動、交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
○ トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。
○ 生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

県が実施する施策

① 危機管理体制の充実・強化
② 消防防災対策の推進
③ 原子力安全・防災対策の充実・強化
④ 治安対策の推進
⑤ 交通安全対策の推進
⑥ 消費者対策の推進
⑦ 災害に強い県土づくり
⑧ 食の安全の確保

県民の皆さまへ

○ 普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて、家族や地域で話し合っておきましょう。
○ 一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。
○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の連帯感と絆を深める活動に取り組みましょう。
○ 消費者被害に遭わないよう、商品やサービスを申し込む時には慎重に考えて行動しましょう。また高齢者など身近な人たちが被害に遭わないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組事例〕

【地域における要配慮者の避難支援】

島根県内では、1,500 を超える自主防災組織が設立され、各地域で日頃から避難訓練や地区内の防災見回り等の防災活動が行われています。

この中でも、松江市法吉地区では、事前に登録した「おねがい会員」（要配慮者）に、近所の「まかせて会員」（支援者）が、災害時の安否確認や避難誘導、日常的な声かけや見守り活動をする仕組みをつくるなど、要配慮者を地域ぐるみで支える仕組みをつくり災害に備えています。

【子どもや女性を守る防犯活動】

島根県内では、約２万２千人の方が防犯ボランティア活動に取り組み、そのうち約 3,400 人の方が青色防犯パトロール隊として日夜、登下校時や夜間のパトロール活動に取り組んでいます。

また、事業者の方々による「『子ども・女性』みまもり運動」を展開しており、県内で 1,200 を超える事業所が子どもや女性を守るための環境整備や見守り活動などに取り組んでいます。

県内の各地域では、自治会や事業所が主体となり、道路や公園などの公共空間に街頭防犯カメラの設置が行われており、犯罪の抑止に大きな効果が期待されています。

【特殊詐欺被害防止に向けた重層的な防犯ネットワークの構築】

島根県では、71 の団体・行政機関で構成している島根県特殊詐欺撲滅対策推進本部を中心に、官民一体となり被害防止に向けた取組を強化しています。

特に、構成団体の民生児童委員協議会等とは防犯協定を締結し、高齢者に対する個別訪問等による直接的な注意喚起を行う協働態勢を構築しています。

また、金融機関とは「預貯金小切手等を活用した特殊詐欺被害防止対策プラン」の運用を共同展開しているほか、宅配業者等とは、全国初となる現金送付防止シール「現金は入っていま宣言」の運用を開始し、高齢者に対する声かけを強化するなど、関係団体との重層的な防犯ネットワークの拡充を図っています。

政策Ⅱ―２　健康づくりと福祉の充実

目　　的

○ 全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

○ 子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。また、島根県の自死者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国平均より高い水準で推移しています。

○ 高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、関係者が連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供できる仕組みづくりが課題となっています。

○ 障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。

○ 人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

○ 子どもから高齢者まで全ての県民が、健康づくりや生きがい活動への意識を高め、心も身体も健康でいきいきと生活できる仕組み・環境づくりを進めるとともに、総合的な自死対策を推進します。

○ 高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取組みを進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。

○ 障がいや障がい者への理解を深めるとともに、障がい者の自立に向けて、地域生活への移行や就労を推進します。

○ 県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

県が実施する施策

① 健康づくりの推進
② 地域福祉の推進
③ 高齢者福祉の推進
④ 障がい者の自立支援
⑤ 生活衛生の充実
⑥ 生活援護の確保

県民の皆さまへ

○ 生涯にわたって健康でいきいきと生活するため、日頃からバランスのとれた栄養、運動、休養などの健全な生活により生活習慣病の予防を積極的に心がけましょう。

○ 特定健康診査やがん検診を受けて生活習慣病の早期発見に努めるとともに、健康状態を確認し、生活習慣を改善していきましょう。

○ 高齢者の方々が地域の社会的な活動に参加されることは、生きがいにつながり、介護予防や閉じこもり防止にもなります。多くの高齢者の方々が、地域社会の担い手として、活躍していただけることを期待しています。
○ それぞれのお住まいの地域で、日頃から、あいさつを交わし、声を掛け合い、必要なときは助け合うようなつながりを築き、地域で暮らしていく上での問題やその解決を話し合っていくなど、住民の皆さんが自ら住みよい地域づくりに取り組むことが大切です。
○ 障がいのある人もない人も、みんなが暮らしやすい共生社会を築いていくため、様々な障がいの特性への理解に努めるとともに、障がいのある人に温かく接し、困っているときには手助けをしていくことが大切です。
○ 自死は、その多くが追い込まれた末の死です。悩みを抱えている人のサインを感じ、共に支え合い、かけがえのない命を守りましょう。

〔取組事例〕

【健康長寿しまね推進会議】

県民の健康づくりの意識を高揚し、自主的に健康づくり活動に取り組む県民運動を、官民一体となって展開する推進母体として、学識経験者や関係団体による検討の場を県、各圏域に設置しています。平成 26 年度は、県内の健康づくりの啓発活動に、延べ９万５千人の参加があり、県民運動が広がりつつあります。

【がん検診啓発サポーター等の取組み】

がん検診の啓発に協力していただける個人や団体をがん検診啓発サポーターやがん検診啓発協力事業所として登録し、地域での集まりや職場、街頭キャンペーン等で啓発活動を行っています。現在、がん検診啓発サポーターは 46 名（６団体含む）、がん検診啓発協力事業所 590 団体が登録されています。

【地域の支え合い活動】

奥出雲町「佐白町自治会」は、過疎・少子高齢化の影響を強く受けている地域ですが、自らでは除雪が困難な世帯への除雪サポート隊による助け合い活動や地域のふれあいセンターを拠点とした小地域サロン、配食サービスの実施など、自治会として住民相互の支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組んでいます。

【認知症サポーターの養成】

認知症になっても、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指す運動のキャンペーンとして、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を学んだ人を養成しており、県内には、平成 27 年度末現在約５万人となる見込みであり、これを平成 31 年度までに７万人とすることを目標としています。

【あいサポーターの養成】

障がいのある人が困っていることや必要な配慮を理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」を養成し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」に取り組んでいます。

政策Ⅱ―３　医療の確保

目　　的

○ すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

○ 75歳以上の高齢者の増加に伴い医療費が増大していくことが見込まれ、持続可能な社会保障制度を確立することが求められる中、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、病床機能の分化と連携を促進し効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療を推進し「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととなりました。

○ 島根県においては、離島や中山間地域、特にここ数年は県西部における医師不足の顕在化や、産科、外科など特定の診療科の医師不足の深刻化など、医師の地域偏在や診療科偏在により、地域医療を支える中核的な病院の機能維持が課題となるとともに、診療所医師の高齢化により、在宅医療をはじめとした身近な医療の担い手が不足してきています。

○ 看護職員については、県内の供給は増加しているものの、それを上回る需要があり、今後とも、不足が見込まれています。

○ 県においては、引き続き、医療提供体制の確保に繋がる様々な取組みを行う必要がありますが、医療従事者不足は全国的な課題であり、国においても、医療従事者不足や偏在の解消に向けた抜本的な対策をとる必要があります。

○ 平成27年に医療保険制度改革法が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険については、財政基盤を強化することや平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることが決定しました。

○ 死亡原因の第一位となっているがん対策については、「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防、治療、患者支援を３つの柱とした総合的な対策を実施しています。

取 組 み の 方 向

○ 病床機能報告制度の活用や地域医療構想の策定を通じて、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、関係者での議論を進めます。

○ 地域包括ケアシステム、特に在宅医療を促進し、医療・介護の総合的な確保に取り組みます。

○ 二次医療圏での医療機関の連携強化はもとより、ドクターヘリの運航やＩＴを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、圏域を越えた、必要に応じて県境を越えた広域の医療機関連携を一層推進し、適切な医療提供体制の確保に取り組みます。

○ 「現役の医師の確保」、「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策により、医師の確保に取り組みます。

○ 看護学生の県内就業促進、看護職員の勤務環境の改善・充実や再就業の支援などにより、看護職員の確保に取り組みます。
○ 県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。
○ 平成30年度からの新たな国民健康保険制度の円滑な実施に向けて、市町村等の関係団体と連携して準備を進めます。
○ がん医療水準の向上や緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組み等、がん対策を総合的に推進します。

県が実施する施策

① 医療機能の確保
② 県立病院における良質な医療提供
③ 医療従事者の養成・確保

県民の皆さまへ

○ 地域の医療を守るため、医療機関毎に異なる役割を理解し、適切な医療機関の利用に努めましょう。
○ 健康や病気のことについて気軽に相談でき、必要があれば病院を紹介してもらえるような「かかりつけ医」を持ちましょう。
○ 県外から医師を招へいするため、島根での勤務に関心をお持ちの医師をご紹介ください。〔情報提供先：医療政策課〕

〔取組事例〕
【地域医療を担う医師の養成】
島根大学医学部では、将来の地域医療を担う医師を養成するため、地域枠推薦入学制度や地域医療実習など様々な取組みが行われており、また、鳥取大学医学部においても島根県地域枠が設けられています。県としても奨学金制度などで支援をしています。

【地域医療を志す医師の県内定着促進】
島根大学医学部地域枠出身医師や県の奨学金貸与を受けた医師などの県内定着を図るため、県では「しまね地域医療支援センター」を設置し、大学、医療機関、医師会、市町村、県が一体となり、「オールしまね」で若手医師が、県内医療機関に勤務しながら専門医の資格を取得するなど、安心してキャリアアップができるよう支援しています。

政策Ⅱ－４　結婚・出産・子育て支援の充実

目　　的

○ 若い世代が島根で、希望どおりに結婚し、子どもを生み育てることができるよう環境を整備し、誰もが子育てしやすいと実感できる島根を目指します。

現 状 と 課 題

○ 合計特殊出生率は、平成 17 年以降、増加傾向にあり、平成 26 年は、全国平均 1.42 より高い 1.66 で全国３位となっていますが、出生数は、緩やかな減少傾向にあり、依然、少子化が進んでいます。

○ 少子化アンケートでは、理想的な子どもの数が平均 2.6 人であるのに対し、実際に予定する子どもの数は 2.0 人と少なく、また、75.2%が「子育てに不安や負担を感じる」と回答しています。

○ 若い世代が理想とする子どもの数を持てるように、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行う体制の整備が必要です。

○ 未婚・晩婚化は、少子化の大きな原因のひとつとなっていることから、結婚支援の強化を図る必要があります。

○ 晩婚化等により不妊症の治療をしている夫婦は増えており、若い世代から妊娠に適した年齢等の妊娠や出産に関する医学的知識の普及を図る必要があります。

○ 低出生体重児の出生割合は減少傾向にありますが、依然として全国平均より高率です。また、産後うつや育児不安などに対する支援が必要ですが、妊娠中からの妊産婦への支援の取組みは十分ではありません。

○ 女性の有業率が高まり、夫婦共働きが増える中、仕事をしながら安心して子育てができるように、職場環境や子育てを支える環境を官民一体となり、進めていく必要があります。

○ 虐待などの相談件数は依然高止まり傾向にあり、虐待を受けるなど保護等を要する子どもや家庭への相談・支援体制の充実が求められています。また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾向にあり、自立を支援することが課題となっています。

取 組 み の 方 向

○ 若い世代の結婚したいという希望をかなえるため、県、市町村、ボランティア、企業等が一体となり、啓発や出会いの場の提供、相談・マッチング等の幅広い取組みを進めます。

○ 安心して、子どもを生み、育てることができるように、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、出産や教育、保育等の環境の整備など、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談・支援体制を構築します。

○ 企業による子育て支援や男性の育児参画を促進するために、官民一体となって取組みを進めます。

○ 保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実するとともに、ひとり親家庭への自立支援を推進します。

県が実施する施策

① 結婚支援の充実
② 妊娠・出産支援の充実
③ 子育て支援の充実
④ 子育て福祉の充実

県民の皆さまへ

○ 妊娠中の方は、妊婦健診等行政の支援サービスの利用により健康管理に努めるとともに、それぞれの医療機関の役割を理解して安心安全なお産を迎えてください。
○ 日頃から健康や病気のことを相談できる、子どもの「かかりつけ医」を持ちましょう。
○ 子育て家庭を社会全体で支えるとともに、結婚や家族を持つ希望が実現できるよう応援する地域づくりを進めましょう。
○ 行政や民間団体が提供する子育て支援サービスを利用し、子育ての負担感・不安感を軽減するとともに、子育て家庭同士の交流を拡げましょう。
○ 育児休業の取得や子育てに対応した勤務の配慮など、働きながら安心して子育てができる就業環境づくりを進めましょう。
○ 児童虐待防止への関心と理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つようみんなで守り、援助が必要な子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わりましょう。

〔取組事例〕

【子育て支援】

県内では、子育て家庭が協賛店に「しまね子育て応援パスポート」を提示すると、様々な子育て支援サービスを受けられる取組みを行っています。こうした取組みを通じて、地域が一体となって子育てを応援する気運醸成に繋がっています。

【縁結び応援】

県内では、結婚を望む独身男女に対して、縁結びボランティア「島根はっぴぃこーでぃねーたー（愛称：はぴこ）」が、相談者の相手を見つけて紹介するなど、出会いのきっかけづくりを行っています。また、市町村では、独身男女を対象とした出会いイベントの開催など、結婚したいと願う人を応援する取組みが広がっています。

政策Ⅱ―５　生活基盤の維持・確保

目　　的

○ 買い物、金融、医療、介護等の日常生活を支える機能・サービスについて、地域の実情に応じて、集約化等も進めながら、維持・確保を図ります。
○ 道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。
○ 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等を利活用し、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

○ 中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、日常生活を支える機能・サービスの確保が困難になる集落が増えています。
○ 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動等を、個々の集落で維持することも難しくなっています。
○ 中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。また、人口減少等により住居や医療・福祉・商業施設、公共交通等のさまざまな都市機能の維持が懸念されています。
○ 通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。特に、地理的条件が不利な離島においては、島の生活や産業活動を支える重要な基盤である離島航路の維持や利便性の向上が必要です。
○ 快適な居住環境に不可欠な汚水処理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。
○ 建設後、相当の年数を経て老朽化が進む道路施設等が増加しています。今後も安全に利用するため、適切な措置を実施し施設の長寿命化を図る必要があります。
○ 情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組みが遅れています。

取 組 み の 方 向

○ 中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、県・市町村・県民の力を結集して「小さな拠点づくり」を積極的に進めます。
○ 農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組みを進めます。
○ 都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
○ 公共交通の採算性を確保することが容易でない地域においても、交通に関わる関係者が協力し、地域の実情に応じて、様々な交通手段を組み合わせながら、日常生活を支える地域生活交通の確保を図ります。
○ 日常生活を支える道路や、汚水処理施設、良質な居住環境などの整備を進めるとともに、老朽化の進む既存施設の長寿命化を図ります。
○ 医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるＩＣＴ（情報通信技術）の利活用向上を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

県が実施する施策

① 道路網の整備と維持管理
② 小さな拠点づくり
③ 地域生活交通の確保
④ 地域情報化の推進
⑤ 農山漁村の多面的機能の維持・発揮
⑥ 居住環境づくり

県民の皆さまへ

○ 地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や、地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などに取り組みましょう。
○ 高齢化が進行する中で、地域生活交通の重要性は高まっています。地域にとって最適な交通手段とはどのようなものか、地域の実情に応じて、行政と地域の皆さんが一緒になって考えていくことが必要です。
○ 農山漁村が持つ、国土の保全や美しい景観の形成などの多面的機能が維持・発揮されるように、草刈りや水路の泥上げ等の地域活動や営農活動、地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組みましょう。
○ 地域の道路を良好な状態に保つため、不具合箇所の通報や草刈り等の道路愛護活動について、住民の皆様のご協力をお願いします。

〔取組事例〕

【廃校を活用した拠点施設での複合サービスの提供】

雲南市波多地区では、地域で唯一の商店閉鎖を受け、旧波多小学校を地域の活動拠点「波多交流センター」として活用し、生鮮食品や雑貨等を販売する「はたマーケット」の開設や、住民が集う喫茶コーナーの設置、買い物に合わせた送迎・安否確認などの取組みが行われています。

【一畑電車と沿線の活性化運動】

出雲市平田町の栄町商店街では、一畑電車の利用促進と商店街の活性化を目的として、一畑電車雲州平田駅前で「駅サイトまつり」を開催しています。

【ＮＰＯ法人による輸送サービスの提供】

美郷町別府地区では、交通空白地域に居住する高齢者等の通院や買い物などの移動を支援するため、県と町の支援により、ＮＰＯ法人が町から無償で車両の貸与を受け、地域が主体となって住民の移動手段の確保に努めています。このほか、県内のいくつかの自治会では、ボランティアにより、住民の通院や買い物などの送り迎えを支援しており、地域主体の取組みが広がりつつあります。

【農村の多面的機能の維持・発揮のための活動】

邑南町の活動組織では、農地の草刈りや水路の泥上げ等の地域共同活動のほか、遊休農地を整備し「花桃の木」を小学生と一緒に植栽するなど、新たな農村景観の創出・保全や地域・世代間の交流活動が行われています。

この他にも、農業生産条件が不利な中山間地域等においては、農業生産活動や集落を将来にわたって維持するための取組みが行われています。

【ボランティアによる道路の愛護活動】

県内各地において 600 を超える団体が、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を利用して、県が管理する道路愛護のボランティア活動に取り組んでいます。沿道の草刈りや清掃のみならず、季節の花を植えるなどの緑化活動も行われています。

Ⅲ・心豊かなしまね

政策Ⅲ―１　教育の充実

目　　的

○ 学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

○ 子どもたちの学力を育成するとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校･家庭･地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
○ 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
○ 学力・体力の低下、いじめや不登校の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
○ 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
○ 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 学力の育成、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
○ 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。
○ 子どもの頃から地元への愛着を高め、地域を担う人材を育成していくため、ふるさと教育を推進します。
○ 地域を担うひとづくりの拠点である公民館や小学校等において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動に取り組みます。
○ 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組みが進むよう努めます。
○ 読書活動や「しまねのふるまい」推進に取り組むことで、心の教育の充実に努めます。
○ 障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、障がいの状況や発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。
○ 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
○ 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

県が実施する施策

① 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
② 発達段階に応じた教育の振興
③ 青少年の健全な育成の推進
④ 高等教育の充実

県民の皆さまへ

○ 自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育てるため、子どもたちが、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心、身近な地域への愛着や誇りを持てるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、教育の充実に取り組みましょう。
○ 子どもたちは、家庭や地域の人と行う自然体験、社会体験を通じて、思いやりなどの豊かな心が養われます。家庭や地域は多様な体験の機会を子どもたちに作りましょう。また、家庭や地域での読み聞かせや親子読書を通じて読書習慣を身につけることで、本から学び、課題の解決やより豊かに生きる力を育てましょう。
○ 青少年は大人社会を写す「鏡」です。青少年の健全育成を自らの問題として捉え、地域社会全体で青少年への影響が懸念される社会環境を改善しましょう。

〔取組事例〕

【学校・家庭・地域が連携した取組み】

吉賀町では、いつの日かふるさと吉賀町を支える人材（財）の育成を目指す「サクラマスプロジェクト」を実施し、保育所から高校までの発達段階に応じた子どもの育ちを支えようと、学校・家庭・地域が協働して取り組んでいます。このうち、吉賀高校では、「サクラマスドリームプログラム」として、生徒が町の活性化プランを発表するなど、地域と連携した教育活動を行い、地域の活性化の一翼を担っています。

【地域を担う人づくりの推進】

松江市玉湯地区では、中学生が町の文化祭に参加したことをきっかけに、中高生が地域貢献活動に取り組む「たまゆメンバーズクラブ（愛称：たまめん）」が平成 18 年に結成され、親子を対象とした「星空観察会」や小中学生を対象とした「夏休み勉強会」など、公民館や子ども会の活動に積極的な協力をしています。

玉湯公民館では、「たまめん」の活動を支援するために、「たまめんサポーターズ」の結成や、公民館報による活動の周知を行っており、こうした公民館の後方支援は「たまめん」の継続や広がりに大きな力となっています。

【地域における子ども読書の推進】

邑南町では、子どもたちが耳からお話を楽しむことで想像力を養い本への興味を持ってほしいとの願いから、読書ボランティア団体「ちいさなろうそくの会」が、覚えたお話を語って聞かせる「ストーリーテリング」を町内全ての保育所や小学校で継続的に行っています。また、地域の方々の参加を促すため、地元図書館と連携した「大人のためのおはなし会」を実施したり、近隣市町村のグループとの交流により、語りの輪を地域に広げる活動も積極的に行っています。

政策Ⅲ―２　多彩な県民活動の推進

目　　的

○ ボランティアやＮＰＯ活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

○ 県では、平成 17 年に県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・ＮＰＯなど多様な主体による地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、協働を推進しています。

○ 県内のＮＰＯ法人数は 278 団体（平成 27 年 12 月末現在）にまで増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、ＮＰＯ法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。

○ 学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。

○ それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動に対する県民の関心が高くなっています。全国大会等での本県選手の活躍は、夢や希望を与えてくれており、活躍する選手が増えることが期待されています。

○ 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」を制定しました。文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすものであり、暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな社会を形成していく上で必要なものです。このため、県民が様々な文化芸術に親しみ、主体的に参加し、創造していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

○ 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づく「県民いきいき活動促進基本方針」に従い、県民・企業・ＮＰＯなど多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』の一層の促進を図ります。

○ ボランティアやＮＰＯ活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。

○ 県民が個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に多様な学習活動に取り組み、その成果が社会生活や地域課題の解決に生かされる環境づくりを進めます。

○ 県民誰もがライフスタイルに応じたスポーツ活動ができる環境づくりを推進するとともに、全国レベルで活躍する選手を育成するため、競技力の底上げとレベルアップなど競技力向上を図ります。

○ 島根の文化芸術が発展し、継承され、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

県が実施する施策

① 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
② スポーツの振興
③ 文化芸術の振興

県民の皆さまへ

○ 地域活動や社会貢献活動である「県民いきいき活動」への、幅広い県民の皆様の積極的なご参加をお願いします。
○ 自分に適した様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などに積極的に取り組みましょう。
○ 一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを意識し、自主的かつ主体的な文化芸術活動に取り組みましょう。

〔取組事例〕

【中山間地域における移動支援サービスの提供】

邑智郡美郷町別府地区では、「特定非営利活動法人別府安心ネット」が、福祉有償運送と公共交通空白地有償運送の認可を取得し、高齢者、障がい者等の日常の買い物や通院等に便利で利用しやすいドア・ツー・ドアの移動支援サービスを提供しています。

【県スポーツ・レクリエーション祭】

「県スポーツ・レクリエーション祭」は、障がいのある方も含め、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が気軽に参加できる交流体験型のスポーツ・レクリエーション大会です。しまねレクリエーションフェスティバルのほか、市町村や競技種目団体等が行う各種のスポーツ・レクリエーション大会がほぼ一年を通して県内各地で開催され、多くの県民が参加しています。

【県民文化祭】

「県民文化祭」は、広く県民によって企画・運営され、多くの県民が参加し創り上げる文化芸術の祭典です。舞台公演や総合美術展（県展）、文芸作品公募の外、分野別の文化芸術団体や市町村の文化協会が行う文学・美術・音楽・舞踊・演劇・伝統芸能など多彩な文化芸術活動がほぼ一年を通して県内各地で展開され、毎年約５万人の県民が参加しています。

【県民参加の芸術団体の育成】

島根県芸術文化センター「グラントワ」では、開館以来、地域文化を担う人材の育成を図るため、県民を対象に合唱、邦楽などの舞台芸術の体験機会の提供、芸術家による指導等を実施してきました。その結果、グラントワ合唱団、島根邦楽集団、グラントワ弦楽合奏団などの県民主体の芸術団体が発足し、プロとの共演、県内外での演奏など様々な文化芸術活動に取り組んでいます。

政策Ⅲ―３　人権の尊重と相互理解の推進

目　　的

○ 県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

○ 様々な人権問題において未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、人権が尊重される社会とはいえない状況です。

○ 男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識はなくなっておらず、男女共同参画社会の実現には至っていません。また、職場や地域などにおいて女性が活躍できる環境が十分に整っているとは言えない状況です。

○ 経済、環境、文化など多様な分野において、国際的な交流が深まりつつあるとともに、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 み の 方 向

○ 人権尊重意識を高め、人権問題への理解を深めるため、人権教育や人権啓発に取り組み、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する学校・社会づくりを推進します。

○ 男女共同参画に関する意識を高め、性別に関わりなく誰もが自分の個性や能力を発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方や希望に応じた働き方を選択することができる社会づくりを推進します。

○ 多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、言葉や文化、生活習慣など様々な価値観の違いを認め、外国人住民と共に暮らしていく地域づくりを推進します。

県が実施する施策

① 人権施策の推進

② 男女共同参画の推進

③ 国際化と多文化共生の推進

県民の皆さまへ

○ 同和問題などの人権問題の早期解決が望まれているなか、インターネットを悪用した人権侵害、児童・高齢者の虐待、ドメスティックバイオレンス（ＤＶ：配偶者などからの暴力）などが顕在化し、人権問題はより多様化・複雑化しています。一人ひとりが日常生活のなかで、相手の立場や気持ちを考えて行動しましょう。

○ 男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域など、社会のあらゆる場面において男女がともに支え合い、活躍できる環境づくりを進めましょう。

○ 諸外国に対する相互理解を深め、外国人にも暮らしやすい地域づくりを行っていくために、地域や海外で積極的に活動しましょう。

〔取組事例〕

【企業等における人権啓発の取組】

松江市、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）、石西地域（益田市、吉賀町、津和野町）においては、企業や団体等が連携して人権・同和問題企業等連絡協議会等を設置し人権啓発の様々な取組みを自主的に進めています。

これらの協議会では、企業のトップや職員を対象とした講演会・研修会の開催、人権意識向上のための資料の作成、啓発ビデオの貸出などの啓発事業、街頭における啓発資料の配布などの地域社会へのアピール活動などを展開しています。

【あすてらすフェスティバル】

男女共同参画についての理解を深めるため、毎年６月の男女共同参画推進月間にあわせて県立男女共同参画センター「あすてらす」で開催される「あすてらすフェスティバル」は、市町村や関係団体などの協力により運営されています。地域で様々な活動を展開しているグループが日頃の成果を発表する自主企画イベントやセミナー等に、男女共同参画サポーターをはじめとして県内各地から多くの方が参加し、互いに交流を深めています。

【外国人住民への支援】

しまね国際センターにおいて、外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語（英語・タガログ語・中国語・ポルトガル語）による相談員の配置や外国人地域サポーターの設置、通訳・翻訳ボランティアの育成、及び日本語学習や生活情報収集の場となる日本語教室の支援に努めています。

またこれらに加え、災害時に外国人をサポートするボランティアの育成や、医療・福祉・学校等の生活の様々な場面で、外国人からの幅広い相談に応じられる体制づくりを進めています。

政策Ⅲ―４　自然環境、文化・歴史の保全と活用

目　的

○ 豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
○ 先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
○ 県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

○ 豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、自然保護への理解を促進するとともに環境への負荷の少ない社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。
○ ラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海の周辺では、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が浸透し、様々な取組みが広がってきています。
○ 世界ジオパークのユネスコ正式事業化を受け、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度向上の取組みを推進し、隠岐地域の魅力づくりに向けた一層の活用を図るとともに、平成 29 年度の再認定に向けた取組みを推進していくことが必要です。
○ 美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
○ 県内外の方々に島根の歴史・文化に対してさらに関心を持ってもらうために、調査研究を計画的に進め、広く情報発信を行っていく必要があります。
○ 豊富な地域資源をより一層活用し、地域活性化の視点をもって再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
○ 自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
○ ラムサール条約湿地である宍道湖・中海について、一層の保全と「賢明な利用」を推進します。
○ 地元町村、関係団体や住民と連携して、隠岐ユネスコ世界ジオパークの価値を発信するとともに、貴重な資源の保存と活用を図り、地域の魅力づくりと活性化に取り組みます。
○ 地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
○ 自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
○ 島根の歴史・文化の調査研究を進め、その成果を活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携し、県内外へ積極的に情報発信を行います。
○ 県民、事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制などの取組みを推進します。
○ 県民、事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が連携・協働して、地域資源を有効に活用し、地域活性化の好循環につなげるなど、地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するよう再生可能エネルギーの導入を進めます。

県が実施する施策

① 多様な自然の保全
② 自然とのふれあいの推進
③ 景観の保全と創造
④ 文化財の保存・継承と活用
⑤ 環境保全の推進
⑥ 再生可能エネルギーの利活用の推進

県民の皆さまへ

○ 自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いやすらぎを感じる生活を楽しみましょう。また、地域の自然を守る活動に積極的に関わっていきましょう。
○ 花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。
○ 私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、ライフスタイルや経済活動を見直すことにより、環境にやさしい行動に取り組みましょう。また、地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。
○ エネルギー供給源の多様化、地球温暖化の防止、地域活性化など様々な効用を持つ再生可能エネルギーについて、理解を深め、導入に努めましょう。

〔取組事例〕

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、宮廷舞楽の流れを汲むものが何らかの形で伝わったものであり、貴重な芸能です。平成19年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

住みやすいまち、美しいまちを目指して、住民が自主的に建築物の修景や敷地の緑化のルールを取り決める「景観形成住民協定」が県内各地で締結されています。

例えば、県西部に多くみられる石州赤瓦の家並み保存などがあります。

また、「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市の159地区で築地松景観保全住民協定を締結し、松枯れ被害防止や散居景観の保全に取り組むとともに、観光客等へのＰＲなど、幅広い景観活動を行っています。

その他、邑南町川角集落では自主的に耕作放棄地を再生し集落一面に花桃を植え、「天国に一番近い里」づくりに取り組み、高齢者が多い中、活力ある集落となっています。

【省資源・省エネ行動の実践活動】

循環型社会を目指して廃棄物等の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）の推進を広くわかりやすく紹介し、実践する活動が進められています。県内のＮＰＯ法人では、環境イベントでの体験教室の開催などを通した情報発信や、リサイクル商品販売や子ども服のリユースなどの環境保全活動を実践しています。また、島根県連合婦人会では、生活の快適性を向上し、家計の負担を少なく、気分を盛り上げながら省エネルギーを推進する「楽しみながらできる足し算の省エネ」という新たな視点により、家族ぐるみで省エネルギー行動を実践しています。

【再生可能エネルギーを利用した地域活動】

福祉施設の屋根に太陽光パネルを設置し、その売電収入を施設利用者と住民との交流や施設利用者の作品展示などの経費に活用する取組み、また、ＮＰＯ法人が高齢者等への弁当の配食や学校給食の食材提供の活動に太陽光発電による電力を使用するなど、地域活性化に繋がる様々な取組みが進められています。

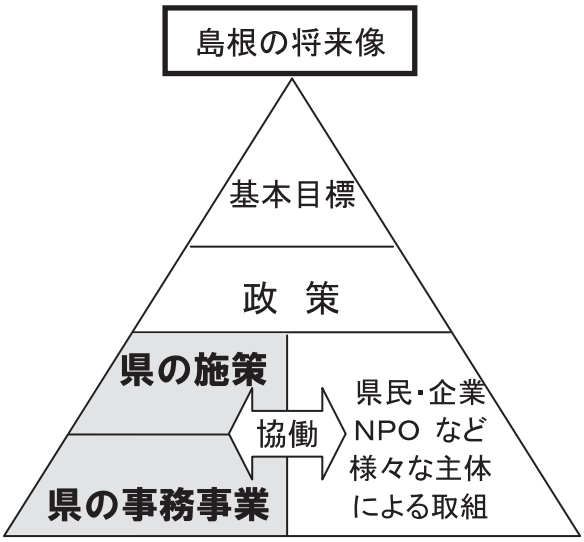
【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

「しまね森林活動サポートセンター」は、森づくりに参加したい方に専門家（サポーター）を紹介し、実践活動参加を容易にすることで、県民の森づくりに向けた取組みを支援しています。「もりふれ倶楽部」や「緑と水の連絡会議」などのＮＰＯ法人が、間伐材の作業をはじめとした地域に根ざした森林活動を精力的に実践しています。また、「島根CO_2吸収・固定認証制度」（地球温暖化防止のために行う企業・個人等の森づくり活動に対してその貢献度を県が認証する制度）等により企業等による森林保全活動も進められています。

【隠岐諸島のジオパーク活動】

国立公園である隠岐諸島は、雄大な景観や特異な自然を有することから、平成25年に世界ジオパークに認定されました。地元での熱心な取組みにより、世界に誇れる隠岐のすばらしさを小中学生等に伝えたり、隠岐の固有種など独自の生態系を守る活動やジオガイド活動の充実など、保護・教育・活用などの推進を図っています。

施　策



「政策」の目標達成を目指して、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の主な事務事業」）について記述しています。

Ⅰ・活力あるしまね

施策 Ⅰ－１－１	企業の競争力強化

目　　的

○　特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを目指します。

現 状 と 課 題

○　円安、国の経済対策などによる景況回復により、平成 25 年度に製造品出荷額が５年ぶりに１兆円を超え、付加価値額も増加基調にありますが、従業者１人当たりの付加価値額は、全国平均の７割程度となっています。

○　また、航空機等の成長産業や、経済発展と自由貿易協定の進展が見込まれる海外市場などは、市場規模の拡大が期待されますが、新たに市場参入を実現することは容易ではありません。

○　企業や業界は、戦略的に新分野への参入や生産性向上などの取組みを進め、付加価値を高めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○　ものづくり産業のイノベーションを促進するには、新たな事業に挑戦できる環境を整備することが重要であるため、人材育成、研究開発、生産性向上、販路拡大、企業間連携などの取組みを支援します。

○　県内経済への波及効果が高い産業集積のポテンシャルを活かした新分野への参入や新たな技術の導入などに向けた取組みを支援します。

○　海外市場での取引拡大のため、海外に設置した支援拠点を中心としたきめ細やかな支援や、国際貿易港である浜田港、境港の利活用による貿易拡大に向けた取組みを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①製造業に対する競争力強化施策による従業者の増加数（４年間の累計）	―	⇨	500 人
②製造業の従業員１人当たり年間付加価値額	860 万円 (H25)		950 万円

①　平成 31 年度までの４年間で各種助成制度を活用する企業（500 社を想定）が、新たな事業展開などにより従業者を各１名増加させることを見込み、平成 31 年度に 500 人を目指します。

②　製造業の従業員１人当たり付加価値額は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度までに 10%程度の増加を見込み、950 万円を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概　　要
◇ しまねのものづくり高度化支援事業 〔担当課〕産業振興課	○ 県内製造業の競争力強化に向けて、技術力と経営管理面の向上を図るため、アドバイザー派遣やセミナーの開催等を行います。
◇ ものづくり産業戦略的強化事業 〔担当課〕産業振興課	○ 県内集積産業の強化に向けて、国内外の市場を見据えた経営戦略の構築や戦略に基づいた技術力の向上、更には販路の拡大を図るため、業界の主体的な取組みを支援します。
◇ 技術革新支援総合助成事業 〔担当課〕産業振興課	○ 新たな分野への挑戦や新規受注開拓を目指す企業の研究開発から試作開発までの取組みについて、経費の一部を助成します。
◇ 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 〔担当課〕産業振興課	○ 本県のものづくり産業において、付加価値額・雇用数で大きなウェイトを占める特殊鋼関連産業の競争力強化と持続的発展のための基盤整備を支援します。
◇ しまね海外ビジネス展開支援事業 〔担当課〕産業振興課	○ アセアンを中心とした成長する海外市場への進出計画段階から現地での事業運営まで、県内企業の一連の取組みを支援します。
◇ 輸出拡大支援プロジェクト 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ アジアや欧米等の成長市場に向けた県内企業の海外展開、海外市場での競争力の強化等の取組みを支援します。
◇ 浜田港ロシア貿易発展プロジェクト 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 浜田港を起点としたロシア貿易を促進するため、官民一体となってロシア市場の開拓を推進します。

施策 Ⅰ－１－２	新産業・新事業の創出

目　　的

○ 産学官連携や異業種・異分野連携により、島根発のオンリーワンの技術・製品・サービス等の創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。

現 状 と 課 題

○ 県内の企業は総じて規模が小さく、個別の企業では新たな技術や新製品・サービスの開発が難しい状況にあります。
○ そのため、企業だけでなく、産学官が一体となって新しい技術開発や製品開発等に取り組み、県や大学・高専等が開発した成果を県内企業に移転して事業化につなげるほか、異分野・異業種の連携を推進していく必要があります。
○ 県では９つの研究開発プロジェクトに取り組み、熱シミュレーション技術や機能性食品開発などで事業化・製品化が進んでいます。
○ また、県内では、廃業率が開業率を上回る状況が続いており、地域ぐるみで新たなビジネスの創出を支援し、その担い手を育成することが必要です。

取 組 み の 方 向

○ 先端的な技術については産業技術センターで研究・開発し、県内企業へ技術移転することによって新事業の事業化を加速するほか、県内企業等との研究会活動等により、県内関連産業の基礎開発力や技術基盤を高めます。
○ 企業のニーズと、大学・高専等の研究シーズとのマッチングを県が支援することにより、新商品開発、技術開発や地域課題の解決を進めます。
○ 医療・福祉・農商工・ＩＴ等多様な分野の連携により、地域資源を活かした島根ならではの新しいビジネスの創出を進めます。
○ 起業意欲の喚起や、市町村・商工団体・金融機関・ＮＰＯ法人等との連携強化による起業・創業支援体制の充実を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数（累計）	４件	⇨	30 件
②産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数	175 人		300 人

① 県の先端技術イノベーションプロジェクトでの研究開発により、県内企業が事業化を行った件数です。平成 27 年度の取組実績を踏まえ、また、産学官連携の推進、ヘルスケアビジネス(注)創出支援により、平成 31 年度までの４年間で 26 件の新たな商品化や事業化を目指します。

② 産業競争力強化法に基づき市町村が策定した創業支援事業計画による支援を受け、創業した人の数です。これまでの取組実績を踏まえ、また、市町村等との連携強化により毎年度 25 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に年間 300 人の創業者育成を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 先端技術イノベーションプロジェクト 〔担当課〕産業振興課	○ 県内企業と産業技術センターが連携して研究及び開発に取り組み、オンリーワンの新製品・新技術の創出を目指します。
◇ヘルスケアビジネス創出支援事業 〔担当課〕産業振興課	○ ヘルスケアビジネス創出に向け、意識醸成と、地域資源を活用した多様な分野による先進的な取組みを支援します。
◇しまね産学官連携促進支援事業 〔担当課〕産業振興課	○ 企業（産）からのニーズと大学や高専等（学）が有する研究シーズとのマッチングを県（官）が支援することにより、県内企業の新商品開発、技術開発や地域課題解決の促進を図ります。
◇起業家育成・支援事業 〔担当課〕産業振興課	○ 地域経済の維持・拡大には、担い手の確保・育成が重要であるため、起業意欲を喚起し、地域ごとの起業支援体制の充実強化を図るとともに、新たなビジネスの創出を推進します。

（注）「健康」をキーワードに、地域資源を活かして医療・福祉・農商工・ＩＴ等の多様な分野が連携したビジネス。
例えば、
・ＩＴ技術等を活用した健康運動
・地域資源を活用した機能性食品などの商品開発や提供
・健康器具や医療・介護・福祉機器の製品開発や提供
・県産品、温泉、自然を活用した健康滞在型の観光ビジネス　　など

施策 Ｉ－１－３	ソフト系ＩＴ産業の振興

目　　的

○ 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ＩＴ技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系ＩＴ産業の技術開発力・競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。

現 状 と 課 題

○ 県内のソフト系ＩＴ産業は、平成 19 年以降、県内技術者数・売上ともに堅実に増加しています。
○ 一方、県内のソフト系ＩＴ産業の売上の構成は依然、同業者からの下請けや官公需が中心となっており、より収益性の高いビジネスへの転換を図っていくことが必要です。
○ 急速に進む、クラウド・コンピューティングの普及に伴い、今後も首都圏等から案件を受注するためには、新たな要素技術の不断の習得が必要です。

取 組 み の 方 向

○ しまねソフト研究開発センターを中心に、先駆的技術の開発、高度ＩＴ人材の育成・集積を促進します。
○ 県内各企業の得意業務分野でのシステム開発、Ｒｕｂｙやオープンソースソフトウェア（ＯＳＳ）を活かしたビジネス手法の習得や、自社商品・サービス創出・拡大に向けた取組みを支援します。
○ 県内で育成を進めてきたＲｕｂｙエンジニアの活躍の場の拡大を促進するため、Ｒｕｂｙが拡げる新たなビジネス事例を顕彰する「Ruby Biz グランプリ」の開催、Ｒｕｂｙ人材の育成・交流、集積を促進します。
○ 即戦力となる人材を安定的に確保するため、首都圏等でのＩＴ人材誘致コーディネーターによるきめ細やかなＵＩターン支援に取り組みます。
○ 大学生・高専生等を対象にした集中講座Ｒｕｂｙ合宿、専門高校等とＩＴ企業の連携による新たなＩＴ授業の実施など、若手ＩＴ人材の育成や地元就職の増加を促進する取組みを支援します。
○ 首都圏等からの業務獲得に向けて、ビジネス拡大に向けた情報発信や取引先確保のための販路開拓等を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①ソフト系ＩＴ産業の技術者数	1,249 人 (H26)	⇨	1,550 人
②ソフト系ＩＴ産業の年間売上高	227 億円 (H26)		280 億円
③ＵＩターン支援により確保した技術者数（４年間の累計）	16 人 (H26)		80 人

① 過去５年間の実績を踏まえ、年平均５％の県内技術者数の増加を見込み、平成 31 年度に 1,550 人を目指します。この中には、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う増加数が含まれています。

② 上記①の５年間で増加する「技術者数」に見合う売上増を踏まえ、年平均５％の増加を見込み、平成 31 年度に 280 億円を目指します。この中には、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う売上高分を反映しています。

③ 県のＩＴ技術者のＵＩターンに特化した人材マッチング事業により確保した技術者の数です。平成 26 年度の実績を踏まえ、年間 20 人の人材確保を見込み、平成 31 年度に 80 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概　　要
◇ しまねＩＴ産業振興事業 〔担当課〕産業振興課 情報産業振興室	
・ ＩＴ人材育成支援事業	○ 県内企業等のＩＴ技術者を対象に、スキルの習得、能力向上を図るため人材育成講座を開催します。また、業界団体等による自主的な講座開催を促し、業界全体としてのレベルアップを図ります。
・ ＩＴ人材確保促進支援事業	○ 企業ニーズに応じた人材を確保するため、首都圏等でのＩＴ人材誘致コーディネーターの配置、ＩＴ技術者交流会の開催、巡回相談員と協力等して人材マッチングを支援します。
・ 新技術・サービスモデル開発支援事業	○ 県内ＩＴ企業の競争力強化を目指して、固有技術の開発や自社が得意とする分野での特徴的な技術やサービスモデルの開発などを支援します。
・ 開発ソフトウエア・サービス販路拡大支援事業	○ 県内ＩＴ企業が開発した独自ブランドのソフトウェアや、新たなサービス等の販路開拓活動（例：展示会への出展等）を支援します。
・ しまねソフト研究開発センター事業	○ 県内企業のＩＴニーズに応え、オープンイノベーションの核となる先端的、基盤的研究開発等を実施します。また、県内ＩＴ企業への技術移転・ビジネス創出に向けた取組みや、その担い手となる高度人材の育成・集積等を支援します。

施策 Ⅰ－１－４	企業立地の推進

目　的

○ 県外からの新規立地や県内企業の再投資を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。

現 状 と 課 題

○ 近年、県内企業においても徐々に設備投資や雇用拡大の動きが見られ、地域にとって魅力のある製造業の立地や、豊かな自然環境や優れた人材を求めてＩＴ企業の立地も増えつつあります。
○ 一方で、全国的に自治体間の誘致競争がますます激しくなっており、企業立地助成制度の見直しなど企業にとって魅力ある立地環境の整備を進めていく必要があります。
○ 企業立地による雇用創出効果を中山間地域等にも波及するように取り組む必要があります。
○ さらに、全国的に人材が不足する中で、企業の継続・発展のために人材の確保を進める必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 経済への波及効果が大きい製造業、物流など地理的制約が少ないＩＴ企業、事務職場を創出する本社機能移転などを促進するため、全国トップクラスの立地優遇制度やきめ細やかな支援などをアピールし企業立地活動を進めます。
○ 人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を一層進めます。
○ 中山間地域等へ立地する企業の雇用助成を拡充するとともに、雇用の場を広く県内に創出するため支援対象業種を拡大するなど企業立地助成制度を強化します。
○ ＩＴ企業の立地を全県に広げるため、移住体験ツアーやＩＴ個人事業主の開業支援を市町村と連携して進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①企業立地による新規雇用者計画数（４年間の累計）	1,665 人 (H24～27)	⇨	2,160 人
②上記のうち中山間地域・離島（４年間の累計）	499 人 (H24～27)		880 人

① 企業立地促進条例に基づき認定した企業の新規雇用計画人数です。過去の実績を踏まえ、過去４年間の 1.3 倍となる年間 540 人程度の新規雇用計画を見込み、平成 31 年度までの４年間で 2,160 人の計画認定を目指します。

② 企業立地による雇用創出効果を中山間地域等にも波及させるため、過去の実績を踏まえ、上記①の４割（過去４年間は３割）を見込み、平成 31 年度までの４年間で 880 人の計画認定を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 企業誘致のための各種助成事業 〔担当課〕企業立地課	○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業に対して、一定規模の設備投資や雇用を行った場合に助成金を支給し、立地計画の達成を支援します。 ○ 広く県内全域に雇用の場を創出するため、企業ニーズや地域の特色により合致するよう企業立地優遇制度を改正し、企業への立地インセンティブを高めます。
◇ 企業誘致のためのＰＲ活動事業 〔担当課〕企業立地課	○ 企業側からのアプローチによる交渉機会の拡大を図るには、島根県内の立地環境や優遇制度等の情報を効果的に提供する必要があるため、ＩＴを活用した PR 活動や首都圏等での企業立地セミナーの開催を行います。
◇ 県営工業団地等の分譲促進事業 〔担当課〕企業立地課 企業局経営課	○ 県営工業団地の立地環境整備や企業の初期投資の低減等を図り、県内外の企業への工業団地の分譲を促進します。
◇ 企業誘致活動と情報収集事務 〔担当課〕企業立地課	○ 効果的な誘致活動を展開するため、重点誘致対象分野を設定し、外部人材等を活用して情報収集を行います。また、市町村や民間企業との連携などに取り組みます。
◇ 企業立地促進資金等融資事務 〔担当課〕中小企業課	○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業や、一定の雇用増を伴う設備投資を計画している県内企業に対して、土地・建物・機械設備等の所要経費を長期・低利で融資します。

施策 Ⅰ－２－１	売れる農林水産品・加工品づくり

目　的

○ 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

○ 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えていますが、一方で、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりに向けた様々な先駆的な取組みも行われており、こうした取組みを県内各地へ波及・定着させていく必要があります。
○ 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物やエコロジー農産物など、島根の地域資源を活用した特色ある農産物の生産が必要です。
○ 米については、国の米政策の見直しにより、平成３０年からは行政による生産数量目標配分に頼らず、生産者や団体等が中心となった、需要に応じた生産に移行していく必要があります。
○ 園芸については、オリジナル品種等を活用した売れるものづくりを一層進めるとともに、産地再生に向けた生産体制を構築していく必要があります。
○ 肉用牛・乳用牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、生産基盤の強化が必要です。
○ 林業については、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再造林、きのこ栽培の振興を図る必要があります。
○ 水産業では、水産資源の減少や漁労経費の増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や水産資源の維持・管理、漁業の構造改革、県内８地域で策定された「浜の活力再生プラン」の着実な推進が求められます。
○ これらの推進にあたって必要な農林水産基盤の整備を進めるとともに、農林水産基盤施設の機能を適切に発揮させるため、効率的な維持管理や機能保全を行っていく必要があります。
○ 食の安全・安心に対する社会的要請はますます高まると考えられ、「美味しまね認証」及びＧＡＰ（生産工程管理）の制度普及を通じて、高い安全性と品質が確保された県産農林水産品の生産を行うことが必要です。
○ 農林水産事業者等の所得向上や雇用拡大を図るため、多様な事業者の連携による６次産業の規模拡大を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、長期的に持続可能で競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業や特別栽培農産物については、生産と販売対策を一体的に進める契約的取引などを拡大し、県農産品のブランドイメージ向上につなげます。

○ 米については、農家の収入を安定的に確保するため、契約的取引の拡大に向けて「売れる米づくり」を推進します。
○ 園芸については、島根ならではの産品づくりや、産地における中心的経営体の育成等を推進します。
○ 肉用牛・乳用牛については、肉用牛農家・酪農家・集落営農組織等が共同子牛育成施設や飼料生産受託組織などの外部支援組織を介して相互に連携し、規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築して、生産基盤を強化します。
○ 林業では、主伐や再造林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な林道・作業道等の整備や再造林に必要な苗木の増産を推進するとともに木質バイオマスの乾燥・集荷のためのストックヤードの整備を進めるなど長期的・安定的な未利用木材の集荷システムの構築を図ります。
○ 木材業界と連携して高品質・高付加価値の木材製品を製造することで、県外・海外への販路拡大を促進します。
○ きのこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産を拡大します。
○ 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくりや産地での一次加工を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体質強化を図るとともに、必要な基盤の整備を進めます。
○ 内水面漁業においては、シジミやアユなどを対象として、引き続き資源管理に取り組み、持続的な漁業を推進します。
○ 農林水産基盤施設の整備・更新にあたっては、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図ります。
○「美味しまね認証」制度の導入を、生産者・産地等に対しさらに推進し、消費者に対してもより一層の制度、認証産品のＰＲを行います。
○ 事業者等に対するサポート体制を強化するとともに、市町村を中心とした広がりのある６次産業の展開等を促進し、農林漁業者と商工事業者等の多様な事業者が連携して取り組む６次産業の拡大を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①主食用米の契約的取引率	32％ (H26)		65％
②主要園芸品目の契約的取引率	16％ (H26)		30％
③有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	2,302ha (H26)		3,780ha
④和牛子牛年間生産頭数	6,686 頭 (H26)		7,000 頭
⑤生乳年間生産量（暦年）	6.3 万ｔ (H26)		6.9 万ｔ
⑥県産原木自給率（暦年）	33％ (H26)		44％

⑦原木年間生産量（暦年）	41 万㎥ (H26)	⇨	64 万㎥
⑧苗木年間生産量	81 万本 (H26)		170 万本
⑨木質バイオマス発電に関連する雇用者数	－ (H26)		100 人
⑩漁業年間生産額（暦年）	215 億円 (H26)		234 億円
⑪多様な事業者が連携した６次産業化に取り組む事業体数（４年間の累計）	43 事業体 (H24～27)		139 事業体
⑫多様な事業者が連携した６次産業化の取組みによる新規雇用者数（４年間の累計）	32 人 (H23～26)		84 人

① 契約的取引とは、価格や数量などについての契約に基づいて生産・販売する取引です。主食用米の契約的取引率は、ＪＡが集荷する主食用米の数量に占める契約的取引（播種前契約・収穫前契約・複数年契約）の割合です。「売れる米づくり」の推進目標を踏まえ、平成 31 年度に現在の倍増の 65％を目指します。

② 園芸の契約的取引率は、ＪＡが集荷する主要な園芸品目の販売金額に占める契約的取引の割合です。過去の実績と今後の見通しを踏まえ、平成 31 年度に現在の倍増の 30％を目指します。

③ 特別栽培農産物は、化学合成農薬と化学肥料（窒素）を通常の５割以下に低減して生産された農産物です。有機農業は、国が目指す耕地面積に占める有機農業取組面積割合、また、特別栽培農産物は、県エコロジー農産物や「つや姫」の作付計画を踏まえ、平成 31 年度までに 1,400ha 以上の増加を見込み、3,780ha を目指します。

④ 過去の実績を踏まえ、また、肉用繁殖農家の規模拡大や新たな担い手の参入、乳用牛への和牛受精卵の移植により、毎年度１％程度の増加を見込み、平成 31 年度に 7,000 頭を目指します。

⑤ 過去の実績を踏まえ、また、酪農家の規模拡大や新たな担い手の参入、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保などにより、平成 31 年度までに現在の 10％程度の増加を見込み、6.9 万トンを目指します。

⑥ 原木自給率は、木材産業の原木需要量に対する県産原木供給量です。過去の実績を踏まえ、また、県産原木の増産と安定供給により、毎年２ポイント程度の原木自給率向上を見込み、平成 31 年度に 44％を目指します。

⑦ 過去の実績、森林資源の成熟度合い、木材の長期的な需給見通しを踏まえ、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進により、平成 31 年度に現在の 1.5 倍以上の県産原木生産量の増加を見込み、64 万㎥を目指します。

⑧ 過去の実績、森林資源の成熟度合いと伐採見通しを踏まえた再造林のための必要量を踏まえ、苗木生産施設の整備や生産技術の向上により、平成 31 年度に現在の２倍以上の再造林に必要な優良苗木の増産を見込み、170 万本を目指します。

⑨ 「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」における目標を踏まえ、県内 2 箇所のバイオマス発電所が安定的に稼働することで木材生産現場やチップ工場で平成 31 年度までに 100 人の雇用創出を目指します。

⑩ 過去の実績を踏まえ、資源回復や漁業の構造改革、「浜の活力再生プラン」の推進などにより、平成 31 年度に現在の８％程度の増加を見込み、234 億円を目指します。

⑪ 多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら、連携して取り組む６次産業の拡大のため、これまでの取組実績を踏まえ、また、国事業及び県事業の実施により毎年度 35 事業体程度の取組みを見込み、平成 31 年度に 139 事業体を目指します。

⑫ 多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら、連携して取り組む６次産業の拡大のため、これまでの取組実績を踏まえ、また、国事業及び県事業の実施により毎年度 21 人程度の雇用の創出を見込み、平成 31 年度に 84 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概　　要
◇ 新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 〔担当課〕農産園芸課 農業経営課 畜産課 林業課 森林整備課 水産課	○ 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の戦略プランに位置付ける「地域プロジェクト」の地域主体の取組みに対して助成します。 また、「県プロジェクト推進」のため、農業においては、新規就農に必要な施設整備などの取組みや、米、園芸、畜産のコスト低減、収益力強化、生産販売拡大などの取組みを支援します。 林業においては、原木増産、高品質な木材加工体制の整備、苗木の増産などの取組みを支援します。 水産業においては、「浜の活力再生プラン」の着実な推進に向けた地域の取組みを支援します。
◇ 産地間競争を勝ち抜く島根米の販売力強化対策事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 島根米が産地間競争を勝ち抜くため、契約的取引の拡大につながる販売強化の取組みを支援します。
◇ 将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト 〔担当課〕農林水産総務課	○ 島根の農林水産業の競争力を高め、持続的に発展させるため、メロンやブドウ、きのこの新品種開発や、有機栽培技術の確立、内水面におけるシジミ等水産資源活用技術の開発、木質バイオマスや家畜排泄物の利活用システムの開発等に取り組みます。
◇ みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 有機農業の先進県としての位置を確立し、しまね農業のブランドイメージの向上を図り、生産から販売に至る支援策を総合的に実施します。
◇ 園芸産地再生担い手育成事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 園芸産地において、施設リースによる初期投資の軽減を図り、新規就農者の確保育成、既存生産者の規模拡大を推進します。
◇ しまねの西条柿（あんぽ柿）もうける産地育成事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 西条柿生産者の安定した所得向上を図るため、干し柿（あんぽ柿）の生産を推進します。
◇ 安全で美味しい島根の県産品認証事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 「美味しまね認証」制度の推進を通して、県産農林水産物の安全性と消費者との信頼を確保し、産地全体のレベルアップと市場競争力の向上を図ります。
◇ しまね和牛生産振興事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 「しまね和牛」について、市場での評価を高め、ブランド確立に向けて、能力の高い種雄牛の造成、繁殖雌牛の能力向上及びしまね和牛の品質向上を図る取組み等を支援します。

事業名	概　　要
◇ 家畜衛生対策事業 〔担当課〕畜産課	○ 安全・安心な畜産物の生産を確保するため、畜産農家での衛生検査や飼養衛生管理の改善・向上についての巡回指導等を実施します。
◇ 肉用牛低コスト生産対策事業 〔担当課〕畜産課	○ 生産基盤の強化を図るため、増頭をサポートする共同の子牛育成施設等の整備及び放牧等による低コスト生産や省力化の取組みを支援します。
◇ ほ場整備事業 〔担当課〕農村整備課	○ 担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画や排水対策、水管理の省力化等のための整備を行います。
◇ 用排水施設等整備事業 〔担当課〕農地整備課	○ 農業用排水施設の保全・整備を推進することで、農業用水の安定的確保と排水不良の解消を図り、収益性の高い売れる農作物の栽培が可能となる農業基盤を確保します。
◇ 森林計画制度 〔担当課〕森林整備課	○ 適切な森林の経営・管理を推進するため、森林経営計画の作成による施業の集約化（路網整備と高性能林業機械・オペレーターの集中的投入）を支援します。
◇ 循環型林業に向けた原木生産促進事業 〔担当課〕林業課	○ 循環型林業の実現に向けて、利用期を迎えたスギ・ヒノキなどの原木の増産を推進するため、原木搬送経費に対して支援します。
◇ 木質バイオマス県内全域集荷体制支援事業 〔担当課〕林業課	○ 未利用材を県内全域から集荷するための施設整備及び燃料チップ増産に伴う人材の確保を支援します。
◇ 森林の循環整備推進事業 〔担当課〕林業課 森林整備課	○ 循環型林業の実現に向けて、木を伐って、植える取組みを推進するため、原木生産のための作業道の開設及び伐採後の植林を支援します。
◇ 造林事業 〔担当課〕森林整備課	○ 植林、間伐など適切な森林整備を推進し、経済的価値及び公益的機能が高い資源の造成を支援します。
◇ 林道事業 〔担当課〕森林整備課	○ 林産物の輸送の効率化を図るとともに、良質な木材を生産し、地球温暖化防止の効果も発揮する森林整備及び森林管理のための林道網整備を行います。
◇ 林業･木材産業成長基盤づくり事業 〔担当課〕林業課 森林整備課	○ 原木の増産と安定供給を図るため、作業道の整備、高性能林業機械の導入などを支援します。また、県内外のマーケットに向けて高品質･高付加価値な木材製品を出荷できるよう、加工施設の整備などを支援します。

事業名	概　　要
◇　きのこの里づくり事業 〔担当課〕林業課	○ 中山間地域の定住を支えるきのこ産地の増産、低コスト化に必要な生産施設の新設・改修等を支援するとともに、市場性等のある新品種のきのこ導入を図るため、栽培施設での栽培を実証します。
◇ 栽培漁業事業化総合推進事業 〔担当課〕水産課	○ 有用水産資源の中間育成・放流活動、栽培漁業の普及啓発活動等を行い、つくり育てる漁業を効率的に推進します。
◇ しまねの魚消費拡大プロジェクト事業 〔担当課〕水産課	○ 消費者ニーズに対応した競争力のある商品づくり、販売促進、魚食普及活動を推進し、県産水産物の消費拡大を推進します。
◇ 浜田地域水産業構造改革推進事業 〔担当課〕水産課	○ 浜田地域の水産業を支える沖合底びき網漁業の構造改革のために、地域協議会が行う漁船の長寿命化修繕や漁獲物の品質改善、販路拡大等の取組みを浜田市と共に支援します。
◇ 水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕水産課	○ 消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウィルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。
◇ 漁場整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	○ 人工魚礁等の整備による水産資源の育成保護を行い、資源の維持・再生･生産力向上を目指します。
◇ 漁港整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	○ 漁港施設の長寿命化対策や機能強化（耐震・耐津波等）対策を行い、漁業生産活動の持続と就労環境の安全・安心を目指します。
◇ ６次産業推進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 事業者の所得向上や地域の雇用拡大を図るため、市町村を中心とした広がりのある６次産業の展開等を促進し、多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら連携して取り組む新商品の開発や製造などを支援します。

施策 Ⅰ－２－２	県産品の販路開拓・拡大の支援

目　的

○ 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

○ 島根県は、農林水産品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、販売チャネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。
○ 地産地消については、県民が県産品を優先的に購入する意識が高いとは言えないなどの課題があります。県内での消費拡大に向けて、県民や事業者による積極的な取組みを進めていくことが必要です。
○ 加工品については、小規模の製造事業者が多く、出荷額や付加価値額が低いなど様々な課題があります。
○ 農林水産品・加工品の輸出拡大については、台湾をはじめとする東アジアや欧米諸国における高品質な日本の食品への需要の高まりを受け、輸出ルートの開拓に向けた取組みの強化が必要となっています。

取 組 み の 方 向

○ 県外への流通や消費の拡大のため、小売店や飲食店との直接取引など大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。
○ 県内での消費や流通の拡大のため、食に関する情報発信を進めるとともに、農林水産品・加工品の流通関係者へのPRや生産・製造者と流通業者間のマッチング支援を強化します。
○ 加工品については、生産技術の向上などによる商品の高付加価値化、衛生・品質管理体制整備、人材育成等の総合的な支援を行い、販路の開拓・拡大に繋げます。
○ 欧米・中東などの新たな国・地域を含む有望市場に向けて、「安全・安心」な島根県産品の強みを活かした輸出の促進に取り組むとともに、輸出に取り組む企業や観光との連携などによる県産品のブランド力の向上を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①しまね県産品販売パートナー店における県産品年間販売額	1,272 百万円 (H26)		1,530 百万円
②にほんばし島根館の年間販売額	385 百万円		385 百万円以上
③県内企業の貿易実績企業数	185 事業所		200 事業所
④学校給食における県産品の使用割合	58%		63%
⑤県外への年間木材製品出荷量(暦年)	1.1 万㎥ (H26)		1.5 万㎥

① 島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店等における県産品販売額です。過去の実績を踏まえ、平成31年度に現在の20%程度の増加を見込み、1,530百万円を目指します。
② 首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。他産地との競争及び隣立する商業施設との競争の中で、平成31年度に現在の販売額以上を目指します。
③ 県内企業のうち、貿易実績のある企業数です。過去の実績を踏まえ、毎年４事業所程度の増加を見込み、平成31年度に200事業所を目指します。
④ 県内の学校給食で調査期間に地元産及び県内産食品の使用された品目数割合です。島根県地産地消促進計画の目標値を踏まえ、平成31年度に５ポイントの増を見込み、63%を目指します。
⑤ 県内の製材工場が県外へ販売する製材品の出荷量です。県外出荷に取り組む事業体の過去３年の実績と今後の出荷計画を踏まえ、また、県産材製品のＰＲ活動の強化により、毎年度１千㎥の増加を見込み、平成31年度に1.5万㎥を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 県産品販路拡大事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 県産農林水産物及びその加工品などの販路拡大を図るため、大消費地を対象に事業者が取り組む販売促進活動を支援します。
◇ しまね食品産業総合支援事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 食品産業が抱える諸課題を、入口（商品づくり）から出口（販路拡大・情報発信）までのプロセスに応じて総合的に支援します。
◇ 地産地消推進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 地域内で生産された地元農林水産物が地域で円滑に流通、利用、消費される仕組みづくりを推進します。
◇ しまね食品等輸出促進対策事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 台湾をはじめとする東アジアや欧米諸国等に対して、農林水産物及びその加工品の輸出による販路拡大等の取組みを支援します。
◇ 木材生産流通対策事業 〔担当課〕林業課	○ 県産木材製品の利用を推進するため、高品質・高付加価値な木材製品の加工技術の導入を支援します。 また、公共建築や住宅での県産材利用を促進するとともに、県内はもとより県外においても、消費者、工務店・建材店などへ県産材製品のＰＲ活動を行います。
◇ しまねの魚消費拡大プロジェクト事業 〔担当課〕水産課	○ 消費者ニーズに対応した競争力のある商品づくり、販売促進、魚食普及活動を推進し、県産水産物の消費拡大を推進します。

施策 Ｉ－２－３	農林水産業の担い手の育成・確保

目　的

○ 新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

現 状 と 課 題

○ 農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。
○ 近年、新規就業者や農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の育成・確保を図っていく必要があります。
○ ＵＩターンの一層の促進や新規就業者への支援、就業の受け皿となる経営体の育成、農林大学校や水産高校の卒業生等をはじめとした若者の県内農林水産業への就業促進が課題となっています。

取 組 み の 方 向

○ 県外での就業相談会の開催によるＵＩターン者の確保や、関係機関が連携した就業相談から就業前研修、就業、就業後のフォローといった各ステージへのきめ細かな支援を展開し、新規就業・定着を図ります。
○ 新規就農者や半農半Ｘ（注１）実践者、農業参入企業といった多様な担い手を確保するとともに認定農業者、集落営農組織の育成を進めます。さらに農地中間管理機構と連携した担い手への農地の利用集積、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、法人化など安定した経営体として発展する担い手を育成します。
○ 林業については、国産材の需要が高まりつつある中、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。
○ 水産業については、漁業の構造改革と「浜の活力再生プラン」を推進し、就業の受け皿となる安定した経営体を育成するとともに、水産高校と水産業界との連携やＵＩターン者への支援を進め若者の県内水産業への就業を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①農林水産業新規就業者数 （４年間の累計）	990 人 (H23～26)		1,120 人
②農業法人数（累計）	385 法人	⇨	500 法人
③林業就業者数（暦年）	856 人 (H26)		1,000 人
④年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数（暦年）	232 人 (H26)		250 人

① 農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。今後の動向を踏まえ、年間180人程度を目指します。
林業の新規就業者は、認定事業体（注２）等の雇用者です。就業者数は公共事業等の予算・事業量の推移に大きく左右されることから、今後の事業量や退職者補充を勘案し、年間70人程度を目指します。
漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。平成18～26年度の平均値が29人であることを踏まえ、これを若干上回る年間30人程度を目指します。
平成31年度までの４年間で新たに農林水産業の新規就業者1,120人を目指します。
② 過去の実績と今後の動向を踏まえ、毎年度30法人程度の増加を見込み、平成31年度に500法人を目指します。
③ 林業就業者は認定事業体の常雇用者です。木材生産量、伐採面積の増加見込みを踏まえ、平成31年度に1,000人を目指します。
④ 漁獲物の高鮮度化、地域ブランドの構築を通じて魚価を向上させることにより、平成31年度までに20人程度の増加を見込み、250人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 新規就農者等育成確保推進事業 〔担当課〕農業経営課	○ 新規就農者の就農相談から研修、就農後のフォローといった各段階で必要な初期投資の軽減や人材育成等総合的な支援を行います。
◇ 農地利用集積促進事業 〔担当課〕農業経営課	○ 担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業により農地の借受け及び貸付けを促進します。
◇ 林業担い手育成確保対策事業 〔担当課〕林業課	○ 林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を進め、新規就業の円滑化、優秀な技術者の養成を図るため、島根県林業労働力確保支援センターを通じた就業相談、技術者養成研修等を行います。
◇ 新規就業者確保・育成事業 〔担当課〕水産課	○ 漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業就業者の求職、求人情報収集、提供、相談窓口の設置による活動を通して新規漁業就業希望者を確保し、研修等によって漁業就業者を育成します。
◇ 水産高校担い手育成事業 〔担当課〕水産課	○ 水産高校生を対象として職場実習、企業との共同研究等を組み合わせて実施し、地域の水産業の担い手として貢献できる人材の育成を図ります。

（注１）農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を得ながら田舎暮らしを楽しむライフスタイル。
（注２）林業の認定事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体。

施策 Ⅰ－３－１	地域資源を活用した観光地づくりの推進

目　的

○ 県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。

現 状 と 課 題

○ 旅行形態は団体型旅行から個人型旅行へと変化し、旅行スタイルも体験・交流・学習などテーマを持った滞在型観光へと変化しています。
○ 全国で誘客競争が激化する中、観光客が島根の「本物」を感じることができるよう、地域の観光資源の魅力付けや、おもてなしによる観光客の満足度の向上が必要です。
○ 出雲大社「平成の大遷宮」を契機に島根を訪れる観光客は増加しましたが、石見、隠岐地域の観光入込客数は伸びていません。
○ 石見地域では、町並みや伝統芸能、温泉など、昔から人々の営みの中で受け継がれてきた地域資源の磨き上げが必要です。
○ また、隠岐地域では、離島が醸す景観の魅力を活かした観光商品の開発と、観光客をもてなす態勢の整備が必要です。
○ 人口の減少に伴い、国内旅行者は減少する見込みであり、今後、これまでターゲットとしていなかった新たな市場を開拓することが必要です。
○ 尾道松江線の開通などの高速交通網の整備により、観光客の周遊エリアは拡がってきていますが、こうしたニーズへの対応が遅れており、官民が広域で連携し、魅力ある観光地づくりを進めることが必要です。

取 組 み の 方 向

○ 市町村、観光協会や民間企業等による、地域資源を活かした着地型観光商品の造成や観光地づくりを進め、それらに取り組む人材・組織を育成します。
○ 石見地域では、石見銀山、石見神楽、津和野や各地の温泉などの観光商品づくりに取り組むとともに、体験型観光の育成や、石見の「食」の充実を推進します。
○ 隠岐地域では、隠岐ユネスコ世界ジオパーク独自の自然景観や文化歴史的資産などを活用した魅力づくりや、着地型旅行商品の造成、専門家の指導による宿泊施設・食事・お土産などの魅力向上を促進します。
○ ＭＩＣＥ（注１）、教育旅行等、今後の伸びしろが見込まれる新たな市場の開拓に市町村と連携して積極的に取り組みます。
○ 官民が連携して地域資源を活用した観光地づくりを進めるため、日本版ＤＭＯ（注２）の設置を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①観光入込客年間延べ数(暦年)	33,207 千人 (H26)		34,000 千人以上
②宿泊客年間延べ数（暦年）	3,688 千人 (H26)		3,750 千人以上
③年間観光消費額（暦年）	1,367 億円 (H26)	⇨	1,450 億円
④観光満足度（暦年）	57% (H26)		70%
⑤石見神楽定期公演鑑賞者数	1.7 万人 (H26)		2 万人
⑥隠岐入島者数	12.6 万人 (H26)		14 万人

①②　過去の実績を踏まえ、また、魅力ある観光地づくりや新たな市場の開拓により、平成 31 年度に平成 26 年の実績値を上回ることを目指します。

③　過去の実績を踏まえ、また、観光客１人当たりの消費単価を上げることにより、平成 31 年度までの４年間で約５％の増加を見込み、1,450 億円を目指します。

④　過去の実績を踏まえ、また、観光資源の魅力付けやおもてなしの向上により、毎年３ポイント程度の増を見込み、平成 31 年度に 70%を目指します。

※上記①～④は「島根県観光動態調査」による数値です。

⑤　石見観光振興協議会の調査による数値です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度までに現在の約 20%の増加を見込み、２万人を目指します。

⑥　隠岐観光協会の調査による数値です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度までの４年間で約 10%の増加を見込み、14 万人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 〔担当課〕観光振興課	○ “神々”や“ご縁”など島根ならではの地域資源を活用し、島根の「本物」を感じることができるよう、豊かな自然、古（いにしえ）からの歴史文化などの観光資源を活かした魅力ある観光地づくりや、観光客の満足度の向上に取り組み、さらなる誘客を図ります。
◇ しまね観光誘客推進事業 〔担当課〕観光振興課	○ 閑散期対策や地域が抱える個別の課題への対策、社会情勢の変化に対応した取組みにより、魅力ある観光地づくりを推進し、年間を通して安定的、継続的な観光客の誘客を促進します。

（注１）meeting（企業などの会議・セミナー）、incentive tour（報奨旅行）、convention 又は conference（学会・国際会議）、exhibition 又は event（展示会・イベント）の頭文字からの造語。多くの集客が見込まれ、経済効果の大きいビジネス関連イベント。

（注２）Destination Marketing／Management Organization の略。地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織。

施策 Ⅰ－３－２	情報発信等誘客宣伝活動の強化

目　的

○ 「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、認知度の向上を図ります。

現 状 と 課 題

○ 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど、昨今の情報収集媒体は多様化しています。併せて、観光客の旅行スタイルや形態も変化しているため、その行動様式や各媒体の特性に応じた訴求効果の高い情報発信を行うことが必要です。

○ 平成 25 年度から実施している「ご縁の国しまね」キャンペーンなどにより、島根の「神々」や「ご縁」といったイメージは徐々に定着しつつありますが、全国での「島根県」の認知度はまだ低い状況です。

○ 出雲地域だけでなく石見地域や隠岐地域それぞれの情報発信を強化するなど、島根県全域の認知度をさらに向上させる必要があります。

取 組 み の 方 向

○ タレントやキャラクターを活用した観光プロモーションを展開するなど、島根が誇る観光素材を国内外に積極的・戦略的にＰＲします。

○ 公益社団法人島根県観光連盟、市町村や市町村観光協会等との連携を強化し、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアを活用することにより、効果的な情報発信を積極的に行います。

○ 口コミによる情報拡散を図るため、フェイスブックやユーチューブなどのＳＮＳを活用し、国内外に向けて、島根の「本物」を感じることができる観光資源を、質の高い映像等で情報発信することを強化します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①都道府県魅力度ランキング	40 位	⇨	20 位以内
②島根県への来訪意向割合	10% (H26)		15%

① 「地域ブランド力調査」（ブランド総合研究所）の都道府県魅力度ランキングの順位です。出雲大社「平成の大遷宮」効果で過去最高だった平成 26 年度実績（26 位）を踏まえ、平成 31 年度に平成 26 年度実績以上の 20 位以内を目指します。

② 「しまねの観光認知度調査」で、行ってみたい都道府県（上位５位）に、島根県と回答した人の割合です。出雲大社「平成の大遷宮」効果で高まった平成 26 年度実績（10%）を踏まえ、平成 31 年度に平成 26 年度実績以上の 15%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇“神々”と“ご縁”観光総合対策事業 〔担当課〕観光振興課	○　“神々”や“ご縁”など島根ならではのイメージを活用し、島根の「本物」を感じることができるよう、マスメディアや口コミによる情報発信に取り組み、情報の量の確保と質の向上を図ります。
◇ 観光情報発信事業 〔担当課〕観光振興課	○　「しまね」の魅力をネットやマスメディア等を活用し効果的に情報発信し、島根県の認知度を向上させます。

施策 Ⅰ－３－３	外国人観光客誘客の強化

目　　的

○ アジア地域や欧米地域を対象に、訴求力の高いプロモーションや情報発信、受入環境整備などを実施することにより、今後、増加が見込まれる外国人観光客の誘客を促進します。

現 状 と 課 題

○ 近年、訪日外国人が大幅に増加していますが、海外での島根県の認知度はまだ低く、また、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないため、全国と比べると外国人観光客の伸びが弱い状況です。

○ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人宿泊者数の更なる増加が期待されるため、海外からの定期路線・航路を持つ地域と連携した海外でのプロモーション活動の強化や受入環境の整備などを進める必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 他県と連携した旅行博への出展や商談会の実施、貸切バスツアー助成などにより、団体旅行客に向けた旅行商品造成や販売促進を強化します。

○ 旅行会社とタイアップした広告掲載、観光情報ウェブサイトの充実、有名旅行ガイドブックへの記事掲載など個人旅行客に向けた情報発信を強化します。

○ Wi-Fi スポット、消費税免税店、二次交通の整備、ゲートウェイから島根県までの交通手段の情報提供、通訳案内士の養成など、外国人観光客の受入環境の整備を推進します。

○ 境港管理組合や鳥取県、市町村などと連携した船会社や旅行会社への誘致活動や、外国船対応コーディネーターの配置など、境港や浜田港へのクルーズ客船誘致を強化します。

○ 鳥取県と連携して、山陰ＤＭＯ(注)を設置し、官民一体で外国人に向けた観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①主要観光施設の外国人利用者数（暦年）	7.5 万人 (H26)	⇨	16 万人
②外国人宿泊客延べ数（暦年）	3 万人 (H26)		8 万人
③消費税免税店舗数	44 店舗		100 店舗

① 「しまね国際観光推進協議会」が実施している主要有料観光施設の外国人割引の利用者数です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に現在の倍の増加を見込み、16 万人を目指します。

② 「島根県観光動態調査」による外国人宿泊者数です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に現在の約 2.5 倍の増加を見込み、８万人を目指します。

③ 消費税免税店の登録店舗数です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に現在の 2.3 倍の増加を見込み、100 店舗を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 外国人観光客誘致対策事業 〔担当課〕観光振興課	○ アジア地域や欧米地域を中心に、訴求力の高いプロモーションや情報発信を行い、認知度の向上を図るとともに、旅行商品造成や販売促進を支援し、観光誘客を促進します。 ○ Wi-Fi スポット、消費税免税店、二次交通の整備、通訳案内士の養成など、外国人観光客の受入環境の整備を推進します。
◇ 広域連携誘客推進事業 〔担当課〕観光振興課	○ 鳥取県と共同で山陰ＤＭＯを設立し、積極的に海外プロモーションを実施します。 ○ 隣県等と連携し、メディアを活用した広報や旅行博への出展などに取り組み、観光客誘致を推進します。

（注）Destination Marketing／Management Organization の略。地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織。

施策 Ⅰ－４－１	経営革新及び経営基盤の強化への支援

目　的

○ 中小企業・小規模企業への経営相談や事業資金の融資を行うとともに、新商品開発・販路開拓などの取組みを促進することにより、中小企業・小規模企業の経営革新及び経営基盤の強化を図ります。

現 状 と 課 題

○ 県内中小企業・小規模企業の多くが財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。
○ また、県内中小企業・小規模企業を取り巻く経済環境は、経済活動のグローバル化の影響や国内・地域内市場の縮小など、依然として先行きが不透明な状況にあります。
○ このような状況の中で、中小企業・小規模企業の経営基盤を安定・強化させるには、県と商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの商工団体が連携して行う経営支援の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。
○ 一方、新たな市場に向け、差別化された商品やサービスの創造が必要であり、地域固有の資源を活用した取組みや、特色ある技術・製品づくりを支援することが求められています。
○ 伝統工芸品産業は他産地との競争があり厳しい状況にあります。一方、手作り商品に対する関心が高まる中で、消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。
○ 商業者の高齢化等により、中山間地域や離島を中心として、商店数が著しく減少し、商業機能が失われつつある地域もあることから、買い物弱者支援といった住民福祉の確保の視点に立った対策も求められます。
○ 建設産業においては、公共工事削減等の影響から、非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、異分野進出などによる経営の革新が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 県内中小企業・小規模企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、また、複雑化や広域化する課題に対応できるよう、県と商工団体によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業・小規模企業が行う経営改善、経営基盤の強化や新分野進出等経営革新の取組みを支援します。
○ 経済環境等の変動に対応して、これまでも円安に伴う原材料価格高騰等を受け「円安等対策資金」の創設など県内企業の資金繰りを支援してきました。今後も経済情勢や経営実態を見極めつつ、県内中小企業・小規模企業の資金需要を把握し、資金調達の円滑化を支援します。
○ 伝統工芸品の販路拡大のための専門展示商談会への出展等への支援や、後継者育成のための支援を行います。
○ 商業者の高齢化等により県内商業等の店舗が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつあることから、小売店等の開店や移動販売事業の取組みなどを、市町村と連携して支援します。
○ 建設産業が異分野に進出するために行う調査研究、販路開拓、初期投資など地域課題に対応した新たな事業化の取組みを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①経営革新計画の年間承認件数	38 件 (H26)		50 件
②商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	38,395 件 (H26)		38,500 件以上
③島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	6,000 万円	⇨	6,000 万円以上
④小売店等の店舗整備の年間件数	107 件 (H26)		110 件以上
⑤建設産業の異分野進出による雇用創出数（４年間の累計）	―		80 人

① 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品開発等の新たな事業活動によって経営の向上（経常利益の増加等）を目指す計画の承認件数です。これまでの取組実績と今後の事業見込みを踏まえ、毎年度 50 件を目指します。

② 商工団体による経営指導等の巡回相談対応件数です。過去の実績を踏まえ、平成 26 年度の実績を基準に毎年度 38,500 件以上の巡回相談を目指します。

③ 島根県物産観光館、にほんばし島根館、島根県物産協会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年間販売額です。過去の実績を踏まえ、他産地との競争もある中で、現在の販売額以上を目指します。

④ 地域商業等支援事業の活用などにより、開店、移動販売車整備などに取り組んだ小売店等の数です。過去の実績を踏まえ、毎年度、平成 26 年度の実績値以上の 110 件以上を目指します。

⑤ 建設産業の異分野進出による雇用創出数です。今後の事業展開を踏まえ、毎年度 20 人の雇用創出（パートを含む）を見込み、平成 31 年度までの４年間で 80 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 商工会・商工会議所活動支援事業 〔担当課〕中小企業課	○ 県内中小企業・小規模企業の経営基盤の強化と新分野進出などの経営革新を進めるために、企業の実態に即したきめ細やかな経営指導等を行う経営指導員を配置し、商工会議所・商工会等の活動を支援します。
◇中小企業団体中央会活動支援事業 〔担当課〕中小企業課	○ 経営基盤が脆弱な中小企業・小規模企業が経済的地位の向上を図ることを目的として作る協同組合等に対し、適切な指導を行うため、専門的な能力を有する指導員を配置し、中小企業団体中央会の活動を支援します。

事 業 名	概　　要
◇中小企業に対する支援体制整備事業 〔担当課〕中小企業課	○ 中小企業・小規模企業の経営力・技術力・競争力強化のために専門家を派遣し支援します。
◇経営革新計画の承認 〔担当課〕中小企業課	○ 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品開発や新サービスの開発、新たな生産や販売方式の導入等を内容とする経営革新計画の承認を行い、融資や税制等の優遇制度により新たな取組みを促進します。
◇中小企業に対する間接融資事務（中小企業制度融資） 〔担当課〕中小企業課	○ 中小企業・小規模企業が施設・設備の近代化、創業や経営革新、経営の改善等のために資金を必要とする場合に、信用保証協会の保証制度を利用し、長期・低利で融資します。
◇未来へつなぐ工芸品総合振興事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	○ 島根の工芸品の魅力を維持・発展させるため、販路拡大、担い手確保・育成を支援します。
◇地域商業等支援事業 〔担当課〕中小企業課	○ 地域商業の振興や買い物不便地等の商業機能の維持を図るため、小売店等の開店や移動販売車の整備などの取組みを市町村とともに支援します。
◇建設産業経営基盤強化支援事業 〔担当課〕土木総務課	○ 中山間地域・離島の建設産業が取り組む異分野進出を支援することにより、経営力の強化と地域雇用の創出を図ります。

施策 Ⅰ－４－２	円滑な事業承継の推進

目　的

○ 企業の持続的発展に向け円滑な事業承継を推進し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が引き継がれ、雇用の場を維持していくことを目指します。

現 状 と 課 題

○ 少子高齢化と人口減少の進展による需要の減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動のグローバル化等による経済環境の変化に伴い、経営状況は厳しさを増しています。

○ このため、経営者の高齢化や経営の悪化による事業閉鎖・廃業等が進行し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が失われるとともに、雇用の場の減少による若年層の県外への流出が続いています。

○ このような状況の中、商工団体などの支援団体等と連携しながら、中小企業・小規模企業の持続的発展に向け、事業承継を推進し、雇用の場を維持していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

○ 中小企業・小規模企業に対して支援団体等と連携しながら事業承継に関する啓発活動を進め、相談対応やアドバイザーの派遣など、計画的な事業承継の促進に向けた支援を強化します。

○ 中小企業・小規模企業の人材育成等の体制整備や新商品開発・販路開拓など、事業承継を契機とした新たな取組みを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数（累計）	―	⇨	200 社

○ 県内中小企業・小規模企業のうち、商工団体等支援団体の助言を受けることなどを通じて、事業承継計画を策定し、後継者を確保した数です。今後の事業展開を踏まえ、毎年度 50 社程度を見込み、平成 31 年度までの４年間で 200 社を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 事業承継総合支援事業 〔担当課〕中小企業課	○ 円滑な事業承継を進めるため、関係機関が一体となって総合的に支援します。
・事業承継促進事業	○ 組合等を通じて、構成員企業の事業承継に係るビジョン作成や課題解決、人材育成を支援します。
・事業承継マンパワー支援事業	○ 事業承継推進員を配置し、案件の掘り起こしから事業承継計画の策定までを継続的に支援します。また、企業の課題に応じた外部専門家を派遣します。
・新事業活動支援事業	○ 事業承継を契機とした人材育成等の体制整備や新商品開発等の経営革新に向けた取組みを支援します。

施策 Ⅰ－5－1	雇用・就業の促進と人材の確保

目　　的

○ 高校生や大学生等への県内企業情報の提供や求職者へのきめ細かい職業紹介などの対策を行うことにより、県内企業の人材確保を目指します。

現 状 と 課 題

○ 近年、島根県の雇用情勢は改善傾向が続いており、平成 26 年度の平均有効求人倍率は 1.17 倍、平成 27 年 11 月の有効求人倍率は 1.34 に達しています。求人数が求職者数を大きく上回る状況にあることから、県内企業においては、人材を確保していくことが必要です。

○ 特に、建設業、製造業、福祉・医療の業種については、経済状況の好転による採用意欲の高まりや、高齢化の進行による介護人材等のニーズなどにより、人材不足が深刻化しており、人材の確保が重要な課題となっています。

○ 高校生の県内就職率は、近年、上昇傾向にあるものの、これを更に高めていくためには、県内企業の魅力や就職情報を伝える取組みの強化が必要です。

○ 高校卒業後、大学等に進学する者のうち概ね７割は県外に転出し、その多くが県外で就職している状況です。こうした学生の県内就職を促進することが、人材確保を進める上で重要です。

○ また、県内に進学した大学生等に対しても、大学等との連携を図りながら県内企業についての理解を促進していくことが必要です。

○ 県内企業が技術開発や販路開拓等に取り組む上では、高度な知識・経験を有する専門的な産業人材（プロフェッショナル人材）が必要となることから、こうした人材の確保も重要です。

取 組 み の 方 向

○ 若年者、中高年齢者、障がい者、若年無業者を含めた幅広い求職者に対するきめ細かい就職支援を行うことにより、県内への就職を促進します。

○ 各地域の市町村･商工団体とともに高校と地元企業の連携強化を図り、高校生の県内就職を推進します。

○ 大学生等の県内就職を推進するため、インターンシップを活用した県内企業理解の促進や「しまね就職フェア」等のイベントにより、学生と県内企業とのマッチングに取り組みます。

○ 進学等により県外に転出した若年者に対して、県内企業や県内就職に関する情報を積極的に発信することにより、県内への就職を促進します。

○ 人材不足が深刻である建設業、製造業、福祉・医療については、県内外の専門高校や大学等、養成機関、関係団体等の連携により、県内就職促進に向けた取組みや情報発信を実施します。

○ 県内企業の技術革新や新分野進出等に資する高度技術・技能を有する産業人材など、地域産業が必要とする人材の県内への就業を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①高校卒業生の県内就職率	78.2% (H26)		84.0%
②県内高校の進学予定者のうちしまね学生登録者の割合	53.0% (H26)		100.0%
③ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数	345 人 (H26)		450 人
④県内企業の採用計画人数の充足率	88.2% (H26)		100.0%
⑤県内企業に対するプロフェッショナル人材確保支援の実施件数（４年間の累計）	―		120 件

① 高校生の就職者のうち県内企業等へ就職する割合です。県立高校・私立高校の目標値を踏まえ、４年間で５ポイントの向上を見込み、平成 31 年度に 84.0%を目指します。

② 「しまね学生登録」とは、大学等への進学者に対して県内の就職情報等を提供するための登録制度です。平成 31 年度までに進学予定者全員の登録を目指します。

③ 「インターンシップ」とは、企業等において学生に就業体験の機会を提供する取組みです。ジョブカフェしまねで実施するインターンシップについて、近年の実績を踏まえ、平成 31 年度に平成 26 年度実績の 1.3 倍を見込み、450 人を目指します。

④ 「県内企業の採用計画人数の充足率」は、県内企業約 1,200 社の採用計画人数に対する実採用者数の割合です。毎年度 100%の達成を目指します。

⑤ 「プロフェッショナル人材」とは、新商品開発や新たな販路開拓など企業の成長戦略を推進する産業人材を指します。今後の事業展開を踏まえ、毎年度 30 件程度の確保を見込み、平成 31 年度までの４年間で 120 件を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 産業人材確保対策事業 〔担当課〕雇用政策課 ・大学生等の県内就職促進事業 ・専門人材の県内就業促進事業 ・地域を担う人材育成定着支援事業	○ 大都市圏で就職フェアを開催するなど、県外の学生等と県内企業とのマッチングの推進に取り組みます。 ○ 県内企業の競争力を高めるため、都市部のプロフェッショナル人材の県内への移転を促進します。 ○ 人材確保育成コーディネーターを配置し、県内就職の促進、人材の育成・定着に向けた取組みを産業界や教育機関と連携して進めます。

事 業 名	概　　要
◇ 若年者雇用対策事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 若年者の県内就職に係るサービスをワンストップで提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、きめ細かな就業支援を行います。 ○ ニート等の若年無業者に対して相談から就労、フォローアップまで一貫した支援を行う。 ○ 「地域若者サポートステーション」を設置し、若年無業者の職業的自立を推進します。
◇ しまねの建設担い手確保・育成事業 〔担当課〕土木総務課	○ 建設業団体等と連携して、建設産業の魅力発信、合同企業説明会や現場見学会の開催などの取組みを進めます。 ○ 「女性が活躍できる建設業」に向けた地域ネットワークの取組みを支援します。

施策 Ⅰ－5－２	人材の育成・定着

目　　的

○ 多様な職業能力向上の取組みや就業環境の整備を支援し、地域産業を担う人材の育成・定着を目指します。

現 状 と 課 題

○ 人材不足が顕著な建設業、製造業、医療・福祉や、さらなる成長が見込まれるIT産業、観光産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成が求められています。
○ 技術の高度化、IT 化の進展などから、競争力強化に繋がる高度な技術を持つ人材の育成が必要となっています。
○ 熟練技能者の高齢化や若年者の「ものづくり離れ」が進む中、優れた技能の継承や後継者の育成が必要です。
○ 高校生・大学生の就職３年以内の離職率が全国平均を上回る状況が続くなど、採用後の人材育成や職場定着が課題となっています。
○ 中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入など働きやすい職場づくりが求められています。
○ 雇用形態や就業形態の多様化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。
○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、出産や育児による離職を減らしていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

○ 人材不足が顕著な産業や、さらなる成長が見込まれる産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成を進めるとともに、県内産業界で必要とされる高度技術と熟練技能の継承や後継者の育成に取り組みます。
○ 若い技能者が育ち優れた技能が継承されていくために、若年者が「ものづくり」に関心を持つ取組みを進めます。
○ 企業が独自に行う人材育成・定着の取組みに対する支援を強化するとともに、企業の経営者等を対象とした人材育成・定着を図る取組みを進めます。
○ 若年者の人材育成・職場定着を図るため、企業ニーズに対応した基礎的な技術・技能を身につける職業訓練を実施するとともに、各地域で市町村や産業界と連携した研修等に取り組みます。
○ 関係機関と連携し労働関係法などの法制度の普及啓発を行うとともに、賃金など労働条件も含めた就業環境の改善を促進します。
○ 経営者向けの研修等を通じてワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するとともに、出産後も仕事を継続できるよう職場環境の改善の取組みを支援します。
○ 健全で安定した労使関係の形成を図るために、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①新規高校卒業就職者の就職３年後の定着率	57.7% (H26)		70.0%
②新規大学卒業就職者の就職３年後の定着率	61.6% (H26)		70.0%
③県が実施する人材育成研修の受講企業数	687 社 (H26)	⇨	800 社
④県の支援により人材育成計画の策定・実行に取り組む企業数（累計）	― (H26)		75 社
⑤技能検定（技能の習得レベルを評価する国家検定制度）合格者数	745 人 (H26)		750 人以上

① 高校新卒者が就職３年後に職場に継続して勤務している割合です。平成 31 年度までに全国平均を上回ることを目指します。
② 大学新卒者が就職３年後に職場に継続して勤務している割合です。平成 31 年度までに全国平均を上回ることを目指します。
③ 県が実施する研修に参加する企業数です。これまでの事業実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 20 社程度の増加により、県内企業の 2.5%の現在の受講状況を平成 31 年度までに３%まで引き上げることを見込み、平成 31 年度に 800 社を目指します。
④ 県の支援により人材育成について計画を策定・実行し、労働条件を含む就業環境の整備・人材育成に取り組む企業数です。今後の事業展開を踏まえ、毎年度 15 社程度の企業が取り組むことを見込み、平成 31 年度までの５年間の累計で 75 社を目指します。
⑤ 技能検定制度における年間の合格者の数です。過去の実績を踏まえ、技能者が減少する中、毎年度、現状を上回る 750 人以上の合格者数の確保を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 若年者職場定着支援事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 企業が行う人材育成・定着の取組みを支援するとともに、若年者や中堅社員等を対象とした研修を実施します。
◇ しまねの建設担い手確保・育成事業 〔担当課〕土木総務課	○ 建設業団体等と連携して、資格取得支援、教育訓練体系の構築に向けた取組みを進めます。
◇ 学卒者等の職業訓練事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 新規学卒者や若年者等を対象として、職業に就くために必要な、技術・技能や知識を取得するための職業訓練を実施します。
◇ 離転職者等の職業訓練事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 離転職者の早期就職を図るために、職業に必要な技能・知識を習得するための多様な職業訓練を実施します。
◇ 中小・小規模事業者出産後職場復帰促進事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 中小企業等事業主を対象として、育児休業・産前産後休業を取得した従業員が職場復帰した場合、奨励金を助成します。
◇ 中小企業中核技術者育成事業 〔担当課〕雇用政策課	○ 生産現場の中核を担う技術者を対象とした研修を実施し、中小企業の基盤の強化を図ります。

施策 Ⅰ－５－３	ＵＩターンの促進

目　　的

○ ＵＩターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介による就業支援等により、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

○ 島根は、若年者の県外流出等による人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。
○ 近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者も田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっており、この機会をとらえて、移住・定住に結びつけていくことが必要です。
○ 一方、全国的な「地方創生」の取組みにより移住・定住に力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。
○ 県では、ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、ＵＩターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等を実施し、移住・定住を推進しています。なお、平成 26 年度末の無料職業紹介での就職決定者は 927 人（累計）、産業体験での県内定着者は 671 人（累計）となっています。
○ 県内の市町村では、定住支援員の配置などＵＩターンの取組みが活発化し、近年ＵＩターン者数は増加してきています。この流れを一層大きく強いものにすることが必要です。

取 組 み の 方 向

○ ＵＩターン希望者への総合的な情報提供を実施します。
○ 「しまね田舎ツーリズム」による体験プログラムや、農山漁村での生活体験、市街地でのお試し暮らしなど、島根暮らしの体験を通じて、地域の魅力に触れたり、交流やＵＩターンの契機となるような機会を増やします。島根に住む人々が地域の魅力を再発見するなどの観点から、「しまね田舎ツーリズム」については、魅力的な体験プログラムの開発やブラッシュアップ、新規実践者の掘り起こしなどの取組みを推進します。
○ 市町村等が行う空き家バンクの充実や空き家情報の提供、空き家を活用したＵＩターン者向け住宅整備に対し改修費の助成を行うなど住居の確保のための取組みを推進します。
○ 移住・定住の推進に向けた地域の魅力づくりの一環として、島根で健やかに成長し、個性を伸長できる魅力的な教育環境づくりを、市町村・関係機関と連携して推進します。
○ 島根県の地域課題解決の担い手となる都市部人材の移住を積極的に推進します。
○ 市町村、ふるさと島根定住財団や関係団体・企業、地域住民等が一丸となり、情報発信、相談・誘致、体験・交流、受け入れ（仕事・住居の確保）、フォローアップといった各段階に応じたＵＩターン支援をきめ細かく一貫して行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①ＵＩターン者受入数	― (H26)		500 人増
②ＵＩターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	53 人 (H26)		53 人以上
③島根ふるさと情報登録事業の登録者数	908 人 (H26)	⇨	3,000 人
④ＵＩターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	181 人 (H26)		210 人
⑤しまね田舎ツーリズムの体験施設数	281 施設 (H26)		350 施設

① 市町村やふるさと島根定住財団の支援を受けたかどうかに関わらず、県外からの転入者のうち５年以上島根に住む意思のある者の数です。総合戦略を踏まえ、平成 31 年度までの５年間で 500 人増を目指します。

② ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業等への産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を踏まえ、平成 31 年度に平成 26 年度の実績以上の 53 人以上を目指します。

③ 県外で島根県の情報を直接的に提供する登録者の人数です。平成 26 年度の実績（450 人の増加）を踏まえ、毎年度 400 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 3,000 人を目指します。

④ ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を踏まえ、毎年度３％程度の増加を見込み、平成 31 年度に 210 人を目指します。

⑤ しまね田舎ツーリズム推進協議会へ加入した施設数です。近年の増加施設数を踏まえ、毎年度 13 施設程度の増加を見込み、平成 31 年度に 350 施設を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ ふるさと島根定住推進事業 〔担当課〕しまね暮らし推進課	○ 島根県の持つ豊かな自然、歴史そして生活環境など様々な魅力をＵＩターン総合サイトやしまねＵＩターンフェア、専門情報誌などで幅広く情報発信したり、東京・大阪を拠点とした相談・人材誘致を積極的に行うとともに、産業体験や田舎暮らし体験、無料職業紹介、住宅相談・住宅情報の提供などを実施することにより、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してＵＩターンを促進します。

施策 Ⅰ－６－１	高速道路網の整備

目　　的

○ 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。

現 状 と 課 題

○ 県の東西をつなぐ山陰道の供用は未だ 56％である上、24ｋｍの未事業化区間が残っています。

○ 地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興するとともに、大規模災害時の代替路を確保し、住民の安全安心を守るため、高速道路ネットワークの未整備区間（ミッシングリンク）の早期解消が強く望まれています。

取 組 み の 方 向

○ 未事業化区間について、事業化に向けた手続を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。

○ 事業中区間の整備を促進し、山陰道「多伎朝山道路」、「朝山大田道路」、「浜田三隅道路」などの早期開通を目指します。

○ 高速道路ＩＣへのアクセス道路の整備を併せて進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①山陰道の供用率	56％	⇨	67％ (H30)
②高速道路 IC への 30 分到達圏域面積の割合	60％		62％

① 平成 30 年度の山陰道の供用率 67％は、国の整備計画に基づいたものです。県としては、これまで重点要望等で要請してきた平成 32 年（2020 年）までの全線開通を、引き続き国に働きかけていきます。

② 最寄りの IC まで 30 分で到達できる地域の面積の割合です。山陰道「多伎朝山道路」、「朝山大田道路」、「浜田三隅道路」の開通を見込み、平成 31 年度に 62％を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
＜高速道路の建設促進事業＞ ◇ 山陰自動車道の建設促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課	○ 山陰自動車道及びアクセス道路の建設促進を図るため、関係機関との連絡調整や要望活動、用地関係業務の受託などを行います。
＜高速道路の利用促進事業＞ ◇ 東部高速道路利用促進事務 ◇ 西部高速道路利用促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課	○ 西日本高速道路株式会社、地域の利用促進協議会と協力し、キャンペーンなどを行って高速道路の利用促進に努めます。

施策 Ⅰ－６－２	航空路線の維持・充実

目　　的

○ 航空路線の維持・充実により、県内３空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

○ 東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている本県にとって、県内各空港の航空路線は、人・物の交流による観光振興や産業振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしています。
○ 航空事業者の国際競争が進む中で、地方航空路線を取り巻く状況は厳しくなっていますが、出雲縁結び空港の名古屋線と札幌線の運航再開、萩･石見空港の東京線の２便化実現など、県内の航空路線は徐々に改善が図られています。
○ 航空路線の維持・充実のため、観光客の誘致などによる交流人口の拡大に向けて、地域と一体となった利用促進の取組みを継続していくことが必要です。

取 組 み の 方 向

○ 県内の航空路線について、地域と一体となった利用促進策や、ダイヤ改善などの利便性向上に取り組み、航空路線の維持・充実を図ります。
○ 本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。
○ 東京・大阪等の大都市圏との便数増、新規路線の開設に向けて取り組みます。
○ 国際チャーター便の誘致を進めるとともに、隣県の国際定期路線や国内の主要空港を活用した海外との航空ネットワークの形成を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①出雲縁結び空港の年間乗降客数	78.5 万人 (H26)	⇨	90.0 万人
②萩・石見空港の年間乗降客数	11.4 万人 (H26)		14.5 万人
③隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	5.1 万人 (H26)		5.4 万人

①②③　各空港の路線ごとの需要の見通しや就航機材を踏まえ、航空路線を維持するために必要な乗降客数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 出雲縁結び空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕　交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、出雲縁結び空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、地域と一体となった利用促進事業を実施します。
◇ 萩・石見空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、萩・石見空港路線のダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、地域と一体となった利用促進事業を実施します。
◇ 隠岐世界ジオパーク空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕　交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、隠岐世界ジオパーク空港路線のダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、地域と一体となった利用促進事業を実施します。 また、本土と離島を結ぶ航空路線については、路線維持のため、運航費に対する支援を実施します。
◇ 国際チャーター便誘致事業 〔担当課〕　交通対策課	○ アジアを中心とした国際チャーター便の誘致を進めるために、国際チャーター便に対する支援や、航空会社や旅行会社への働きかけを実施します。

施策 Ⅰ－６－３	空港・港湾の維持・整備

目　　的

○ 物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

現 状 と 課 題

○ 広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性化を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。

○ 県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、物流機能の強化のための係留施設・臨港交通施設等の整備や、船舶の安全航行のための外郭施設等の整備が課題となっています。

○ 日本海側拠点港に選定された浜田港及び境港、特定地域振興重要港湾の河下港について、海外貿易航路や国内物流等の拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

○ 空港・港湾の適正な維持管理に努め、施設や設備の更新を適切に行います。

○ 物流拠点港の充実を図るため、必要な外郭、係留、臨港交通施設等を整備します。

○ 浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備やポートセールス等を推進します。

○ 境港については、宍道湖・中海圏域の産業振興、観光振興を図るため、共同管理者である鳥取県と連携し、施設整備やポートセールス等を推進します。

○ 河下港については、出雲圏域の産業振興を図るため、防波堤の整備やポートセールス等を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①物流拠点港の岸壁の整備率	91％	⇨	96％
②物流拠点港の防波堤の整備率	67％		95％

①②　整備中の物流拠点港（松江港、河下港、江津港、浜田港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。今後の整備見通しを踏まえ、平成 31 年度までの４年間で①５ポイントの増、②28 ポイントの増を見込み、平成 31 年度に①96％、②95％の整備率を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 港湾整備事業 〔担当課〕　港湾空港課	○ 物流の拠点になる港について、港内静穏度の改善のための防波堤の整備や利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。
◇ 空港機能保持事業 〔担当課〕　港湾空港課	○ 空港の機能を保持するため、施設や設備の点検・維持・更新を行います。

Ⅱ・安心して暮らせるしまね

施策 Ⅱ－１－１	危機管理体制の充実・強化

目　　的

○ 自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症など、いつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

○ 県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施しています。

○ 世界各地で発生するテロ・ゲリラ事件や北朝鮮による弾道ミサイル発射など、予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

○ 海外では鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９）のヒトへの散発的な感染が継続しており、今後も新型インフルエンザの出現が強く懸念されているため、医療体制等の確保や関係機関との連携強化を行う必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 各分野における図上訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力や実践的対応能力の向上を図るとともに、危機管理事案に対して迅速・的確に対処できるよう関係機関との連携を強化します。

○ 武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。

○ 感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標
危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。

○ 危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、日頃から図上訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 危機管理対策事業 〔担当課〕防災危機管理課	○ 災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行ないます。
◇ テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕警察本部警備第一課	○ テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。
◇ 感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 多種多様な感染症に備えるため、医療体制等の確保を図り、また、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の感染症発生を想定した訓練を実施します。

施策 Ⅱ－１－２	消防防災対策の推進

目　　的

○ 防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

○ 島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面も有しており、過去には津波被害も発生しています。
○ 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に備えた県の防災体制の充実が課題となっています。
○ 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備、広域応援体制の整備に取り組むことが必要です。
○ 異常なゲリラ豪雨をもたらす昨今の気象状況を踏まえ、災害発生前には、県と市町村が連携し情報共有を確実に実施することが必要です。
○ 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難体制の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
○ 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。
○ 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るためには、住民が速やかに避難することが大事であり、避難行動要支援者（高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、児童等）を始め、住民の避難支援対策を進めることが必要です。
○ 火災の予防・消火、救急救助などにおける迅速な対応、消防機関の体制と機能の強化が課題となっています。また、消防団の活性化に取り組む必要があります。
○ 防災行政無線設備は設置後 15 年以上経過し老朽化が進み故障が頻発しており、また今後は高度で多様化する情報社会に対応した通信設備の導入が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画を見直します。
○ 県が実施した地震(津波)被害想定調査結果に基づき、想定される被害に対する減災目標を設定して、地震・津波災害の防災・減災対策を実施します。
○ 土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表を行い、指定を進めるとともに、県民の防災意識の向上のため、土砂災害防止学習会等に取り組みます。
○ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組みます。
○ 津波浸水想定区域図を作成し、市町村による津波ハザードマップ作成や津波避難計画の策定を促進します。
○ 市町村と連携した自主防災組織や災害ボランティアの育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。

○ 洪水時の住民の円滑な避難行動を支援するため、河川の氾濫危険水位等や洪水浸水想定区域図の見直しを進めます。
○ 災害発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、職員の招集体制を整備するとともに、図上訓練や情報伝達訓練等を実施します。
○ 自衛隊や海上保安部など防災関係機関との連携を強化するため、連絡会を開催し防災に関する情報共有を図るとともに、共同訓練等を実施します。
○ 津波に対する防災知識を普及し、住民が迅速な避難行動がとれるよう、市町村と連携し防災訓練や防災研修会を開催します。
○ 食糧、生活必需品の調達など災害時の応急対策が的確に実施できるよう、関係団体等との協定締結を進めます。
○ 大規模災害が発生した場合に備え、国や市町村等と連携しながら、食糧等の備蓄・調達・輸送体制を整備します。
○ 中国５県及び中国四国９県での災害発生時の広域支援協定等に基づき、広域的大規模災害時の相互支援体制を整備します。
○ 災害発生時には、「減災」のために、市町村と連携して迅速な初動対応、被害情報収集と警戒、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施します。
○ 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るため、市町村における避難行動要支援者や住民の避難支援対策が進むよう、市町村、社会福祉団体等との協議を進めます。
○ 県、市町村、住民が協力して、津波からの速やかな避難を目的に、沿岸地域ごとに避難場所や避難経路、避難行動要支援者の避難支援等を定めた津波避難計画の作成を促進します。
○ 防災訓練の実施、緊急物資の整備、消防機関の人員・能力・装備・広域応援体制等の充実強化、市町村消防団の活性化などにより、防災関係機関の災害対応能力の向上を図ります。
○ 防災行政無線設備について、無線通信のデジタル化に適合した機器に更新するとともに、高度多様化する情報社会に対応するため、今後世界標準規格となるＩＰ型データ通信方式に対応した設備の導入を引き続き進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画の見直しを行う。			
②公共建築物の耐震化率	85% (H26)	⇨	93%
③土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表市町村数	8 市町		19 市町村

① 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に対応できる防災体制を構築できるよう、県地域防災計画の見直しを行います。
② 多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値を踏まえ、平成 31 年度までに８ポイントの増を見込み、93%を目指します。

③　土砂災害の発生の恐れのある土地の区域を明らかにし、市町村の警戒避難体制の整備を支援するほか、危険な土地に新たな家屋や施設の立地を抑制することを目的として指定する区域です。基礎調査の執行計画を踏まえ、平成 31 年度に全市町村の公表を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕防災危機管理課	○ 地域防災計画などの見直しを進めるとともに、地震や風水害などが発生したときに、被害を最小限に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施します。 また、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。
◇ 防災情報システム整備事業 〔担当課〕消防総務課	○ 災害の未然防止や被害の拡大防止を目的として、防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備します。
◇ 水防活動 〔担当課〕河川課	○ 市町村や住民に対し、各地の雨量、水位等の河川情報や水防情報を提供し、水災から生命・財産を守る活動を支援します。
◇ 土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕砂防課	○ 土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取組みを支援します。
◇ 建築物等地震対策促進事業 〔担当課〕建築住宅課	○ 大規模地震から県民の生命と財産を守るため、平成 19 年２月に作成した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など建築物の耐震化に向けた施策を総合的に推進します。
◇ 災害警備対策事業 〔担当課〕警察本部警備第二課	○ 自衛隊、消防等防災関係機関と連携し、あらゆる災害現場を想定した実戦的な合同訓練等を実施し、災害対応能力の向上と関係機関との連携を強化します。

施策 Ⅱ－１－３	原子力安全・防災対策の充実・強化

目　　的

○ 原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況等の把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

○ 福島第一原子力発電所事故を踏まえて、国が示した考えに基づき、島根原子力発電所周辺のモニタリングポストを増設、監視体制を拡充しました。そのもとで、環境放射線モニタリングの運用を図っていく必要があります。

○ 福島第一原子力発電所事故後施行された新規制基準を受け、中国電力は島根原発２号機について原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請を行い、現在、原子力規制委員会で審査が行われています。また、中国電力は、島根原発１号機について平成 27 年４月 30 日をもって運転終了し、今後、廃炉に向けた手続きが進められる見込みです。中国電力の対応及び原子力規制委員会による審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努める必要があります。

○ 国の「原子力災害対策指針」の見直し等を踏まえ、県や立地・周辺市の地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の改定や、防災訓練の実施等を通じ、緊急時における防災体制の充実を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 島根原子力発電所の運転が安全に行われているかを監視するため、中国電力と締結している安全協定に基づき、平常時から情報連絡や立入調査等を行います。

○ 島根原発１号機の廃止措置計画認可申請にあたっては、安全協定に基づいて、中国電力は県及び松江市の事前了解を得る必要があります。なお、県は、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体等の意見を聞き、最終的な了解をするかどうかを総合的に判断します。

○ 島根原発２号機の新規制基準適合性確認審査については、原子力規制委員会の審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努めます。審査の終了後、審査結果について原子力規制委員会から説明を受け、それに対して、県議会をはじめ、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体等の意見を聞き、県として最終的な了解をするかどうかを総合的に判断します。仮に、政府から島根原発２号機の再稼動への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県として総合的に判断します。

○ 島根原子力発電所周辺の環境放射線については、発電所周辺にモニタリングポスト等を配置し、常時監視を継続するとともに、緊急時においては、国が示した考え方に基づき、モニタリングポストを防護地区ごとに１か所以上設置した拡充した体制で、運用を図ります。

○ 原子力発電所の運転状況や放射線・放射能に関する知識等について、情報収集に努め、関係自治体とも情報共有に努めるとともに、周辺地域住民の方々へも広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会・講演会等により、きめ細かな広報や情報提供を行います。
○ 万が一の原子力災害に備え、広域避難計画の実効性向上に向け、国、島根・鳥取両県、島根原発の立地市及び周辺市における作業チームにおいて、引き続き検討を進めます。
○ 特に、病院入院患者、社会福祉施設入所者、在宅のいわゆる避難行動要支援者の広域避難における支援要員、移動手段の確保等、県単独では解決しがたい課題については、上記作業チームにおいて、国や関係機関と共に検討します。また、即時避難が困難な避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設や、原子力防災の拠点となる施設に対して放射線防護対策を実施します。
○ 周辺市の区域や県境を越えた広域避難が必要であり、引き続き受入先との調整を行います。
○ 避難区域が本土側の寄港地や空港を含むエリアに拡大した場合においても、隠岐・本土間の人や物資の交流に支障が生じないよう対策を検討します。
○ 周辺自治体も含めた緊急時通信網や原子力防災設備・資機材・備蓄品の整備拡充を行います。
○ 隣接県とも連携し、防災業務関係者の緊急時対応能力を高めるため、広域的な枠組での原子力防災訓練を実施します。
○ 立地・周辺自治体と連携して、地域住民の方々への避難方法の周知を図ります。
○ 原子力発電所事故の影響が広域化し、オフサイトセンターや県庁での災害対策業務の遂行に影響が生じた場合に備え、オフサイトセンターの緊急時機能強化や機能移転について検討します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①モニタリングポストを増設、拡充した体制で、平常時及び緊急時における環境放射線モニタリングの運用を図る。			
②地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行う。			
③原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	95%	⇨	95%以上

① 平常時の環境放射線監視体制に加え、「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）においては、モニタリングの結果に基づいた、屋内退避、避難等の措置を実施することとなるため、国が示した考えに基づき、モニタリングポストを増設しました。今後は、拡充した体制で運用を図っていきます。
② 国の「原子力災害対策指針」の見直し等を踏まえ、広域的避難に対応できる防災体制を充実するよう、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行います。

③　原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。新たな防災業務関係者への対応や毎年度見直す訓練内容等を関係者に継続して徹底していく必要があることを踏まえ、毎年度、現状以上を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 原子力安全対策事業 〔担当課〕原子力安全対策課	○ 県民の安全確保を期するため、安全協定による安全確認・連絡調整、環境放射線監視機能充実強化、安全対策協議会等の開催、原子力安全対策広報などを行います。
◇ 原子力防災対策事業 〔担当課〕原子力安全対策課	○ 「防災対策を重点的に充実すべき地域」の広域化に対応し、万が一の原子力災害に備え、初動体制や住民避難を円滑に実施するため、地域防災計画（原子力災害編）の見直し、緊急時連絡網の整備、原子力防災資機材の整備拡充、原子力防災訓練の実施などを行います。
◇ 原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕医療政策課	○ 事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査（スクリーニング）や汚染除去などの被ばく医療活動訓練を実施するとともに、被ばく医療活動に必要な資機材を整備します。

施策 Ⅱ－１－４	治安対策の推進

目　　的

○ 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

○ 各種犯罪対策の強化や防犯ボランティア団体の活動の活性化等を通じて、県民の自主防犯意識が向上したことなどにより、県内の刑法犯認知件数は、平成 15 年のピーク時から半減していますが、新たな脅威により治安情勢は予断を許さない状況にあります。
○ 殺人・放火等の凶悪事件、子どもや女性が被害者となりやすい声かけ、つきまとい、ＤＶ・ストーカー等の人身安全関連事案が続発しています。
○ 巧妙に組織化されたグループにより敢行される特殊詐欺は、被害者の大半を高齢者が占めており、その資産が狙われています。
○ 情報通信技術が進展する中で、悪質巧妙化するサイバー犯罪、行政機関、民間事業者を狙ったサイバー攻撃等、サイバー空間の脅威が深刻化しています。
○ 暴力団は活動を潜在化させて市民生活に深く潜り込み、資金源獲得活動の多様化を一層強めているほか、国内最大の指定暴力団山口組の分裂に起因する対立抗争等に県民が巻き込まれる可能性も否めない情勢にあります。
○ 街頭活動の強化や治安基盤の整備等により、犯罪の抑止と検挙に向けた活動を一層推進するとともに、防犯ボランティア活動の活性化や定着化に向けた各種支援を行うことなど、県民の自主防犯活動の促進を図る必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 日本一治安の良い地域社会を実現するため、官民一体となり「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」に盛り込まれた各種施策を着実に推進します。
○ パトロール態勢の整備等の街頭活動の強化、安全・安心情報の迅速・効果的な発信、子ども・女性・高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策の強化など、犯罪抑止に向けた取組みを推進します。
○ 凶悪事件等の発生に際しては、初動捜査を迅速・的確に行うとともに、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組みを徹底します。
○ サイバー空間の安全･安心の確保に向け、違法情報に対する取締りを徹底するとともに、情報セキュリティ等の啓発活動を行うなど、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進します。
○「島根県暴力団排除条例」を効果的に活用し、官民一体の下に暴力団の排除に向けた取組みを推進するとともに、暴力団に関する情報収集、関係箇所に対する警戒及び取締りを一層強化します。
○ 地域の様々な団体が連携して高齢者等の特殊詐欺や悪質商法被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築を推進します。また、こうした犯罪の取締りを強化します。
○ 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、防犯ボランティアや事業者等による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見守り活動を推進するとともに、街頭防犯カメラの設置促進など防犯環境の整備を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
犯罪率（暦年）	4.8 件／千人	⇨	3.9 件以下／千人

○　人口千人当たりの刑法犯認知件数（暦年）です。これまでの犯罪率減少実績を踏まえ、４年間で 0.9 件／千人の減少を見込み、平成 31 年度に 3.9 件以下／千人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 治安基盤強化事業 〔担当課〕警察本部警務課	○ 治安対策を推進するためには、警察組織の人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要です。優秀な人材を確保し、教養の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進します。
◇ 犯罪の起きにくい地域社会づくり推進事業 〔担当課〕警察本部 生活安全企画課	○ 県民が安心して生活できる地域社会を実現するため、重層的な防犯ネットワークの整備拡充や防犯環境の整備を促進するとともに、防犯ボランティア等との連携による社会の規範意識の向上と絆の定着化に向けた取組みを推進します。
◇ 街頭活動強化事業 〔担当課〕警察本部地域課	○ 交番の地域警察官によるパトロール及び職務質問等の街頭活動を一層強化することにより、犯罪の検挙や事件・事故の未然防止活動を推進します。
◇ 子ども安全対策事業 〔担当課〕警察本部 少年女性対策課	○ 子どもを犯罪被害から守るために、防犯ボランティアや関係機関・団体等と連携・協働するとともに、犯罪被害防止教室を開催するなど、子どもの安全対策を推進します。
◇ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕環境生活総務課	○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動の普及啓発、防犯活動団体の育成、地域における学校・団体等の連携強化などに取り組みます。

事 業 名	概　　要
◇ サイバー対策事業 〔担当課〕警察本部 生活環境課	○ インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、関係団体・防犯ボランティア等と連携し、官民一体となったサイバー対策を推進します。
◇ 凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕警察本部 捜査第一課	○ 凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進します。
◇ 暴力団対策事業 〔担当課〕警察本部 組織犯罪対策課	○ 暴力団等反社会的勢力の不当行為による被害を未然に防止するため、県内の各種事業所等における不当要求防止責任者の選任を充実させ、暴排講習会等を開催し、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進します。
◇ 犯罪被害者支援事業 〔担当課〕警察本部 広報県民課	○ 関係機関と連携して情報提供、付添い、カウンセリング、一時避難場所の確保、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解を促進します。
◇ 警察相談事業 〔担当課〕警察本部 広報県民課	○ 警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消します。

施策 Ⅱ－１－５	交通安全対策の推進

目　的

○ 交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

○ 県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数ともに減少し、特に死者数は平成 25 年から 20 人台で推移しています。一方、全死者数に占める高齢者の割合は、平成 27 年は５割を下回ったものの、平成 18 年から平成 26 年まで９年連続で５割を超えており、その特徴は、「夜間・横断歩行中」に事故に遭う割合が高くなっていることから、これらの特徴に応じた対策を中心に、「高齢者の交通事故防止」を最重点に取り組む必要があります。

○ 交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

○ 道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備等、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 平成 28 年度から平成 32 年度までを実施期間とする「第 10 次島根県交通安全計画」に基づき、総合的な交通安全対策を推進し、死者数・死傷者数等の減少傾向を更に定着させます。

○ 高齢者の交通事故を防止するため、個別訪問指導等効果的な交通安全教育を推進するとともに、交通安全リーダーの養成等により、高齢者の交通安全対策を強化します。

○ 県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

○ 安全快適な歩行のために、「ゾーン 30」（最高速度規制 30 ㎞/h の区域規制等の生活道路対策）や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の整備、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備等、道路交通環境を整備します。

○ 夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道９号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
① 交通事故年間死者数（暦年）	27 人		18 人以下
② 交通事故年間死傷者数（暦年）	1,640 人	⇨	1,350 人以下
③ 交通事故年間高齢者死者数（暦年）	13 人		9 人以下
④ 歩道の整備率	84%（H26）		93%

①②③　国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成 32 年までに交通事故死者数 2,500 人以下とする国の第 10 次交通安全基本計画及び本県の交通事故発生状況に対応し、県内では、平成 32 年までに死者数 18 人以下の達成を目指す第 10 次島根県交通安全計画を踏まえ、平成 31 年度までに①18 人以下、②1,350 人以下、③９人以下を目指します。

④　県管理道路のうち、優先的に整備が必要な歩道延長 1,340 ㎞に対する整備率です。今後の整備見通しを踏まえ、平成 31 年度までの５年間で９ポイントの増を見込み、平成 31 年度に 93%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課	○ 交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
◇ 安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課 道路建設課	○ 安全に歩行・走行できるように歩道・自転車通行帯の整備を実施します。
◇ 交通事故総量抑制事業 〔担当課〕警察本部交通企画課	○ 交通安全運動や交通事故の実態などについての広報啓発活動、交通安全教育、各種講習、高齢者個別訪問指導及び交通指導取締り等を通じ、県民の交通安全意識の向上を図り、人身交通事故を防止します。
◇ 交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通規制課	○ 渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
◇ 交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通規制課	○ 交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 Ⅱ－１－６	消費者対策の推進

目　　的

○ 自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

現 状 と 課 題

○ 島根県消費者センター及び各市町村消費者相談窓口が受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間５千件を超え、高齢者からの相談割合が増加しています。
○ 相談内容も有料サイトの不当・架空料金請求などインターネットに関するものや、借金の整理、ヤミ金融等のフリーローン・サラ金に関するものなど、ますます複雑・多様化しています。
○ このような消費者からの相談に迅速・的確に対応するため、相談体制の充実強化が必要です。
○ 悪質商法など高齢者や障がい者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。
○ 県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化する必要があります。
○ 県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え「自立した主体」として消費行動ができるよう、消費者教育をさらに進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 消費者が自らの利益の擁護・増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育を推進し、消費者の自立を支援します。
○ 消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。
○ 地域の様々な団体が連携して高齢者等の消費者被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築を推進します。
○ 消費者からの苦情･相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済を的確に行うため、消費生活相談員の資格化など県消費者センターの相談体制の充実強化を図るとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。
○ 事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導･監督を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①クーリング･オフ制度を知っている人の割合	76%	⇨	85%
②消費生活相談窓口を知っている人の割合	―		100%
③消費者被害に遭った人の割合	―		８%以下

① クーリング･オフ制度については、毎年度実施される「県政世論調査」において「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。クーリング・オフ制度は、内容まで理解して初めて活用できる制度であるため、これまでの調査結果を踏まえ、過去最高値の 85%を目指します。

② 消費生活相談窓口については、まず、その存在を知ってもらうことが消費者被害の救済の第一歩であることから、「県政世論調査」において「よく知っている」「ある程度知っている」「見聞きしたことがある」と回答した人の割合で、平成31年度に100%を目指します。

③ 消費者被害に遭った人の割合については、毎年度実施される「県政世論調査」において、１年間で購入した商品やサービスを原因とする消費者被害に「遭ったことがある」と回答した人の割合です。国が実施した「消費者意識基本調査」の結果を踏まえ、平成31年度に８%以下を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 相談・苦情処理事務 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決を支援します。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。
◇ 事業者に対する指導監督事務 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 景品表示法、特定商取引法、島根県消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。
◇ 消費者啓発推進事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 消費者に向けて普及教育活動を実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努め、より良い社会づくりを目指し、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者の育成に努めます。
◇ 学校における消費者教育の推進事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 児童・生徒や保護者への啓発資料の配付や、学校での教育実践研究などを行い、小中高校生に対する消費者教育の推進に努めます。
◇ 消費者団体等活動支援事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 地域における消費者問題への取組みを活発化するため、消費者リーダー育成のための講座の開催や、消費者団体等が行う啓発活動の支援を行います。
◇ 市町村地域見守りネットワークづくり推進事務 〔担当課〕環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 高齢消費者被害の未然防止を目的とする、市町村の地域見守りネットワークづくりを推進するため、民生委員、自治会など見守る立場の人への研修会や情報提供などを実施します。 ○ 県消費者安全確保地域協議会を組織し、全ての市町村に見守りネットワークが構築できるよう、参加団体間の情報共有や連携強化を図ります。
◇ 生活経済事犯対策事業 〔担当課〕警察本部生活環境課	○ 金融事犯、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える生活経済事犯の検挙対策及び被害防止対策を推進します。

施策 Ⅱ－１－７	災害に強い県土づくり

目　的

○ 道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

○ 島根県は、県土の 80％を急峻な山地が占め、県内一円が豪雨で侵食を受けやすい特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 ㎞にわたります。

○ このため、豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。

○ 災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。

○ 河川改修の状況は、昭和 58 年をはじめとした豪雨災害などを契機に整備に取り組んでいますが未だに整備率は低く、治水対策を着実に推進する必要があります。

○ 災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。

○ 豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。

○ 治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改修を進めるとともに、国の直轄事業である斐伊川・神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修が促進されるよう取り組みます。

○ 土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。

○ 落石危険箇所の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を行うことで、防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路の確保に努め、緊急物資の輸送と救援活動を支援します。

○ 豪雪時には各道路管理者･防災関係者･電線管理者等が連携し除雪対応を行うとともに、持続可能な除雪体制の確保を目指し、作業を担う建設業者の負担軽減と人材育成に取り組みます。

○ これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。

○ 家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、老朽化したため池や頭首工等の改修を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①洪水から保全される人口	299,900 人		313,500 人
②土砂災害から保全される人口	158,916 人	⇨	163,263 人
③緊急輸送道路上の防災危険箇所整備率	52%		68%
④緊急輸送道路上の橋梁耐震対策実施率	60%		73%

① 河川の想定氾濫区域内人口 502,200 人の内、洪水から保全される人口です。県管理河川のこれまでの部分完成を含めた整備実績と今後の事業の実施予定を踏まえ、平成 31 年度に 13,600 人の増加を見込み、313,500 人を目指します。

② 農林および土木部局で対策を行う土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の保全される人口です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定を踏まえ、平成 31 年度に 4,347 人の増加を見込み、163,263 人を目指します。

③ 道路防災総点検により対策が必要な危険箇所 2,136 箇所のうち、優先的に整備を行う緊急輸送道路上にある危険箇所 635 箇所の整備進捗率です。今後の整備見通しを踏まえ、４年間で 16 ポイントの増を見込み、平成 31 年度に 68%を目指します。

④ 地震直後から発生する緊急輸送を確保するため、耐震対策が必要な橋梁 207 橋に対して、対策を講じた橋梁の割合です。今後の実施見通しを踏まえ、４年間で 13 ポイントの増を見込み、平成 31 年度に 73%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
＜土砂災害防止対策事業＞ ◇ 砂防事業 ◇ 地すべり対策事業 ◇ 急傾斜地崩壊対策事業 〔担当課〕砂防課	○ 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。
＜斐伊川・神戸川治水事業の促進＞ ◇ 斐伊川放水路事業促進事業 ◇ 大橋川改修事業促進事業 〔担当課〕斐伊川神戸川対策課	○ 斐伊川・神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。

事 業 名	概　　要
＜「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業＞ ◇ 中小河川の改修事業 ◇ ダム建設事業 ◇ 河川維持管理事業 〔担当課〕河川課	○ 治水対策により、流域住民の洪水や渇水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。
＜「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業＞ ◇ 海岸侵食対策事業 ◇ 海岸維持管理事業 〔担当課〕河川課	○ 砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。
＜道路の事故・災害への対応強化事業＞ ◇ 防災事業 ◇ 橋梁耐震事業 ◇ 無電柱化事業 〔担当課〕道路維持課	○ 災害発生時に救助、救急、消防活動及び救援物資の輸送を円滑に行えるよう、道路防災総点検に基づく危険箇所の対策、橋梁の耐震化及び無電柱化を推進します。
◇ 農村地域防災減災事業 〔担当課〕農地整備課	○ 地すべり災害や豪雨・地震災害から農地、人命、財産を守るため、優先度の高い箇所から地すべり防止対策及び老朽化したため池、頭首工等の改修を推進します。
◇ 治山事業 〔担当課〕森林整備課	○ 山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策、長寿命化対策を実施します。

施策 Ⅱ－１－８	食の安全の確保

目　　的

○　県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

○　ノロウイルスによる食中毒が依然として多く発生しており、食中毒の原因となる新たな微生物や寄生虫も確認されています。

○　食中毒の防止を図るためには、食品関係事業者の自主管理を促進し、消費者にも食品衛生に関する知識と理解を深めてもらう必要があります。

○　冷凍食品への農薬混入事件など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。

○　平成 27 年の食品表示法施行により、これまでのＪＡＳ法、食品衛生法、健康増進法に分かれていた表示基準が、新しい表示基準として整理・統合されたことを活かし、啓発や指導の強化により、不適正食品の流通を防止する必要があります。

○　農産物直売施設における生鮮食品の適正表示等が徹底されておらず、出荷者に対して細やかな啓発を行う必要があります。

取 組 み の 方 向

○　講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導、製造工程の危害分析など科学的根拠に基づく衛生指導により、食品関係事業者の自主管理を促進します。

○　消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

○　食品表示窓口である保健所による一元的な相談対応、適正表示の啓発・相談、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。

○　農林水産物のトレーサビリティ（流通経路情報把握）について普及啓発を進めるとともに、関係事業者への監視・指導を実施し、制度の適切な運用の確保を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①食中毒年間発生件数	11 件 (H26)	⇨	６件以下
②食品表示法に基づく年間指示公表件数	１件		０件

① 一般家庭や飲食店等における１年間の食中毒の発生件数です。全国の過去５年間の平均年間発生件数 1,065 件を踏まえ、県人口を考慮し、平成 31 年度に６件以下を目指します。

② 食品表示法に基づき、食品の不適正表示に対して行う指示・公表件数です。不適正食品の流通防止を図るため、啓発や指導により、違反をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 食品衛生法等による許可･監視･検査･指導事務 〔担当課〕薬事衛生課	○ 食品関係施設の許可･監視･指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。
◇ 食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。
◇ 食品流通対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 食品適正表示研修会の開催や食品表示アドバイザーによる相談業務の実施等により、事業者の食品表示の適正化を図ります。
◇ 食品衛生に関する啓発･情報発信事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。

施策 Ⅱ－２－１	健康づくりの推進

目　的

○ 県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

○ 幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「糖尿病」等の生活習慣病が増加しています。
○ 壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の運動推進やたばこ対策、食育など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本とし、それを後押しする環境づくりを進めていく必要があります。
○ 健康実態では男女や圏域に格差があり、健康寿命をさらに延ばすためには格差の縮小が必要ですが、食生活をはじめとする生活背景の把握が不十分です。
○ エイズ（ＡＩＤＳ）や結核、ウイルス性肝炎などの感染症の予防や、感染症患者が必要な治療を受けられるよう支援する必要があります。
○ 自死者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は依然として全国平均より高い状況であり、今後、自死の背景・要因の検討を踏まえたより効果的な対策に関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」「生涯を通じた健康づくり」「疾病の早期発見、合併症予防・重症化予防」「多様な実施主体による連携のとれた取組み」を柱に、各関係機関・県民と一体となった県民運動「健康長寿しまね」を進めます。
○ 生活習慣病の予防にあたっては、健康増進事業や医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上など、経営者・労働者団体や医療保険者等との連携により、島根県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、特に働き盛り世代が取り組みやすい健康づくりを効果的に推進します。
○ 健康実態の背景となる、食を含む生活習慣についての男女や圏域毎の状況を明確にし、効果的な取組みにつなげるシステム構築を検討します。
○ 島根県の死亡原因の第一位であるがんの対策としては、早期発見、早期治療のための有効手段である検診受診者の増加に努めます。
○ 子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、民間団体と連携した体験型のイベントなどの普及啓発や、専門相談など身近な地域で気軽に利用できる拠点での相談の場づくり、食育推進のリーダーの育成や交流などを推進します。
○ 喫煙による健康への悪影響についてさらに普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、未成年者や妊産婦の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進に努めます。
○ 感染症に対する正しい知識の普及を図り、感染者の早期発見と感染拡大の防止に努めます。
○ 企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の養成支援、ゲートキーパー（自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成など、総合的な自死対策を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①平均寿命	男性　79.51 歳 女性　87.07 歳 (H25)	⇨	男性　79.95 歳 女性　87.18 歳
②75 歳未満がん年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性　102.7 女性　58.3 (H25)		男性　92.1 以下 女性　46.1 以下
③脳卒中年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性　42.6 女性　21.6 (H25)		男性　38.4 以下 女性　21.1 以下

① 国が公表する簡易生命表により算出した平均寿命です。健康長寿しまね推進計画の考え方を踏まえ、平成 25 年都道府県生命表で、男性 10 位、女性 1 位の都道府県の値である男性 79.95 歳、女性 87.18 歳を平成 31 年度に目指します。

② 国が公表する人口動態統計と推計人口により県速報値として算出した 75 歳未満のがん年齢調整死亡率です。島根県がん対策推進計画の考え方を踏まえ、期待できる減少率から算出し、平成 31 年度に男性 92.1 以下、女性 46.1 以下を目指します。。

③ 国が公表する人口動態統計と推計人口により県速報値として算出した脳卒中年齢調整死亡率です。健康長寿しまね推進計画の考え方を踏まえ、期待できる減少率から算出し、平成 31 年度に男性 38.4 以下、女性 21.1 以下を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 健康長寿しまね推進事業 〔担当課〕健康推進課	○ 県民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めるため、全県・圏域の健康長寿しまね推進会議の関係機関・団体と行政等が中心となって、健康づくり県民運動を展開します。
◇ 生活習慣病予防対策事業 〔担当課〕健康推進課	○ 近年増加している生活習慣病を予防するため、働き盛り世代の生活習慣の改善やがん・糖尿病・脳卒中の予防・早期発見、たばこ対策や運動習慣づくりなどを進める取組みを関係機関・団体と連携して総合的に展開します。
◇ 感染症予防体制整備推進事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 感染症に関する情報提供を行うことにより予防を促進し、患者に対する適切な医療の提供と早期治療により感染症のまん延を防止します。また、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

事 業 名	概　　要
◇ 食育推進基盤整備事業 〔担当課〕健康推進課	○ 県民が健全な食生活を実践し、心身の健康増進と豊かな人間形成ができるよう、食育推進母体の「食育・食の安全推進協議会」を中心に県民への啓発活動等を実施し、食環境づくりを進めます。
◇ 80歳20本の歯推進事業 〔担当課〕健康推進課	○ すべての県民を対象に、歯と口腔の健康づくりの知識の提供や動機づけを行うことにより、県民自らが歯科検診や歯科診療を受け、歯と口腔の健康づくりを実践する県民運動を展開します。
◇ 自死総合対策事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 全国平均より高い自殺死亡率低減のため、関係機関とのネットワーク構築を通じた地域における予防対策の検討、市町村の取組支援、相談体制整備や普及啓発等を総合的に推進します。

施策 Ⅱ－２－２	地域福祉の推進

目　　的

○ 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

○ 少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

○ すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していける仕組みを作っていく必要があります。

○ 県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。

○ 地域福祉の担い手である県民一人ひとりが福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことや、地域住民や自治会、ＮＰＯ、ボランティアなどによる地域での支え合いの体制づくりも必要です。

取 組 み の 方 向

○ 安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が定める「地域福祉計画」に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。

○ 福祉分野での職業紹介を行っている県福祉人材センターにおける求人・求職のあっせん・開拓など、福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスの利用に関する支援体制の整備、指導監査等を通じた社会福祉法人等の適正な運営の確保を図ります。

○ 社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、他の事業主体では対応できない様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援します。

○ 研修の充実を通して、民生児童委員一人ひとりの活動のレベルアップを図るとともに、地域住民に最も身近な相談・支援者として関係機関と連携しながら課題解決に取り組めるよう民生児童委員協議会の組織的活動の一層の展開を図ります。

○ 地域住民の福祉活動に対する理解の促進を図るため、生涯を通じた福祉教育を推進します。

○ 福祉リーダーや福祉活動をコーディネートする人材の養成を行い、地域における支え合いや見守りの体制づくりを推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①民生児童委員の年間訪問回数	300,000 件	⇨	325,000 件
②福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数	270 人		330 人

① 民生児童委員が高齢者、障がい者、子どもに関すること等で見守り・声かけなどを目的に個人や世帯を訪問・連絡等した回数の合計です。過去の実績を踏まえ、毎年度 6,000 件程度の増加を見込み、平成 31 年度に 325,000 件を目指します。

② 県福祉人材センターに求人及び求職の申込みがあり、雇用関係成立のあっせんを行ったうち、社会福祉事業や介護保険事業、障がい福祉サービス事業、保育所など福祉分野の施設・事業所への就職に結びついた数です。過去の実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度５％程度の増加を見込み、平成 31 年度に 330 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 地域福祉セーフティネット推進事業 〔担当課〕地域福祉課	○ すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。
◇ 民生委員活動推進事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 福祉サービスを必要とする県民が安心して相談ができるよう、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員の活動を推進します。
◇ 福祉人材確保・育成事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 福祉ニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの人材確保やその資質向上を目的とする人材育成により、福祉サービスの提供基盤を強化します。
◇ 福祉サービス利用支援事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスに関する苦情解決などを行います。
◇ 社会福祉法人指導事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 社会福祉法人への指導監査や研修等を通じて、法令等の遵守を徹底し、社会福祉法人・社会福祉施設の運営の適正化を図るとともに、公益的活動の取組みを支援します。

施策 Ⅱ－２－３	高齢者福祉の推進

目　的

○ 高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

現 状 と 課 題

○ 人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、31.8%（平成 26 年度）と全国３位で、「高齢者単身世帯」「高齢者のみの世帯」が増加しています。

○ 介護保険制度の定着とともに、介護保険の総費用は増大し、保険料の大幅な上昇が見込まれ、「制度の持続可能性」が課題となっています。

○ 75 歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、今後、医療ニーズの高い要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加も予想され、これに伴い介護人材の確保が必要となります。介護職場は賃金や労働環境など解決すべき課題も多く、人材不足の拡大が予想されます。特に、厳しい環境にある離島・中山間地域における取組みが喫緊の課題です。

○ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みが求められています。

○ 介護療養病床（注１）については、平成 29 年度までに廃止することとされており、引き続き円滑な転換が求められています。

○ 高齢者の社会参加を更に推進するため、今後も高齢者自身の意識改革や活動の場づくりなどを支援していく必要があります。

○ 高齢者の生活の基盤となる住まいについて、安全で安心なものとなるよう取り組む必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。

○ 高齢者が元気で安心して生活を送ることができる地域づくりを進めるため、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを進めます。

○ 医療・介護連携の推進や介護予防の強化、生活支援サービス提供体制の整備などに向けた市町村の取組みを支援します。また、こうした市町村の取組みにおいて、中山間地域等での生活を支える小さな拠点づくりとの連携が積極的に図られるよう支援します。

○ 介護サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者へ必要な指導や支援を行います。

○ 福祉・介護人材に関わる関係団体等と連携し、若年層への働きかけや、未就業女性・中高年男性も含めた介護職への就職支援、新任職員の資格取得支援、未就労の専門職に対する就労支援など介護人材の確保・定着に取り組みます。

○ 認知症高齢者やその家族を支援するため、相談体制の充実や普及啓発を図るとともに、医療と介護の連携を強化し適正なサービスの提供に努めます。

○ 療養病床の円滑な転換を進めるため、引き続き、相談支援に取り組みます。

○ 地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

○ 高齢者の住まいについて、バリアフリー化の推進や、高齢者向け賃貸住宅の供給の促進に取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①介護を要しない高齢者の割合（年間）	84.5% (H26)	⇨	85.0%以上
②介護職員数	13,517 人 (H25)		15,600 人
③認知症サポーター数（累計）	50,000 人		70,000 人
④特別養護老人ホーム待機者数	5,601 人 (H26)		5,200 人以下

① 後期高齢者の増加により、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護を要しない高齢者（注２）の割合を平成 31 年度に現状以上の 85.0%以上を目指します。

② 後期高齢者の増加により、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護人材の需要見通し（国で各都道府県別に推計）を踏まえ、毎年度 400 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 15,600 人を目指します。

③ 認知症高齢者やその家族を地域で見守るため、過去の実績を踏まえ、毎年度 5,000 人ずつの増加を見込み、平成 31 年度に 70,000 人を目指します。

④ 過去５年間の実績を踏まえ、また、介護サービスの提供体制の充実を図ることにより、特別養護老人ホームの待機者を毎年度 80 人程度の減少を見込み、平成 31 年度に 5,200 人以下に減らすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
＜介護保険制度運営・施行支援事業＞ ◇ 介護保険制度運営支援事業 ◇ 介護保険制度施行支援事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 保険者に対して、制度の安定した運営を図れるよう支援や助言を行います。 ○ 介護サービス事業者に対して指導・監査を行い、適正なサービスが提供される体制づくりを進めます。 ○ 療養病床の円滑な転換に向けて、相談支援体制を充実します。

事 業 名	概　　要
◇ 高齢者介護予防推進事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 高齢者が元気で安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、保険者が取り組む介護予防事業や地域包括支援センターの運営に対して、支援や助言を行います。
◇ 介護人材確保対策事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 将来の介護人材確保のため若年層を対象とした職場体験を実施します。 ○ 専門職（介護福祉士・看護師）の確保や人材定着を図るため未経験者の研修支援や新任職員等の資格取得に対する支援を行います。 ○ 未就労専門職の就労支援を行います。
◇ 認知症施策推進事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 認知症の人や家族の方が、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図り、必要なケアがうけられるよう認知症施策を推進します。
◇ 新たな共助の仕組みづくり支援事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 元気な高齢者が少子高齢社会における地域の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めるため、高齢者の元気づくりや地域活動を担う人材の育成、高齢者グループ活動の活性化を支援します。

（注１）療養病床とは、症状は安定しており、長期の療養が必要とされる患者のための、長期入院用ベッド。医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。

（注２）要介護１～５を除く高齢者

施策 Ⅱ－２－４	障がい者の自立支援

目　的

○ 「ノーマライゼーション」(注1) の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

現 状 と 課 題

○ 障がいを理由とする差別の解消を推進し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。
○ 施設で就労の訓練を受けている障がい者の就職件数は徐々に増加しています。
○ 今後も特別支援学校卒業生が増加すると見込まれるため、住まいの場や働く場を確保し、障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、支援の充実を図る必要があります。
○ 障がい者が自立した生活を営むため、関係機関の連携を進めるとともに、就労支援の充実や、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃の向上が求められています。特に平成30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が含まれることも踏まえ、企業での障がい者の雇用の促進がますます重要になります。
○ 障がい者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

○ 障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由として不当な差別的取扱いを行わないことや合理的配慮を行うこと等により差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も共に支え合う地域社会づくりを進めます。
○ 福祉施設へ入所している障がい者が地域生活に移行できるよう、グループホームや日中活動系サービスを行う施設の整備を進めます。
○ 障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃水準の向上を進めます。
○ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、ピアサポーター(注2) の活用による意識の醸成や、退院後生活環境相談員や地域援助事業者等の地域の関係機関が連携をして地域移行に向けた段階的な支援ができるよう、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築します。
○ 身近な地域で、個々の障がい者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①施設から地域生活への移行者数（累計）	58 人	⇨	178 人
②精神障がい者の入院後３か月経過時点の退院率	59.6%		64%
③精神障がい者の入院後１年経過時点の退院率	86.7%		91%

① 施設に入所している障がい者のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労訓練を行うようになった人数（平成 25 年度を起点とした累計人数）です。第４期島根県障がい福祉計画を踏まえ、毎年度 30 人程度の移行者を見込み、平成 31 年度に 178 人を目指します。

② 新たに入院する精神障がい者の早期退院を促進する観点から、第４期島根県障がい福祉計画を踏まえ、入院後３か月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該月を含む３月目の月末までに退院した者の割合）を向上させ、平成 31 年度に 64%を目指します。

③ 精神障がい者の在院期間の長期化に伴い地域生活への移行が難しくなることから、第４期島根県障がい福祉計画を踏まえ、入院後１年時点の退院率を向上させ、平成 31 年度に 91%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 障がい者相談事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 地域で暮らす障がい者が抱える様々な課題に対応するための広域的で専門性の高い相談支援機能を充実します。 ○ 精神障がい者について、地域生活中心への移行支援に取り組みます。
◇ 障がい者就労支援事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 各地域の障害者就業・生活支援センターを中心として、ハローワーク等関係機関と連携して職場実習の促進、障がい者雇用の促進に取り組みます。 ○ 事業所を利用する障がい者の工賃アップを図るため、就労事業振興センターによる共同受発注の促進や官公需の開拓、就労支援事業所の工賃向上計画の作成支援や施設職員への研修等の経営支援を実施します。また、農業や商工業分野などとの連携事業に取り組みます。
◇ 子ども発達支援事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 発達障がい児（者）の専門相談等を行うセンターを設置し、ライフステージに応じた支援を実施します。 ○ 在宅の障がい児（者）の地域における生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用し、療育等に関する相談・指導を行います。 ○ 事業者において、在宅の重症心身障がい児（者）が身近な地域で短期入所デイサービス等のサービスが受けられるように体制を充実させます。
◇ 障がい者施設等整備事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 「住まいの場」としてのグループホームや「日中活動の場」としての通所事業所を整備する事業者を支援します。

（注１）障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方。

（注２）ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることをいう。

施策 Ⅱ－２－５	生活衛生の充実

目　　的

○ 飲料水、医薬品等の安全性を確保するとともに、旅館業や理美容業などの生活衛生関係営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

現 状 と 課 題

○ 病気の治療や健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
○ 医薬品の安全使用について啓発するほか、危険ドラッグをはじめとする違法薬物の危険性についても啓発する必要があります。
○ 水道水質検査や水道施設の更新・改良、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
○ 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症の発生を防止する必要があります。
○ 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業の衛生確保が必要です。
○ 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

○ 医薬品等の製造業者、販売業者等を監視・指導し、医薬品の安全使用や違法薬物の危険性について啓発を実施します。
○ 安全な水を供給し、県民の生命、健康を守るため、水道施設の計画的な更新や改良などの老朽化対策、及び水道事業の統合や広域的な連携などの経営基盤強化策について市町村等の水道事業者に働きかけます。
○ 公衆浴場、旅館等の営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
○ 生活衛生関係営業施設の監視・指導を行います。
○ 動物愛護管理推進計画に基づき、犬やねこの引取数を減少させるなど動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①生活衛生に関する健康被害発生件数	０件	⇨	０件
②薬事に関する健康被害発生件数	０件		０件

① 水道、理美容・旅館・クリーニング・温泉等の生活衛生関係営業に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。
② 県内の施設に起因する医薬品等による健康被害をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 医薬品等が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。
◇ 水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕薬事衛生課	○ 安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。
◇ 生活衛生関係団体等の育成事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 生活衛生関係団体が実施する事業に対して補助を行うとともに、生活衛生関係営業施設の監視、指導を行い、衛生水準を確保します。
◇ 動物管理等対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、犬やねこの引取数を減少させていくとともに、飼養動物による環境侵害や狂犬病を含めた動物由来感染症の発生を防止します。

施策 Ⅱ－２－６	生活援護の確保

目　　的

○ 経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れる社会を目指します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を目指します。

現 状 と 課 題

○ 平成20年秋のリーマンショック以降の厳しい雇用情勢の下、県内の生活保護世帯数は急激に増加しました。近年、伸び率は低下傾向にあるものの、依然、高止まりの状況にあります。

○ 生活保護受給世帯のうち、働く意欲があり比較的就労につながりやすい受給世帯が増加しています。

○ 平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度による生活保護に至る前の段階からの支援や、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じた生活保護等による支援などにより、世帯の自立と生活の安定が図られるよう引き続き支援していく必要があります。

○ 子どもの貧困については「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、国と地方自治体の緊密な連携の下、関連分野による総合的な取組みとして行われることになりました。

○ 戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 生活保護が必要な人に、必要な保護、適切な自立支援が実施されるとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制の充実を支援します。

○ 住居・生活に困窮する離職者に対し、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、県内の体制の充実を支援します。

○ 平成26年度に策定した「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもを発見し適切な支援につなぐ連携の強化に取り組みます。

○ 低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とする生活福祉資金について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。

○ 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者とその遺族等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策等を実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度	⇨	平成３１年度
就労により自立した生活保護世帯の数（年間）	125 世帯		125 世帯以上

○　生活保護を受給している働くことができる世帯のうち、就労収入の増加により自立した世帯の年度内における実数です。過去の実績を踏まえ、現状以上である 125 世帯以上を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 生活保護費の給付事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、最低限度の生活保障とその自立を支援します。
◇ 生活福祉資金貸付事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。
◇ 旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課	○ 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者とその遺族等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策や自立支援施策を実施します。

施策 Ⅱ－３－１	医療機能の確保

目　的

○ 医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

○ 75歳以上の高齢者の増加に伴い医療費が増大していくことが見込まれ、持続可能な社会保障制度を確立することが求められる中、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、病床機能の分化と連携を促進し効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療を推進し「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととなりました。
○ それぞれの地域で安心して暮らしていくためには、プライマリ・ケア（身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療）を担う診療所機能、万一の場合に対応するため救急医療や災害医療、がん等の高度専門的な医療機能が確保され、必要なときに必要な医療が受けられる体制が必要です。
○ 県西部地域や隠岐地域などでは、依然として医師が不足する中で今後とも医療提供体制の維持、確保に努めていく必要があります。
○ 平成27年に医療保険制度改革法が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険については、財政基盤を強化することや平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることが決定しました。
○ がんは島根県の死亡原因の第一位で、総合的な対策が大変重要です。がん医療水準の向上のための対策を「島根県がん対策推進計画」に基づき一層充実強化していく必要があります。
○ 医療現場で必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 病床機能報告制度の活用や地域医療構想の策定を通じて、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、関係者での議論を進めます。
○ 医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化するとともに多職種間での連携を推進し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。
○ 二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組みを越えた連携を図っていきます。また、特に救急医療や災害医療については、ドクターヘリの運航や医療情報ネットワーク「まめネット」の整備などにより、必要に応じ県境を越えた広域にわたる医療機関連携を支援します。
○ 地域包括ケアシステム、特に在宅医療を促進し、医療・介護の総合的な確保に取り組みます。
○ 平成 30 年度からの新たな国民健康保険制度の円滑な実施に向けて、市町村等の関係団体と連携して準備を進めます。
○ がん診療連携拠点病院の機能強化を図るための支援、がんの専門的な診療を担う医療スタッフを育成するための支援、がん登録の推進など、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組み等を総合的に推進します。
○ マスコミ、県や市町村の広報を活用するほか、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①救急病院数	25 病院		25 病院
②訪問看護師数	283 人 (H26)	⇨	380 人
③がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数	６病院		６病院

① 救急医療を担当する病院数です。医師不足等の厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救急医療体制を維持することを目指します。

② 在宅医療を行う際に居宅等に訪問する看護師の数です。過去２年間の実績を踏まえ、毎年度 20 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 380 人を目指します。

③ 専門的ながん医療の提供やがん患者への相談支援等について拠点となる病院数です。現在の拠点病院及び推進病院数で確保されているがん診療体制を維持することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
＜医療機能確保の推進＞ ◇ 地域医療の確保を支援する事業 ◇ 医療介護総合確保基金事業 〔担当課〕医療政策課	○ 県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実、在宅医療を推進します。特に、中山間地域を多く抱える県西部地域や離島の医療を充実させるための取組みを進めます。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため、医療機関の機能分担と連携の強化を進めます。 ○ ドクターヘリの運航により、広域的な救急医療体制を強化します。また、医療機関間を繋ぐ全県医療情報ネットワークを整備し、医療機関の圏域内及び圏域を越えた連携を促進します。
＜がん対策の推進＞ ◇ しまねがん対策強化事業 〔担当課〕健康推進課	○ がん診療拠点病院を中心として地域の中核病院等との連携を図り、がん診療提供体制の向上を図るとともに、がん患者団体等への支援を行います。また、緩和ケアを総合的に推進するための体制を整備します。 ○ がん医療の向上と均てん化を図り、県内各圏域で適切な医療が提供できるよう、がん医療従事者の育成支援等に取り組みます。
◇ 精神医療提供事業 〔担当課〕障がい福祉課	○ 精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。
◇ 血液対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 必要とされる血液が献血で確保できるよう啓発に努めるとともに、献血推進協議会の場で決定された事業を実行します。

施策 Ⅱ－３－２	県立病院における良質な医療提供

目　　的

○ 県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

○ 県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と、精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。

○ 医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊・専門医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。

○ 医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 み の 方 向

○ 中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急機能の維持・充実、周産期・新生児医療の体制・機能の強化及びがん治療・緩和ケア機能の充実・強化等に取り組みます。

○ こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組みます。

○ 関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組みます。

○ 地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるように取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①平均在院日数（中央病院）（年間）	14.6 日 (H26)	⇨	14.0 日未満
②退院率（３か月以内）（こころの医療センター）（年間）	72.7% (H26)		70%以上

① 島根県病院事業中期計画 2015 を踏まえ、また、県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、毎年度、平均在院日数（一般病棟）の 14.0 日未満を目指します。

② 島根県病院事業中期計画 2015 を踏まえ、また、こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としており、毎年度、３か月以内の退院率 70%以上を目指します。

※上記①と②の平成 31 年度の目標値は、島根県病院事業中期計画 2015 に掲げている平成 30 年度の目標数値を継続するものとして設定。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 中央病院による救命救急医療の実施 〔担当課〕県立病院課	○ 県下全域を対象とした三次救急機能を担う救命救急センターとして、24 時間体制で適切な救命救急医療を実施します。
◇ 地域がん診療連携拠点病院としての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕県立病院課	○ 専門スタッフの確保・育成や高精度の治療機器の充実などによる専門的医療の実施、緩和ケア体制の強化及び地域医療機関との診療連携などにより、がん治療に対する取組みの充実を図ります。
◇ 総合周産期母子医療センターとしての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕県立病院課	○ 医療体制の強化を図り、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児への対応などを行います。
◇ 中央病院による地域医療への支援 〔担当課〕県立病院課	○ 地域医療拠点病院として、代診医派遣制度などによる地域医療支援及び遠隔画像診断による診断支援を実施します。また、教育・研修機関としての役割を担います。
◇ こころの医療センターによる児童思春期医療の実施 〔担当課〕県立病院課	○ 児童思春期における複雑化、多様化する病態に対し、児童思春期病棟や専門外来等を活かし、児童思春期における適切な精神医療及び適切なケアを実施します。
◇ こころの医療センターによる精神科救急医療の実施 〔担当課〕県立病院課	○ 精神科救急医療の県内における基幹的病院として、精神科救急医療の実施と重篤な患者の受け入れを実施します。また、入院患者への適切な治療及びケアの実施による早期退院支援を行います。

施策 Ⅱ－３－３	医療従事者の養成・確保

目　　的

○ 適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

○ 医師については、離島や中山間地域において無医地区があるだけでなく、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、医師不足が顕在化しています。特に、産科、外科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となってきており、地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。

○ 島根県の女性医師の割合は平成 26 年で 20％ですが、新たに医師となる人材のうち約３割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい環境を整備することが重要となってきています。

○ 看護職員については、県内養成機関の卒業者における県内就業率の上昇などにより職員数は増加しているものの、勤務環境改善に対応するための体制整備などにより、増加している職員数を上回る求人があり、その対策が重要となっています。

取 組 み の 方 向

○ 医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役の医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の三つの柱で取組みを行います。とりわけ、地域枠や県内・過疎地域の勤務義務を課する奨学金を貸与した医師の県内定着を推進し、中山間地域などの医師不足地域での勤務が計画的に進められるよう、大学やしまね地域医療支援センターと連携し、これらの医師が県内に軸足を置きながら専門医等の資格が取得できるようキャリアアップを支援します。また、代診医の派遣やドクターヘリの運航、医療情報ネットワーク「まめネット」による医療機関連携などにより、医師不足地域に勤務する医師を支援します。

○ 女性医師の支援のため、島根大学内に設置した相談窓口「えんネット」を通じ、復職支援や就労環境改善の支援などの取組みを行います。

○ 看護職員については、引き続き、県内高校生の県内養成機関への進学を促進するとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。さらに、県内外へ向けて、これらの取組みを積極的に情報発信していきます。また、就業後の定着に向けて、職場環境の改善などにより離職防止を図るとともに、離職時における看護師等の県ナースセンターへの届出制度の活用や就業支援講習会の開催などにより再就業を支援します。このほか、各種研修等の実施など看護職員の資質向上や人材育成に取り組みます。

○ 医師をはじめとした医療従事者不足は全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①病院・公立診療所の医師の充足率	78.4% (H26)	⇨	80%
②しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師数	105 人 (H26)		175 人
③病院の看護師の充足率	96.1% (H26)		97%

① 県内の病院、公立診療所が必要とする医師数に対する現に勤務する医師の割合です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に臨床研修制度の義務化の影響を受ける前の水準（平成 18 年度 79.9%）である 80%に充足率を上げることを目指します。

② しまね地域医療支援センターでは、島根大学医学部地域枠入学者や県の奨学金貸与者など地域医療を志す医師に登録をしてもらい、島根大学や地域の医療機関、場合によっては県外の医療機関も含めてローテーションし、専門医等の資格取得ができるように支援を行い、多くの医師が地域の医療機関で勤務してもらうようにしており、平成 31 年度に奨学金等貸与医師の５割程度である 175 人の県内定着を目指します。

③ 県内の病院が必要とする看護師数に対する現に勤務する看護師の割合です。過去の実績と今後の看護師確保の取組みを踏まえ、平成 31 年度までに１ポイントの増を見込み、97%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
＜医師確保対策の推進＞ ◇ 地域医療を支える医師確保養成対策事業 ◇ 医療介護総合確保基金事業 〔担当課〕医療政策課	○ 様々な広報媒体を活用した情報発信・収集を行い、全国各地に足を運び医師と面談し、県内で勤務いただける即戦力となる医師を県外から招へいします。 ○ 奨学金制度を活用し、地域の医療を担う医師を着実に養成します。また、しまね地域医療支援センターや大学、病院と連携し、若手医師の県内定着を促進します。 ○ 代診医制度や医師の事務作業補助者の雇用経費支援等により、勤務医師の業務の負担軽減を図ります。
＜看護職員確保対策の推進＞ ◇ 看護師等確保対策事業 ◇ 医療介護総合確保基金事業 〔担当課〕医療政策課	○ 県内の養成機関や病院に関する情報発信を行うとともに、看護学生修学資金の貸与等により県内進学・県内就業を促進します。 ○ 看護学生修学資金特別資金等により、助産師を目指す看護学生の県内就業を促進します。 ○ 病院内保育所の設置、メンタルヘルス対策、新人看護職員研修等への支援や再就業支援講習の実施等により、離職防止・再就業を促進します。

施策 Ⅱ－４－１	結婚支援の充実

目　　的

○ 少子化が進む背景としては様々な要因がありますが、未婚・晩婚化が大きな要因となっており、結婚を望む男女の願いが叶うよう取り組み、成婚数の増加を目指します。

現 状 と 課 題

○ 島根県においては、夫の平均初婚年齢が 30 歳を超え、妻も 29 歳となるなど、未婚・晩婚化が進んでいます。
○ 島根県の実施したアンケートで「結婚するつもりはない」と回答したのは、わずか 6.3%で、独身でいる理由としては「適当な相手と巡り合わない」との回答が 53.5%と高くなっています。
○ 若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化などの社会構造の変化により、出会いの場が減少していると考えられます。
○ 地域において、結婚に関する関心を高め、後押しする機運を醸成していく必要があります。
○ 行政やボランティア、企業などが連携し、多様な出会いの場の創出に繋がる取組みを促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 結婚や家庭に対する若い世代の理解と関心を高めるための啓発を推進します。
○ 結婚ボランティア「島根はっぴぃこーでぃねーたー（はぴこ）」の登録を拡大し、その活動支援を図りながら、「はぴこ」による出会いの促進を図ります。
○ 「しまね縁結びサポートセンター」を設置し、広く結婚相談に対応するとともに、「はぴこ」の紹介、企業内や企業間の婚活の取組みの促進、定住と連携した県外への情報発信等を行います。
○ 市町村や企業・団体等が行う結婚支援事業を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①しまね縁結びサポートセンターを通じた年間婚姻数	54 件 (H26)	⇨	150 件
②結婚ボランティア「はぴこ」の登録者数（累計）	150 人 (H26)		300 人

① 県のほか関係団体で平成 27 年に設置する「しまね縁結びサポートセンター」による成婚者数です。「はぴこ」の活動実績やしまね縁結びサポートセンター設置による相談者数増加の見込み等を踏まえ、100 件の増加を目指します。

② 結婚ボランティア「はぴこ」の登録者数です。過去の実績を踏まえ、また、様々な形で働きかけ、毎年度 30 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に現在の２倍の登録者数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 結婚対策強化事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 「しまね縁結びサポートセンター」において、結婚相談や結婚ボランティア「はぴこ」の紹介等を行うとともに、市町村や民間が行う出会いの場の創出への支援、若い世代への啓発等を行う。

施策 Ⅱ－４－２	妊娠・出産支援の充実

目　　的

○ 全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

○ 妊娠・出産への支援は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。

○ 産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、妊娠期からの切れ目のない育児支援策の充実が必要です。

○ 島根県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。また、低出生体重児の出生割合も減少傾向にありますが、全国平均と比べると依然として高く、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。

○ 産科・小児科医師の減少及び地域偏在が解消されない状況において、安全・安心なお産ができる環境を維持する必要があります。

○ 心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちへの思春期保健対策を進めていくことが必要です。

○ 晩婚化により不妊に悩む夫婦も増えており、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望を叶えるような支援が必要です。

取 組 み の 方 向

○ 市町村に妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置を進め、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくりを支援します。

○ 関係機関が連携して、妊娠期や産後早期から母親の心の健康支援や母乳育児の支援など安心して子育てができる環境づくりを進めます。

○ 県内どこに住んでいても安心してお産ができるように、医師、助産師等の連携による効果的な周産期医療の体制づくりを進めます。

○ 助産師の相談機能を発揮した助産師外来等の開設を進めるために、医師と助産師の協働の推進や助産師の研修体制の充実を図ります。

○ 低出生体重児の要因とされている妊娠中の喫煙、偏った食生活、極端な体重増加制限などの改善や、心の健康、妊娠・出産に係るライフプラン設計に必要な知識の普及を目指し、思春期からの取組みを進めます。

○ 不妊専門相談センターにおける不妊相談の充実、従来からの不妊治療助成額の増額や男性の不妊治療の助成を拡大するなど、不妊に悩む夫婦への支援を充実させます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①低出生体重児の出生割合（暦年）	9.7% (H25)		9.6%以下
②出生後４か月児の母乳育児の割合	64.5%		68.5%
③妊娠初期（妊娠 11 週以下）からの妊娠届出率	87.6% (H25)	⇨	91%
④妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置市町村数	―		19 市町村
⑤全戸訪問による産後の母親支援の実施市町村数	7 市町村		19 市町村

① 低出生体重児とは出生体重が 2,500ｇ未満の出生児です。厚生労働省の「健やか親子 21（第２次）」を踏まえ、平成 31 年度に 9.6%以下を目指します。

② 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等精神面にも良い影響を及ぼします。過去５年間の実績を踏まえ、また、妊娠中からの啓発や出産直後の支援など関係者が連携して支援を充実することにより、平成 31 年度に現在より４ポイントの増を見込み、68.5%を目指します。

③ 妊娠届出を早期にすることで、母子保健サービスの提供が妊娠早期から可能となり、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援することができます。厚生労働省の「健やか親子 21（第２次）」の参考指標を踏まえ、平成 31 年度に 91%を目指します。

④ 妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援のための総合相談窓口を設置し、住民にわかりやすい形で示している市町村数です。平成 31 年度までに全市町村での設置を目指します。

⑤ 産後１ヶ月の全ての母親を訪問し、育児相談やエジンバラ産後うつ病質問票によるメンタルヘルスケアを行っている市町村です。平成 31 年度までに全市町村での設置を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕健康推進課	○ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療機関の機能分担と連携の強化を図ります。
◇ 女性の健康相談事業 〔担当課〕健康推進課	○ 女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。
◇ 不妊治療支援事業 〔担当課〕健康推進課	○ 不妊の検査や治療について助成を行い、子どもを産み育てたいと望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境を整備します。

施策 Ⅱ－４－３	子育て支援の充実

目　的

○ 子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

○ 核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感が増しており、子育てを地域全体で応援する環境づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。

○ 人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性や子育て支援のニーズを踏まえ、保育所や幼稚園、認定こども園等における教育や保育の充実など、質の向上を図る必要があります。また、市部を中心に保育所待機児童が解消されない状況が続くとともに、全県的に保育士の確保が難しい状況にあります。保育士は他の産業と比較して賃金水準が低いことなどから、就業希望者が増えない、早期の離職が多い等の課題があります。待機児童を解消するための保育所定員の拡大と地域の子育て支援機能の維持のために、人材確保等の充実が必要です。

○ 地域で子育てを支えるために必要な病児保育や一時預かり、放課後児童クラブなどの充実を図る必要があります。

○ 島根県では全国に比べて共働きの割合は高い一方、仕事と家庭の両立支援の取組みはまだまだ十分とは言えません。男女とも育児休業が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる環境が求められています。

○ 少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの増加、夜更かし・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。

取 組 み の 方 向

○ 子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進め、子育て家庭が必要とする情報を発信するとともに、行政と、企業・ＮＰＯ等の民間団体が連携して、子育て・子育ちをみんなで支える地域づくりを進めます。

○ 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、市町村と連携し、幼児期の保育・教育環境の整備、地域全体での子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」に向けた取組みを推進します。

○ 保育現場で抱える課題に応え、地域の子ども・子育て支援を充実していくために、関係機関と連携し人材確保のための様々な取組みを推進します。

○ 保育料の新たな軽減措置や、乳幼児等の医療費助成など、若い子育て世帯等の経済的な負担を軽減するための取組みを進めます。

○ 待機児童の解消や放課後児童クラブの充実、病児保育等の地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組みを進めます。

○ 子育て環境の整備等に向け、地域のニーズや実情に応じて市町村が行う少子化対策を支援します。

○ 事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援し、男性の育児参画を推進するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。
○ 長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障がい児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家族への支援を充実します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①こっころ協賛店舗数（累計）	2,354 店舗 (H26)		2,500 店舗
②こっころカンパニー認定企業数（累計）	256 社 (H26)	⇨	400 社
③保育所待機児童数（４月・10 月）	４月　３人 10 月 129 人 (H26)		４月　０人 10 月　０人
④赤ちゃんほっとルーム登録数（累計）	294 箇所 (H26)		400 箇所

① しまね子育て応援パスポート（こっころ）事業で、店頭でパスポートを提示するとサービス提供を行う、こっころ協賛店の登録数です。過去の実績を踏まえ、また、市町村・商工会等とも連携し、パスポートを取得する子育て世帯を地域みんなで支える気運を高めることにより、毎年度 30 店舗程度の増加を見込み、平成 31 年度に 2,500 店舗を目指します。
② しまね子育て応援企業認定制度（こっころカンパニー）の認定企業数です。過去４年間の実績を踏まえ、また、労働局・市町村・商工会等とも連携し、入札加点のメリットのある建設業以外の業種の企業にも積極的に働きかけることにより、毎年度 30 社程度の増加を見込み、平成 31 年度に 400 社を目指します。
③ 保育所の待機児童数です。年度途中の入所希望に対応するための取組みを強化し、年間を通しての待機児童の解消を目指します。
④ 乳幼児を連れた家族が外出時に、利用できるトイレ、おむつ替え、授乳のためのスペースを有する施設の登録数です。過去の実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 20 箇所程度の増加を見込み、平成 31 年度に 400 箇所を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 第１子・第２子に係る保育料軽減事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、一定所得以下の世帯について、３歳未満の第１子・第２子に係る保育料を軽減します。
◇ 待機児童ゼロ化事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 保育所における待機児童の解消を目指します。

事 業 名	概　　要
◇ 病児保育促進事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 病児・病後児保育を新たに実施する施設の開設を支援します。
◇ 地域児童育成事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 児童に健全な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブで取り組まれている活動を支援することにより、児童の健全な育成、共働き家庭等の子育てを支援します。
◇ みんなで子育て応援事業（こっころ事業） 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 県・市町村の共同事業で、子育て家庭に交付したパスポート（こっころ）を協賛店に提示すると、子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」やその関連事業を実施し、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。
◇ 仕事と家庭の両立支援事業 〔担当課〕子ども・子育て支援課	○ 労働者が働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し広く広報するなど、仕事と家庭の両立を支援する企業を育成します。
◇ 親と子の医療費助成事業 〔担当課〕健康推進課	○ 未熟児や乳幼児、身体障がい児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
◇ 母と子の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	○ 未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。

施策 Ⅱ－４－４	子育て福祉の充実

目　的

○ 虐待を受けているなど保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立を進めます。

現 状 と 課 題

○ 県内の児童虐待の相談件数は、年度毎の変動はあるものの 300 件前後で推移し、児童虐待防止法が施行になった平成 12 年当時と比べると倍増し高止まりの状態にあることから、児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。
○ 里親への委託や児童福祉施設への入所など社会的養護を必要とする子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の中での養育や専門的ケア、家庭復帰や自立に向けたきめ細かな支援の充実が必要となっています。
○ 島根県の離婚件数は、近年増加傾向が続き、母子世帯、父子世帯とも増加傾向にありますが、ひとり親家庭の収入は低く、生活は大変厳しい状況にあるといえます。
○ ひとり親家庭に対しては、国や市町村と連携して自立を支援していく必要があります。
○ 社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭の子どもについては、子どもの貧困対策の視点からも、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能が充実するよう支援します。また、関係機関相互の連携を強化します。
○ 社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化や里親委託などを推進します。
○ ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援や母子・父子相談等のサービスを一体的に提供できるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係者、関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた自立を支援します。
○ 子どもの貧困対策として、関係機関と連携して、早期発見から適切な支援につなげるとともに、学習支援や経済的支援等の自立支援を進めて行きます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①里親登録数（累計）	86 世帯	⇨	127 世帯
②就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合（年間）	76.1% (H26)		80.0%以上

① 社会的養護の必要な児童を可能な限り家庭的な環境で養育するため里親登録をしている世帯数です。過去の実績を踏まえ、毎年度 10 世帯程度の増加を見込み、平成 31 年度に 127 世帯を目指します。
② 県、市町村の就業支援制度を利用して、相談から就職に結びついたひとり親世帯の割合です。過去の実績を踏まえ、現状以上である 80.0%以上を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 子どもと家庭相談体制整備事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 医師や弁護士との連携等による児童相談所の専門的機能の充実、市町村との連携の強化、児童委員及び電話相談を実施する団体への支援、子育て家庭への啓発等を行い、児童虐待を早期に発見し、対応できる相談支援体制の整備を進めます。
◇ 児童自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設など児童福祉施設に入所した児童及び里親に委託された児童を家庭的な環境で養育するための支援を行い、児童の家庭生活への復帰や社会への自立を促進します。
◇ 母子家庭等自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 様々な課題・困難を抱えている母子家庭等の自立や生活の安定・向上を図るため、自立支援プログラム策定など市町村等関係機関と連携し、よりきめ細やかな各種支援を行います。

施策 Ⅱ－５－１	道路網の整備と維持管理

目　的

○ 効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

○ 県内の国・県道の２車線改良率は、全国 76%に対し 67%に止まっています。人々の日常の行動圏域が拡大する中、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。

○ 特に地震災害時において、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連絡する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路については、重点的、計画的に整備を進める必要があります。

○ 現在、県が管理する国道、県道の総延長は約 3,070 ㎞あり、橋梁をはじめとする道路施設は交通荷重の増大や経年劣化により老朽化が進行しています。今後も安全に利用し続けるためには、計画的に適正な管理をすることが必要です。

取 組 み の 方 向

○ 県内各地とインターチェンジや広域市町村圏中心都市を連絡するなど、県内の道路網の骨格となる幹線道路について、重点的に整備します。

○ 幹線道路につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、道路の利用状況等に応じて 1.5 車線的改良を導入するなど、創意工夫とコスト縮減を図りながら効率的に整備します。

○ 島根県地域づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。

○ 都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。

○ 老朽化の進む道路施設については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①幹線道路の改良率	84%	⇨	88%
②生活関連道路（優先整備区間）のみなし改良率	71%		75%
③道路管理瑕疵による年間事故件数	25 件		22 件以下

① 県内の道路網の骨格となる幹線道路（一般国道全てと県道の約 1/3 で構成）の延長に占める改良済み（車道幅員 5.5㍍以上）延長の割合です。今後の完成予定区間を踏まえ、今後４年間で４ポイントの増を見込み、平成 31 年度末に 88%を目指します。

② 幹線道路を除く県道（生活関連道路）のうち、一定規模（概ね 50 戸程度）以上の集落から幹線道路や市町村中心部を連絡する区間など優先的に整備を行う「優先整備区間」（県道の約 1/3 で構成）の延長に占めるみなし改良済み（車道幅員 5.5㍍以上のほか、1.5 車線的改良済み区間及び農道等による代替区間を含む）延長の割合です。今後の完成予定区間を踏まえ、今後４年間で４ポイントの増を見込み、平成 31 年度末に 75%を目指します。

③ 道路への落石や路面上の穴ぼこ、段差などによる事故のうち、道路管理者の瑕疵が認められるものについての件数です。事故件数は近年微増傾向ですが、日常のパトロールや適切な維持修繕を実施することにより事故の増加に歯止めをかけ、今後４年間で 10%の減少を見込み、平成 31 年度に 22 件以下を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 幹線道路整備事業 〔担当課〕道路建設課	○ 産業経済活動を支え、地域の発展と広域的な交流を促進し、災害時の救急救援活動を円滑に行うために、県内各地とインターチェンジや広域市町村圏中心都市を連絡するなど、県内の道路網の骨格となる幹線道路を整備します。
◇ 街路整備事業 〔担当課〕都市計画課	○ 市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。
◇ 広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	○ 漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。
◇ 生活関連道路整備事業 〔担当課〕道路建設課	○ 通勤・通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、集落から幹線道路や市町村中心部を連絡するなど、身近な県道を整備します。
◇ 道路維持管理充実事業 〔担当課〕道路維持課	○ 道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。 ○ 道路施設の長寿命化を図ります。

施策 Ⅱ－５－２	小さな拠点づくり

目　　的

○ 中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、県・市町村・県民の力を結集して「小さな拠点づくり」(注)を進めます。

現 状 と 課 題

○ 県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

○ こうしたことから、地域運営の基本単位については、個々の集落を超えて、より広域的な取組みの中で、中山間地域の生活を支える仕組みを作り上げることが求められるようになり、公民館エリアを基本単位とする取組みを推進しています。

○ 公民館エリアを人口規模別にみると、2,000 人程度の人口がある場合、医療なども含めて日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されています。

○ それより小さな人口規模の場合、中長期的には生活機能の集約化が必要になる可能性が高く、県・市町村が現場に入って地域住民に中長期的な課題を示した上で、住民主体の議論の中で、生活を支える地域運営の仕組みを検討していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 人口見通しなど地域の長期展望を踏まえてどのように地域を再生していくのかという課題意識を深めてもらえるよう、県・市町村から地域住民に対して問題提起を行うとともに、地域における計画づくりや課題解決に向けた実践活動などへの現場支援を強化しながら「小さな拠点づくり」を積極的に進めます。

○ 「小さな拠点づくり」に当たっては、地域の課題を住民自身の力で解決していく自主的な学習・実践活動の拠点である公民館等と連携し、地域の情報を網羅した「しまねの郷づくりカルテ」も使いながら、住民の議論の喚起を図ります。

○ 買い物、金融、医療、介護など、日常生活に必要な機能・サービスを集約化等によって維持・強化するとともに、併せて交通弱者等の移動手段を確保する地域生活交通の再構築を進めます。

○ 都市住民との交流産業やコミュニティビジネスの支援など、中山間地域の豊かな自然や地域資源などの強みを活かした産業振興を図ります。

○ 地域づくりを担う人材の発掘・育成に向け、世代交代や若い人の参画を積極的に促していくとともに、ＵＩターン者や地域おこし協力隊など外部からの人材確保を進めます。

○ 高齢者が元気で安心して生活を送ることができる地域づくりを進めるため、「地域包括ケアシステム」と連携した取組みを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数（累計）	52 エリア (H26)	⇨	150 エリア
②機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	― (H26)		50 エリア
③地域資源を活かした特産品開発に積極的に取り組む事業者数（累計）	― (H26)		15 事業者

① 中山間地域では 227 の公民館エリアがあり、平成 31 年度までに、そのうち 2/3 程度の 150 エリアにおいて「小さな拠点づくり」の取組みが進められることを目指します。

② 県事業を活用し、日常生活に必要な機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数です。毎年度 10 エリア程度での取組みの開始を目指します。

③ 民間専門家（県委託）の支援を活用し、地域資源を活かした特産品開発に新たに取り組む事業者数です。毎年度 3 事業者程度の新規実施を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 中山間地域総合対策推進事業（「小さな拠点づくり」推進事業） 〔担当課〕しまね暮らし推進課	○ 中山間地域に安心して住み続けることができるよう、公民館エリア（旧小学校区）を基本に、住民主体で地域運営（生活機能、生活交通、地域産業）の仕組みづくりに取り組む「小さな拠点づくり」を推進します。
◇ 中山間地域研究センター事業 〔担当課〕しまね暮らし推進課	○ 中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。

（注）公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民主体の議論を通じて、地域運営（生活機能、生活交通、地域産業）の仕組みづくりに取り組んでいくことを、中山間地域における「小さな拠点づくり」と呼ぶこととします。なお、コミュニティセンター、交流センター等が公民館と同様の機能を担っている場合は、そのエリアを指します。

施策 Ⅱ－５－３	地域生活交通の確保

目　　的

○ 通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

○ 人口減少、自家用車の普及などによる公共交通機関の利用者の減少により、地域によっては、民間事業者による採算ベースの下では輸送サービスの提供が困難になってきています。

○ 公共交通の採算性を確保することが容易でない地域においても、交通に関わる関係者が協力し、地域の実情に応じて、様々な交通手段を組み合わせながら、日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。

○ 隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上に加え、大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。また、隠岐航路における利用者へのサービス向上、本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の低廉化が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段の組み合わせを選択し、交通ネットワークの再構築を図ることができるよう、県の支援制度を見直しするなど、地域生活交通の確保に向けた取組みを進めます。

○ 一畑電車の沿線２市と連携して、一畑電車の安全性確保のための設備投資への支援やサービス向上対策を進めます。

○ 離島航路の維持や利便性向上を図るため、船舶の運航等に対する支援を行うとともに、運航事業者による積極的なサービス向上の取組みを促進します。

○ 離島住民や観光客の移動・物流コストの引き下げに不可欠な離島航路の運賃低廉化が実現するよう、国に対して強く要望します。

○ 離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場等の整備を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	― (H26)	⇨	70 エリア
②一畑電車の年間利用者数	140 万人		140 万人以上
③隠岐航路の年間利用者数	43 万人 (H26)		45 万人
④離島航路の岸壁整備率	88%		100%

① 中山間地域の 227 の公民館エリアのうち、平成 31 年度までに約 1/3 において取り組むことを目指します。
② 過去の実績と今後の見込みを踏まえ、毎年度、現状以上の利用者数を目指します。
③ 隠岐観光客の増加に向けた取組みを踏まえ、平成 31 年度に隠岐航路（島前内航船を除く）の利用者数の２万人の増加を見込み、45 万人を目指します。
④ 整備中の離島航路寄港地（七類港・西郷港・別府港・来居港）の計画延長に対する実施済み延長の割合です。今後の整備見通しを踏まえ、整備率 100％を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 地域生活交通総合支援事業 〔担当課〕交通対策課	○ 幹線交通から集落間交通まで、バス事業者・市町村・ＮＰＯ等による地域生活交通を確保する取組みを総合的に支援するため、運行に必要な経費に対する助成等を行います。
◇ 一畑電車運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	○ 一畑電車の運行を維持するため、線路・電路・車両の施設整備や維持修繕などの経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取り組みます。
◇ 隠岐航路運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	○ 隠岐島民の生活を支える交通手段であり、離島経済の活性化を図るための重要な基盤である隠岐航路を維持するため、船舶の導入や運航に要した経費に対する助成を行います。
◇ 離島航路整備事業 〔担当課〕港湾空港課	○ 西郷港、来居港など隠岐航路に係る人や物の流れの拠点になる港について、機能向上のための岸壁の整備、利便性向上のための旅客施設の整備などを行います。

施策 Ⅱ－５－４	地域情報化の推進

目　　的

○　県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持･確保を図ります。

現 状 と 課 題

○ 光ファイバ等による超高速通信環境は、県内の 98.6%の世帯をカバーし、全国と比較しても、遜色ないレベルまで整備が進んできました。
○ 一方、インターネット利用率は、75.6%（全国平均 82.8%）、超高速通信サービスの利用率は 41.9%（全国平均 51.2%）で、いずれも全国平均を下回っており、情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組みが遅れている状況です。
○ 携帯電話の世帯カバー率は 99.8%に達しており、これを活用したサービスの提供も期待されています。

取 組 み の 方 向

○ 医療分野においては、医療情報ネットワーク（まめネット）の活用により、医療機関相互や医療と介護の連携体制の充実・促進を図ります。
○ 福祉・生活分野においては、テレビ電話等を用いた高齢者の見守りや買い物支援に関する取組みを進めます。
○ 行政分野においては、情報セキュリティを確保し、各種申請や届出、施設予約等の行政手続の電子化を推進します。また、携帯電話やスマートフォン、ツイッター等ソーシャルメディアの利用、オープンデータの公開等、行政情報の電子的提供の拡大を図ります。
○ 教育分野においては、ＩＣＴ機器を活用した授業等による情報活用能力の育成を進めます。
○ 産業分野においては、特に中小企業に対するＩＣＴの利活用に関するコンサルタント機能の充実を図ります。
○ 公民館等の住民に身近な場所で、県民のＩＣＴ利活用能力の向上を図るほか、持続可能な学習環境の整備を進めます。
○ 県民がＩＣＴを安全に利活用できるよう、学校教育や地域において情報セキュリティや情報モラルに関する教育や学習を推進します。
○ 市町村や携帯電話事業者と連携して、携帯電話が繋がらない地域の解消を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
インターネット利用率（個人）	75.6% (H26)	⇨	83.0%

○　総務省の通信利用動向調査の調査対象者のうち、パソコン、携帯電話、スマートフォンでインターネットを利用した個人の占める割合です。過去の調査結果を踏まえ、毎年度２ポイント程度の増を見込み、平成 31 年度に全国平均値程度に利用が増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇　ＩＣＴ利活用促進事業 〔担当課〕情報政策課	○　県民のＩＣＴ利活用の促進並びにＩＣＴ利活用能力の向上を図るため、公民館等の住民に身近な場所で、基本操作や情報セキュリティ等について、相談や学習ができる持続的な学習環境の整備を進めます。 ○　県民がＩＣＴを安全に利活用することができるよう、学校教育現場や地域における学習活動において、情報セキュリティや情報モラルに関する教育・学習の充実に取り組みます。
◇　電子県庁の推進 〔担当課〕情報政策課	○　県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネットで申請や届出等を行う「しまね電子申請サービス」と公共施設の予約等を行う「しまね施設予約サービス」の運営を行い、ＩＴを活用した行政運営を推進します。
◇　携帯電話不感地域対策事業 〔担当課〕情報政策課	○　携帯電話が繋がらない地域に居住する県民が、携帯電話や高速の情報通信サービスが利用できるよう、市町村や携帯電話事業者と連携し、移動通信用鉄塔等の施設整備を促進します。

施策 Ⅱ－５－５	農山漁村の多面的機能の維持・発揮

目　的

○ 農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもある農山漁村において、農林水産業や地域活動等を推進することで、国土の保全、水源かん養、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的機能の維持・発揮を進めます。

現 状 と 課 題

○ 農山漁村では、過疎化・高齢化の進行により、担い手不足が深刻化し、特に中山間地域においては、生産活動の維持が困難になるところが増えています。
○ 個々の集落では、農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動等を維持することが難しくなっています。
○ 地域の営農や地域活動の基本となる、集落営農や漁業者の組織化や法人化、広域的な連携を進め、農山漁村の多面的機能の維持・発揮を図る必要があります。
○ 野生鳥獣による農作物被害が多発しており、生産者の営農意欲が低下し、耕作放棄地が増加するなど、地域生活の維持に影響を及ぼしています。

取 組 み の 方 向

○ 担い手不足が深刻化する条件不利地域での営農や、水路・農道の管理など農業・農山村の有する多面的機能を維持・発揮させる活動を継続・拡大していくため、日本型直接支払制度等により、集落・地域の主体的な取組みを推進します。
○ 漁業・漁村が担ってきた国境監視・海難救助、藻場等の保全、漁村文化の継承といった多面的機能の発揮に資する地域の主体的取組みを推進します。
○ 地域の話し合いにより、集落営農の組織化・法人化を進め、近隣の他地域から担い手のいない集落へ出かけて営農を支援する「サポート経営体」を育成します。
○ 地域資源や人材を活かし、小規模でも多様な事業展開で仕事創出と収益を確保できる、集落営農法人による「小さな起業」を推進します。
○ 単独法人では難しい地域貢献活動などの取組みについては、集落営農法人等の組織間連携を支援します。
○ 農林作物被害の低減、農山村地域の維持を図るため、鳥獣を引き寄せない環境づくりや被害防止施設の整備など、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①多面的機能支払取組面積	21,706ha (H26)	⇨	23,800ha
②中山間地域等直接支払い制度協定面積	13,300ha (H26)		13,300ha 以上
③集落営農法人数	200 法人		286 法人
④地域ぐるみの鳥獣対策取組み数（累計）	29 箇所 (H26)		41 箇所

① 過去の実績を踏まえ、また、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域共同で水路や農道等を維持管理する取組活動を拡大することにより、毎年度 400ha 程度の増加を見込み、平成 31 年度に 23,800ha を目指します。

② 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結する面積です。中山間地域の農地・多面的機能維持のため、現状面積（交付対象農地の 88%のカバー率）以上を目指します。

③ 過去の実績を踏まえ、また、集落営農法人の育成の取組みにより、毎年度 20 法人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 286 法人を目指します。

④ 過去の実績を踏まえ、また、鳥獣を引き寄せない環境づくりや被害防止施設の整備など、被害対策に取り組む地域・集落・生産組織等の育成の取組みにより、平成 31 年度までに 12 箇所の増加を見込み、41 箇所を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課	○ 農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
◇ 地域貢献型集落営農連携・強化支援事業 〔担当課〕農業経営課	○ 地域に密着した小さな起業等、仕事創出のための経営の多角化に取り組み集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農法人」の育成、多様な主体との連携による新たな事業展開や地域マネージメント組織への発展を図ります。
◇ 多面的機能支払事業 〔担当課〕農村整備課	○ 農地の草刈や水路の泥上げ等の地域共同で行う多面的機能を支える活動や、農村環境の保全活動、水路の補修等の活動を支援します。
◇ 水産多面的機能発揮対策事業 〔担当課〕水産課	○ 漁業者等を構成員とする活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する活動に対し支援を行います。
◇ 野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課	○ 地域ぐるみでの鳥獣被害対策の取組みを進めるため、研修会などによる指導者の育成や関係者の理解促進、狩猟免許所持者の確保対策、侵入防止柵など被害防止施設の設置促進等を図ります。

施策 Ⅱ―5―6	居住環境づくり

目　的

○ 適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、下水道等の汚水処理施設や良質な住宅、農山村の生活環境など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

○ 中心市街地の空洞化や人口減少等に対応するため、コンパクトな都市構造に移行していくことが求められています。
○ 公園は、緑豊かな環境として、県民の健康増進や憩いの場、交流の場を提供していますが、今後も安全で快適な利用を確保するため、施設の長寿命化対策やバリアフリー化が必要となっています。
○ 汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は 77％と全国の 90％と比べ差があり、県内でも東部地区に比べ、西部地区、隠岐地区で遅れています。
○ 今後多くの既存汚水処理施設で老朽化が進むことから、適切な水質を確保するために長寿命化対策が必要です。
○ 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
○ 老朽化した県営住宅は、居住面積が狭く、設備の利便性も劣っており、特に高齢者にとって住みにくい住宅であることから、建て替えにより安心して生活できるようにすることが必要です。
○ 安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、既存施設の修繕改良を進める必要があります。
○ 農山村では、都市部に比べ道路や下水道、防火施設などの生活環境の整備が遅れており、これらを着実に推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ コンパクトな都市構造に移行するため、土地利用規制の適切な運用や誘導を図るとともに、市町村の取組みを支援し、暮らしやすいまちづくりを促進します。
○ 公園施設の長寿命化対策と、これに併せたバリアフリー化を進めます。
○ 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。
○ 汚水処理施設からの放流水質の確保のため、既存汚水処理施設の長寿命化対策を進めます。
○ 公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
○ 老朽化した県営住宅の建て替えを進めます。
○ 安全、安心な水道水を安定して供給するため、既存施設について「施設管理基本計画」を策定し施設の修繕改良を進めます。
○ 農山村の生活環境の向上を図り、安全で住みよい農山村づくりを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直し	3 区域		19 区域
②汚水処理人口普及率（全県）	77% (H26)		81%
東部地区	91% (H26)		94%
西部地区	45% (H26)		50%
隠岐地区	68% (H26)		78%
③老朽化した県営住宅の建て替え戸数（４年間の累計）	144 戸 (H23～26)		160 戸

① 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針は、県内の 19 都市計画区域ごとに策定していますが、最終策定時から長期間経過している 16 区域について、近年の社会情勢等を反映し、平成 31 年度までに必要な見直しを行うことを目指します。

② 汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。「島根県生活排水処理ビジョン（第４次構想）」の目標普及率「概ね８割」を踏まえ、それぞれ、全県で４ポイントの増、東部地区で３ポイントの増、西部地区で５ポイントの増、隠岐地区で 10 ポイントの増を見込み、平成 31 年度にそれぞれ、全県 81%、東部地区 94%、西部地区 50%、隠岐地区 78%を目指します。

③ 近年の実績を踏まえ、毎年度 40 戸程度の建て替えを見込み、平成 31 年度までの４年間で 160 戸を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕都市計画課	○ 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。また、立地適正化計画を策定する市町に対する支援や広域調整を行います。
＜市街地整備事業＞ ◇　市街地開発事業 〔担当課〕都市計画課 ◇ 地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕都市計画課	○ 道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。 ○ 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
◇ 都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課	○ 県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。

事 業 名	概　　要
◇ 下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。
◇ 宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。
◇ 市町村下水道整備支援事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道等の施設整備への支援を行い、地域に適した効率的な汚水処理施設の整備を促進します。
◇ 中山間地域総合整備事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤の整備と併せて、農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。
◇ 農業集落排水事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。
◇ 漁村環境整備事業 〔担当課〕 漁港漁場整備課	○ 集落排水施設や集落道、防災安全施設等の整備により安全で快適な漁村の生活環境を目指します。 既存汚水処理施設の長寿命化対策を進め、漁業集落の生活環境維持に努めます。
◇ 県営住宅整備事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ 老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。
◇ 住まい情報提供事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。
◇ 人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ 建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障がい者など身体機能上の制限を受ける人の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。
◇ 県営水道用水供給事業 〔担当課〕 企業局施設課	○ 既存の水道用水供給施設について、「施設管理基本計画」を策定し、必要に応じた施設の修繕改良を実施します。

Ⅲ・心豊かなしまね

施策 Ⅲ－１－１	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

目　　的

○ ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

現 状 と 課 題

○ 地域を担う人材を育成していくため、子どもの頃から地元ふるさとへの愛着を高めていく必要があります。

○ 学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。

○ 家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。

○ 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもを育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。

○ 離島・中山間地域では、高校と町村が連携して高校の魅力化・活性化に取り組んでおり、県外からの入学者が着実に増加しています。

○ 学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。

○ 地域の大人たちの力を結集して、学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。

○ 放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わる気運を高めるとともに家庭と地域との接点づくりを進めます。

○ 離島・中山間地域における高校と町村が連携して実施する高校の魅力化・活性化の取組みを支援し、高校を核として地域の活性化を図ります。

○ 社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、地域課題の解決に向けて住民自ら主体的に学習や実践活動に取り組む「地域力」の醸成を進めます。

○ 学校と家庭、地域との連携を密にしながら、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な睡眠」など望ましい生活習慣が身につくように取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①ふるさと教育を 35 時間以上実施している小中学校の割合（年間）	100% (H26)	⇨	100%
②朝食を毎日とる児童の割合（年間）	小学生 96.7%		小学生 100%
③県立高校への県外からの入学者数	151 人		200 人

① 地域と連携した学校教育の取組みである「ふるさと教育」が、県内全ての公立小中学校において年間 35 時間以上実施されることを目指します。

② 家庭と連携し、全ての子どもが、「朝食を毎日とる」ことで、健康的な生活リズムの確立を目指します。

③ 平成 24 年度から実施している積極的県外募集の実績と対象校の拡大状況を踏まえ、平成 31 年度に現状より 30%の増加を見込み、200 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ ふるさと教育推進事業 〔担当課〕教育指導課 社会教育課	○ 「ふるさとへの愛着と誇り」を育むため、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を県内全ての公立小中学校や公民館等で実施します。
◇ 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 〔担当課〕社会教育課	○ 学校支援、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援、土曜日の教育支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育んでいく地域住民等の参画による市町村の取組みを支援します。
◇ 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業 〔担当課〕社会教育課	○ 市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館の機能の強化と活動の充実を図る取組みを支援します。
◇ 離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業 〔担当課〕教育指導課	○ 離島・中山間地域における高校と町村が連携して実施する高校の魅力化・活性化の取組みを支援します。
◇ 食育推進事業 〔担当課〕保健体育課	○ 食べる知恵を身に付けるため「食の学習ノート」の活用、栄養教諭とのティームティーチングなどに取り組みます。また、学校給食では食品の安全・安心を確保するとともに、関係団体等と連携し地産地消を推進します。
◇ 子どもの健康づくり事業 〔担当課〕保健体育課	○ 生涯を通じて健康的な生活習慣を確立するために、健康問題に影響を与えている様々な要因に対して児童生徒が主体的に対処できるよう指導の充実を図ります。 ○ 地域や学校へ専門家等を派遣し、健康的な生活習慣の確立について啓発を図ります。

施策 Ⅲ－１－２	発達段階に応じた教育の振興

目　　的

○ 幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

現 状 と 課 題

○ 学力の育成を図るため、全国学力・学習状況調査からみられる課題や改善方策を学校全体で共有し、組織的に授業改善につなげる必要があります。
○ 子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切にする心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。
○ 子どもたちの感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けさせるため、就学前から読書習慣の定着を図る必要があります。
○ 生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。
○ 就職・進学を機に県外流出が進むため、高校生に対し、県内定着につながる取組みを促進することが必要となっています。
○ 小中学校において、不登校を理由に 30 日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的にも高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を一層進めていく必要があります。
○ 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加、特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が続いており、全ての学校等において、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応、教育環境の整備、必要な支援の在り方及び校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
○ 良好な教育環境を提供していくためには、老朽化した施設の改修や耐震化に加え、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 市町村教育委員会と協同で、「授業の質の向上」、「家庭学習の充実」、「学校マネジメントの強化」の３つの柱をもとに、学力の育成に努めます。
○ 子どもの感性や人間性を育むため、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や、挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心などの「しまねのふるまい」推進の視点を取り入れた多様な体験活動を通して、「心の教育」を推進します。
○ 学校司書配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、未就学児から絵本の読み聞かせや親子読書などに取り組むことで、読書習慣の定着を進めます。
○ 体育授業において達成感や充実感を味わえるような教材の研究・指導方法の工夫、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通した体力つくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
○ 子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を

高めます。特に高等学校においては、県内就職の一層の促進や将来の県内定着を視野に入れ、専門高校では県内企業が求める知識や技術の習得を、普通高校では地域課題や県内企業に対する理解促進を進めるなど、地域を支える人材の育成に努めます。

○ 子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細かな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。

○ 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、特別支援学校と小・中・高等学校等との連携強化を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うとともに教職員のさらなる専門性の向上を図ります。

○ 老朽化した県立学校の校舎等の改修や一定規模の吊り天井、照明などの耐震化、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①小学校６年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合	57.7%		70.0%
②平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合	小学生（6年生）34.1% 中学生（3年生）31.2%		小学生(6年生)45% 中学生(3年生)35%
③地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合（中学校3年生）	58.7%	⇨	65.0%
④子どもの体力値	95.5		97.5
⑤不登校児童生徒の割合（年間）	1.32% (H26)		1.21%以下

① 確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要であり、全国学力・学習状況調査における「小学校６年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合」の調査結果を踏まえ、平成31年度に平成27年度の全国平均66.7%を上回る70.0%を目指します。

② 全国学力・学習状況調査における「平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合」の過去の調査結果を踏まえ、平成31年度に小学生（６年生）45%、中学生（３年生）35%を目指します。

③ 社会に能動的に関わる態度は、社会で起こっている出来事に関心を持ち、理解することを通して育まれるものであり、全国学力・学習状況調査における「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合」の過去の調査結果を踏まえ、平成31年度に65.0%を目指します。

④ 本県における体力値のピークであった昭和61年度の中学２年生と現在の中学２年生を比較した値（昭和61年度を100として比較）です。過去の実績を踏まえ、４年間で２ポイントの向上を目指します。

⑤ 小中学校の不登校児童生徒数は平成18年度をピークに減少傾向ですが、その割合は全国と比較して高い状況であるため、平成31年度に全国水準である1.21%以下を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 学力育成推進事業 〔担当課〕教育指導課	○ 児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組みを推進します。
◇ 悩みの相談・不登校対策事業 〔担当課〕教育指導課	○ 深刻化するいじめ、暴力行為、不登校等の課題に対し、アンケート調査や悩みの相談事業などにより未然防止を図るとともに、市町村の教育支援センターを支援するなどの不登校対策を推進します。
◇ 小・中学校少人数学級編制 ◇ 小学校スクールサポート事業（小学校第１・２学年） 〔担当課〕学校企画課	○ 小学校第１・２学年の多人数学級に対して、当該学校の実態や意向を踏まえ、30 人学級編制と非常勤講師の配置のいずれかを実施します。これにより、きめ細かな指導を進め、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色のある教育の充実を図ります。 ○ 小学校第３学年から中学校第３学年までの多人数学級に対して、35 人学級編制を実施します。これにより、きめ細かな指導を進め、生活・学習環境を整え、基礎基本の確実な定着や個性・能力を伸ばす特色ある教育の充実を図ります。
◇ 特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業） 〔担当課〕学校企画課	○ 小学校の通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、非常勤講師を配置します。 ○ 小・中学校の特別支援学級の多人数学級に対して、一人ひとりの障がいの程度や特性、学力差等に応じた適切な指導や支援体制の充実を図るため、非常勤講師を配置します。
◇ 学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業） 〔担当課〕学校企画課	○ 不登校等の個別の支援を必要とする生徒への対応として自学教室等を設置している中学校に対して、自学教室運営や生徒指導体制の充実を図るため、非常勤講師を配置します。
◇ 中学校クラスサポート事業 〔担当課〕学校企画課	○ 不登校や問題行動が急増する中学校第１学年を対象に、生徒一人ひとりに対する学習指導と生活指導を充実させる支援体制を構築するため、非常勤講師を配置します。
◇ 子ども読書活動推進事業 〔担当課〕教育指導課 社会教育課	○ 「学びを支え、心をはぐくむ図書館」を目指して、県内すべての公立学校図書館に学校司書を配置し、子どもの読書活動や学校図書館を活用した教育を推進します。 ○ 絵本を介して親と子どもがふれあい、家族の絆を深める機会となる家庭での読み聞かせや親子読書など、未就学児への読書普及に取り組みます。

事業名	概要
◇ ふるまい推進プロジェクト事業 〔担当課〕教育指導課 社会教育課	○ 規範意識や基本的な生活行動・生活習慣などの「ふるまい」について子どもとその保護者だけでなく全ての世代への定着を推進します。
◇ 明日のしまねを担うキャリア教育推進事業 〔担当課〕教育指導課	○ 児童生徒が「生きる力」を身につけ、働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立することができるようにします。 ○ 地域産業への理解や地域課題の研究などを通して、しまねの将来を担う人材の育成を推進します。
◇ 子ども体力向上支援事業 〔担当課〕保健体育課	○ 体育授業の改善や運動部活動の活性化を図るとともに、休み時間等にレクリエーションを活用した運動遊びを実施するなど、児童生徒の運動習慣づくりを進めます。 ○ 体育授業力の向上を目指し、大学教授等による専門性の高い研修会や講習会を実施します。
◇ 特別支援教育サポート事業 〔担当課〕特別支援教育課	○ 児童生徒等の発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、小･中学校等の特別支援教育体制の整備を推進します。 ○ 特別支援学校における教職員の専門性や施設･設備を活用し、教育相談や地域の学校等への助言・支援などを行います。また、それぞれの地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、特別支援学校の相談･支援体制の一層の充実を図ります。
◇ 特別支援学校職業教育・就業支援事業 〔担当課〕特別支援教育課	○ 特別支援学校に在籍する生徒に対し職業教育を実施するとともに、職場開拓を行い、卒業後の進路先の保障に取り組みます。また、進路先の職場や施設等で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した卒後支援も進めます。
◇ 高等学校校舎等整備事業 〔担当課〕教育施設課	○ 老朽化した高等学校や特別支援学校の校舎、屋内運動場等を計画的に改築･改修して耐震性を確保し、バリアフリー化や新たな機能も取り入れて、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。
◇ 私立学校経営健全性確保事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 経常費補助金等を交付することにより、私立学校の経営の健全性確保、教育条件の維持向上等を促進します。
◇ 私立学校生徒確保事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 授業料減免補助による生徒負担軽減や、公立高等学校との連絡調整協議会開催等により、私立高等学校の生徒数確保を支援します。

施策 Ⅲ－１－３	青少年の健全な育成の推進

目　的

○ 学校・家庭・地域・関係団体と連携し、青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

○ インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな犯罪被害や問題行動に結びつくなど、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
○ 非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるとともに刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しているなど憂慮すべき状況にあります。
○ 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性が高まるような地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
○ 様々な問題を抱える家庭や不登校・ひきこもりなど社会生活を円滑に営み自立していく上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しており、関係機関・団体が一体となった相談・支援が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
○ 地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくとともに、青少年の自主性や主体性が育まれるような環境づくりをしていくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。
○ 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営み自立していく上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①「しまニッコ！（スマイル声かけ）運動」推進者登録数（累計）	100 人	⇨	1,000 人
②刑法犯少年の再非行率（暦年）	33.2% (H26)		26.5%以下

① 青少年育成島根県民会議などが提唱する笑顔であいさつ・声かけする県民運動について、平成 27 年度の取組状況や今後の事業推進を踏まえ、毎年度 200 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 1,000 人を目指します。
② 過去 10 年間の実績を踏まえ、平成 31 年度に過去 10 年間の最小値である 26.5%以下を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 青少年を健やかに育む意識向上事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善、青少年の主体的な活動への支援など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取組みの支援を行います。
◇ 青少年を取り巻く地域環境浄化事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 島根県青少年の健全な育成に関する条例の規定に基づき、図書類販売業者等に対して、立入調査を実施するなど、青少年を取り巻く環境の整備を推進します。
◇ 困難を有する子ども・若者支援事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ ひきこもり、不登校、発達障がいなどの社会生活を円滑に営み自立していく上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化することを防ぎ、子ども・若者が自立を果たせないままでいることによる社会的損失を最小化するため、市町村による相談支援体制を整備する取組みを推進します。
◇ 青少年の健全育成及び非行防止対策事業 〔担当課〕警察本部 少年女性対策課	○ 「地域の青少年は地域で育てる」ことを基本理念に、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携して、青少年の社会参加活動を推進するほか、青少年を非行から守るための非行防止教室を開催し、青少年の自立心・社会性を養うとともに、規範意識の醸成を図ります。また、子ども支援センターと連携して、困難を抱える青少年に対する立ち直り支援を推進します。

施策 Ⅲ－１－４	高等教育の充実

目　　的

○ 自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するとともに、県内大学や高等専門学校と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

○ 県立大学は平成 19 年度から公立大学法人島根県立大学が運営しています。島根県が平成 25 年度から平成 30 年度の中期目標として示した、「高い知性と豊かな人間性を育み社会に役立つ人材を輩出する大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアをはじめとする国際的な研究教育を推進する大学」を目指して大学運営に取り組んでいます。
○ 大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。
○ 少子化の中、県内、県外から多くの若者を惹きつける魅力のある大学づくりや、学生の卒業後の定着を図る取組みが求められています。
○ 自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 み の 方 向

○ 県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
○ また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取組み、地域が必要としている人材育成の取組みに対し、必要な支援を行います。
○ 県立大学短期大学部を四年制化するとともに、短期大学の一部を存置することにより、県内進学先としての選択肢を広げます。
○ 県内大学や高等専門学校とは、医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用した産業の振興・雇用の創出に向け、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携をより一層進めます。
○ 魅力ある学校づくりなど、県内出身入学生を増やすための県内高等教育機関の取組みとの連携を推進します。
○ 卒業生の県内定着に向け、学生の県内企業へのインターンシップ参加への取組強化など、県内企業等との連携を一層推進します。
○ 県立大学では、県民に開かれた大学として地域に貢献するため、公開講座の開催に努めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①県立大学・短期大学部の一般入試の志願倍率の順位	県立大学 人文・社会系（浜田） 8.12 倍（8 位／33 校…24%） 薬・看護系（出雲） 9.31 倍（3 位／45 校…7%） 短期大学部（松江） 2.98 倍（11 位／16 校…69%）		県立大学 人文・社会系（浜田、松江） 公立大上位 15%以内 薬・看護系（出雲） 公立大上位 10%以内 短期大学部（松江） 公立短大上位 50%以内

②県立大学・短期大学部の入学者に占める県内出身者比率	県立大学 人文・社会系（浜田）23.7% 薬・看護系　（出雲）58.8% 短期大学部　（松江）66.4%	⇨	県立大学 人文・社会系（浜田）40% （松江）55% 薬・看護系　（出雲）60% 短期大学部　（松江）70%
③県内高等教育機関卒業生の県内就職率	35.1% (H26)		45.1%
④県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数	343 人 (H26)		473 人
⑤県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,556 人 (H26)		6,000 人

① 少子化の中、魅力ある大学づくりが行われていることをみるため、過去３年の実績を踏まえ、また、積極的に学生募集活動に取り組むことにより、平成 31 年度に、県立大学の人文･社会系で公立大学の上位 15%以内、薬･看護系で上位 10%以内、短期大学部で公立短大の上位 50%以内に入ることを目指します。

② 県内高校生に選択される魅力ある大学づくりが行われていることをみるため、過去３年の実績を踏まえ、また、高大連携の充実により、平成 31 年度に、人文･社会系では浜田キャンパスで 40%、松江キャンパスで 55%、薬･看護系では 60%、短期大学部で 70%を目指します。

③ 地方創生の取組みの中で、学生の卒業後の県内定着の取組みが行われていることをみるため、ＣＯＣ＋事業の目標値を踏まえ、毎年度２ポイント程度の増を見込み、平成 31 年度に 45.1%を目指します。
なお、ＣＯＣ＋事業は、県内高等教育機関と県、企業などが協働して学生の県内就職率向上等に取り組む文部科学省の補助事業です。

④ 学生の卒業後の県内定着の取組みとして、県内企業等との連携が進められていることをみるため、ＣＯＣ＋事業の目標値を踏まえ、毎年度 26 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 473 人を目指します。

⑤ 県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみるため、過去３年の実績を踏まえ、また、地域ニーズに対応した講座を開講することにより、毎年度 100 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 6,000 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 公立大学法人評価・管理事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。
◇ 公立大学法人島根県立大学運営費交付金 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金を交付します。
◇ 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、施設整備等臨時的で多額な経費を要するものに対して補助金を交付します。
◇ 公立大学法人島根県立大学学部設置事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 島根県立大学松江キャンパスの四年制大学化及び短期大学の一部存置に向けた準備を行います。

施策 Ⅲ－２－１	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進

目　　的

○ 県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

○ 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

○ 県民の潜在的な学習ニーズに対応した情報提供や相談を行い、地域での学習やその成果を社会生活や地域課題の解決につなげる社会教育の充実が求められています。

○ 図書館では、新たな役割として、県民や地域の課題解決を支援することが求められており、レファレンス（利用者の求めに応じて行う資料・情報の調査、提供）をはじめとするサービスの充実が必要です。

○ ボランティア活動に参加している県民の割合は、全国的に高い水準にあります。（社会生活基本調査〔平成 23 年・総務省〕全国第２位・34.8％）

○ 地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としてのＮＰＯ法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

○ 県内のＮＰＯ法人数は、新規設立法人数の減少と解散法人数の増加に伴い、平成 26 年度以降、約 270 で推移しています。

取 組 み の 方 向

○ 県民が、興味・関心に基づき学んだり、地域活動に主体的に参画できるように、社会教育実践者の養成や公民館等職員の育成を図りながら、社会教育施設における学習支援機能を充実します。

○ 県民や地域の課題解決を支援するため、図書館のレファレンス機能の強化や情報発信、職員のレベルアップなどを図りながら、図書館サービスを充実します。

○ 地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会、体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その拠点となる公民館等の機能強化を支援します。

○ ＮＰＯやボランティアに関する情報の収集・提供の一層の充実や、しまね社会貢献基金制度を活用した寄附の促進、先駆的な団体の顕彰などにより、社会貢献活動への県民参加を促進します。

○ ＮＰＯやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成を目的とした研修等のマネジメント支援や、ＮＰＯ相互の連携・ネットワーク形成、資金調達支援などを通じて、団体の自立した活動を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①社会教育関係者の年間養成・育成（延べ研修参加者）人数	2,176 人 (H26)	⇨	2,300 人
②県立図書館のレファレンス年間受付件数	8,022 件 (H26)		11,500 件
③ＮＰＯ法人の認証数（累計）	278 法人		290 法人
④ボランティア活動に参加している人の割合	27%		30%

① 社会教育研修センター(東部・西部)が実施する社会教育にかかわる人材養成研修に参加する社会教育関係者の延べ人数です。過去の実績を踏まえ、また、研修内容の充実を図ることにより、毎年度１％程度の増加を見込み、平成 31 年度に 2,300 人を目指します。

② 図書館職員が利用者の求めに応じて資料・情報の調査、提供を行うレファレンスサービスの受付件数です。過去の実績を踏まえ、また、様々な情報発信に努めることにより、毎年度 700 件程度の増加を見込み、平成 31 年度に 11,500 件を目指します。

③ 社会貢献活動の担い手であるＮＰＯ法人の認証数です。最近の新規認証と解散件数の動向を踏まえ、年間平均３法人の増加を見込み、平成 31 年度に 290 法人を目指します。

④ 県政世論調査において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。過去４年間の調査結果を踏まえ、平成 31 年度に 30%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 社会教育研修センター事業 〔担当課〕社会教育課	○ 公民館をはじめとする社会教育施設の職員やＮＰＯ関係者、各種コーディネーター、ＰＴＡ指導者などを対象に、社会教育や「学社連携・融合」に関する学習支援プログラムなど即戦力を養いかつ専門的スキルを習得するための研修プログラムを開発・実施します。
◇ 青少年の家事業 〔担当課〕社会教育課	○ 小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ・カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事 業 名	概　　要
◇ 少年自然の家事業 〔担当課〕社会教育課	○ 小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
◇ 県立図書館事業 〔担当課〕社会教育課	○ 県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。
◇ しまね社会貢献基金事業 〔担当課〕環境生活総務課 ＮＰＯ活動推進室	○ 県民や企業から募った寄附金で基金を造成し活動団体への助成を行う事業の実施などにより、ＮＰＯ法人や社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援し、県内の社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図ります。
◇ 活動団体の自立促進と活性化事業 〔担当課〕環境生活総務課 ＮＰＯ活動推進室	○ 地域の課題解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、「しまね県民活動支援センター」と連携して、活動団体の人材育成支援や組織の基盤強化に向けた支援などを行います。

施策 Ⅲ－２－２	スポーツの振興

目　　的

○ 県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
○ 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

現 状 と 課 題

○ 健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等ライフスタイルに応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
○ 県民の約 30%が１年間全く運動やスポーツを行っていない状況にあることから、今後、県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
○ 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えてくれています。
○ 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。
○ ジュニア層を中心に、国民体育大会や全国大会での入賞者数を増やすために、選手の身体づくりやメンタルトレーニングなど、専門家によるサポートが必要となっています。

取 組 み の 方 向

○ 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
○ 障がいのある方も含め、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を体験する場や交流する機会の提供に努めます。
○ 国民体育大会等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。
○ 競技人口のすそ野を広げ、競技の普及や人材の育成を図るとともに、各競技団体が地域と一体となった取組みを推進します。
○ ジュニア層を中心とした選手の育成強化と運動部活動の活性化により競技力の向上に努めるとともに、優秀な指導者の確保を図ります。
○ スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面など多面的なサポートを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①スポーツに取り組んでいる人の割合	36.4%	⇨	40.0%
②国民体育大会年間入賞種目数	26 種目		28 種目
③全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	52 種目		56 種目

① 県政世論調査において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。過去の調査結果を踏まえ、平成 31 年度に 40.0%を目指します。

② 国民体育大会で本県選手が入賞した種目数です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に過去５年間の最高値（26 種目）から、さらに２種目増加を見込み、28 種目を目指します。

③ 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会（少年の部）による入賞種目数です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度に過去５年間の最高値（54 種目）から、さらに２種目増加を見込み、56 種目を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 生涯スポーツ推進事業 〔担当課〕保健体育課	○ 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行います。
◇ スポーツ・レクリエーション推進事業 〔担当課〕保健体育課	○ 障がいのある方も含め、県民のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を高めるために、スポーツ・レクリエーション活動を体験する場や交流する機会の提供を行います。
◇ 競技スポーツ普及強化推進事業 〔担当課〕保健体育課	○ 全国レベルで活躍する選手を育成するため、ジュニアから社会人までの各世代に必要な支援を行い、県全体の競技力の底上げとレベルアップを図ります。 ○ 学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会などを支援し、競技力の向上を図ります。 ○ 各競技団体が地域で行う強化普及活動に対して助成を行い、競技人口の維持拡大と地域の活性化を図ります。 ○ 競技団体や学校にスポーツトレーナーやスポーツ栄養士等を派遣し、栄養面や身体面を医・科学的な面からサポートし、競技力のさらなる向上を図ります。

施策 Ⅲ－２－３	文化芸術の振興

目　　的

○ 広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

○ 文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。

○ 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」を制定しました。県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を進めるためには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成に努め、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることが重要です。

○ 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などが求められています。

○ 県民文化祭や文化芸術団体の活動などを通して、毎年多くの県民が、文学、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、様々な文化芸術活動に取り組んでいます。

○ 平成 24 年度からは県民文化祭の一環として、県内の文化芸術団体が小・中・高等学校を訪問し、実技指導、合同公演を行うなど、児童、生徒が文化芸術に触れる機会の拡大、担い手の育成に取り組んでいます。

取 組 み の 方 向

○ 県民文化祭の開催や「しまね文化ファンド」の活用などにより、文化芸術活動の裾野の拡大、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組みます。

○ 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組みます。

○ 地域や文化芸術団体等と連携して、文化芸術活動を担う人材の育成や個性あふれる地域文化の創造に取り組みます。

○ 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会の確保や文化部活動の活性化などを通じて、青少年の文化活動の推進に取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①県立文化施設の年間入館者数	1,107 千人	⇨	1,107 千人以上
②県民文化祭の年間参加者数	50,000 人		50,000 人以上

① 県民会館、県立美術館、芸術文化センター「グラントワ」の３施設の年間入館者数です。過去の実績を踏まえ、現状以上である 1,107 千人以上を目指します。
② 県民の自主的な文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数（出演者・スタッフ・来場者）です。「県民文化祭」は、舞台芸術公演や総合美術展、文芸作品公募など、県内の文化芸術団体や市町村の文化協会が１年を通じて県内各地で展開する文化芸術の祭典です。過去の実績を踏まえ、現状以上である 50,000 人以上を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 創造的な文化活動推進事業 〔担当課〕文化国際課	○ 島根県文化団体連合会が主催する県民文化祭の支援や、文化芸術団体等の文化ファンドの活用を推進します。また、しまね文化振興財団と連携し、県民参加の舞台芸術の公演や、学校・地域への芸術家等の派遣、文化情報の収集・発信など、県民の創造的な文化芸術活動を推進する事業を実施します。
◇ 芸術文化センター事業 〔担当課〕文化国際課	○ 石見地域における文化芸術の拠点施設として、美術館とホールが一体となった特徴を活かしながら、県民に美術・音楽・演劇などの多様な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、地域文化を活かした新しい文化芸術を育み、人々の交流の場となる事業を展開します。
◇ 県立美術館事業 〔担当課〕文化国際課	○ 県立美術館において企画展・コレクション展を開催するとともに、文化芸術をより深く理解するための教育・普及活動を行うことにより、県民に優れた美術を鑑賞する機会や、美術分野における活動・発表の機会を提供します。
◇ 青少年文化活動推進事業 〔担当課〕社会教育課	○ 全国大会等で優秀な成績をおさめた児童・生徒を顕彰したり、地域や文化芸術団体と連携し中学・高校の文化部活動成果の発表機会を提供することにより、文化芸術活動の支援を行います。
◇ 「ふるさとティーチャー」派遣事業 〔担当課〕社会教育課	○ 中学・高校の文化部活動や合同研修会に地域の社会人指導者等を派遣することにより、文化部活動の活性化、維持・向上を図ります。

施策 Ⅲ－３－１	人権施策の推進

目　的

○ 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

○ 人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。
○ いじめの問題、特別な支援を必要とする子どもや、家庭の経済状況の困難さから就学援助を必要とする子どもの対応など、子どもたちが安心して学校生活を送るための取組みが求められています。
○ インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。
○ 家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。
○ 基本的な人権意識の向上を促すため、人権教育や人権啓発を一層充実させる必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、ハンセン病問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。
○ インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。
○ 教職員の人権感覚を高め、一人ひとりの人権が大切にされる教育現場を充実するために、「進路保障」を柱とした人権教育を推進します。
○ 各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組みを進めます。
○ 市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。
○ 人権意識の向上を促すために、啓発イベントや研修に参加・体験型プログラムを導入するなど、気づきや学びを促す内容の充実に取り組み、若年層をはじめとする参加者を増やす取組みを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①差別や人権侵害を受けたことがある人の割合	15%	⇨	10%以下
②人権啓発推進センターの年間利用者数	4,500 人 (H26)		4,700 人

① 県政世論調査における「差別や人権侵害をうけたことがある」と回答した人の割合を、現状以下である 10%以下を目指します。
② 人権教育・啓発を推進するため、人権啓発推進センターの利用者数について、過去の実績を踏まえ、また、施設規模を考慮し、年間 50 人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 4,700 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 人権啓発事業 〔担当課〕人権同和対策課	○ 県民の人権・同和問題への関心を高め理解を深めるため、イベントや広報などの啓発活動を行います。
◇ 人権研修事業 〔担当課〕人権同和対策課	○ 県職員及び市町村職員等の人権意識の高揚を図ることにより、人権に配慮した職務が遂行されるよう、人権・同和問題研修を実施します。 ○ ハンセン病問題に関する正しい知識の普及と啓発を進めるため、県職員を対象にハンセン病療養施設の訪問研修を実施します。 ○ 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。
◇ 人権啓発指導者養成事業 〔担当課〕人権同和対策課	○ 各地域における研修の充実と人権意識の高揚を図るため、市町村担当職員及び各種団体の指導者を対象に指導者としての資質と指導力の向上を図る研修会を開催します。
◇ 隣保館運営等事業 〔担当課〕人権同和対策課	○ 隣保館の運営、改修等に助成を行うとともに、隣保館職員の資質の向上を図るため研修等を実施します。
◇ 人権・同和教育推進事業 〔担当課〕人権同和教育課	○ 県及び市町村の人権・同和教育推進組織、学校教育・社会教育研究組織等の連携と組織的な取組みを推進し、地域の実態に即した人権・同和教育の充実に努めます。
◇ 進路保障推進事業 〔担当課〕人権同和教育課	○ 人権・同和教育専任教員や人権・同和教育指導員による市町村及び県立学校の訪問や進路保障に主として関わる市町村教育委員会の担当者を対象とした推進協議会を開催します。さらに、同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒、保護者、教職員の交流活動や教育相談活動を行います。

施策 Ⅲ－３－２	男女共同参画の推進

目　　的

○ 男女共同参画に関する正しい理解を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備することにより、県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

○ 男女共同参画を推進するため、様々な取組みを進めてきた結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識がなくなったわけではなく、男女共同参画社会の実現には至ってはいません。

○ 平成 28 年３月には「第３次島根県男女共同参画計画」を策定し、今後５年間における、本県の男女共同参画推進のための施策の方向性を定めました。

○ 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが不可欠であり、地域の実情にあった啓発活動、男性や若者に向けた理解促進などを図っていくことが必要です。

○ また、政策・方針決定過程への男女の共同参画の推進や、家庭、職場、地域など、社会のあらゆる場面において男女がともに参画できる環境づくりに取り組むことが求められています。

○ 平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性がそれぞれの希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。島根県においても、女性の有業率が高く、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、働き続けにくいと感じる人が多く、管理職に占める女性の割合も低いなど、女性が活躍できる職場環境の整備に取り組む必要があります。

○ 県の女性相談窓口での相談状況は、近年延べ 4,000 件前後で推移し、ＤＶ（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談は 800 件を超える高い割合を占めており、ＤＶ被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、県民、企業・団体、市町村と連携・協力しながら、継続した広報・啓発事業を行います。

○ 行政、企業等における政策・方針決定過程への男女の共同参画を推進するため、県の審議会等への女性の参画の促進や、企業等への働きかけを行います。

○ 職場で女性が十分に能力を発揮できるよう、女性リーダーの育成や働きやすい職場環境の整備などに取り組む企業等への支援を行います。

○ 地域の担い手となる女性人材の育成に努めるとともに、魅力ある地域づくりや次代を担うひとづくりなどに取り組む女性への支援を行います。

○ ＤＶの発生を未然に防止するため、県民がＤＶに対する正しい理解と認識を深めていけるよう啓発活動に取り組みます。

○ 県や市町村における相談体制の強化を図るとともに、法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携によりＤＶ被害者の自立に向けての支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72%	⇨	80%
②しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数（４年間の累計）	100 件 (H24～27)		112 件

① 県政世論調査において、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合です。過去の調査結果を踏まえ、平成 31 年度に 80%を目指します。

② 公益信託しまね女性ファンドによる、島根県の女性を中心とするグループが自主的・主体的に企画実施する事業への事業費助成に係る採択件数のうち、新規の活動に係る件数です。過去４年間の実績を踏まえ、毎年度 28 件程度（過去４年間の平均実績の１割増）を見込み、平成 31 年度までの４年間で 112 件を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 男女共同参画の理解促進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	○ 男女共同参画に対する理解が深まり、地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識が解消されるよう、広報・啓発事業を行います。また、市町村における取組みを進めるため、事業実施に関する相談や情報提供などの支援を行います。
◇ 関係団体等との連携による男女共同参画推進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	○ 社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会、男女共同参画社会形成促進会議の開催等、県民、事業者や市町村と連携・協力して取り組みます。
◇ 女性の参画促進・人材育成事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	○ 男女共同参画を推進するため、審議会等への女性の参画の促進や、地域のリーダーの養成を行うとともに、しまね女性ファンドを活用し、女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援します。 ○ 職場における女性リーダー育成のためのセミナー等の開催や、女性が働き続けやすい環境整備を推進する企業への支援を行います。
◇ 女性相談事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 様々な悩みを持つ女性について、女性相談センターなどの女性相談窓口で広く電話や面接による相談に応じ、問題解決のために必要な情報提供、助言、指導などを行います。
◇ ＤＶ被害者等保護事業 〔担当課〕青少年家庭課	○ 配偶者等からの暴力を受けたり、何らかの事情で保護が必要な女性に対して、一時保護所への入所など適切な保護を実施し、問題解決に向けての支援を行います。

施策 Ⅲ－３－３	国際化と多文化共生の推進

目　　的

○ 国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。

○ 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

○ 県内に住む外国人は、平成 27 年 12 月末現在で 65 カ国、6,280 人となっており、県人口の約 0.9％を占めています。

○ 国際的な相互依存関係が深まる中、多様な文化や価値観を互いに認め合う多文化共生に対する理解と実践が求められています。

○ 日本人と異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深めていくことが必要となっています。

○ 日系ブラジル人など永住を希望する在住外国人は今後も増加する見込みであることから、外国人を一時的な滞在者としてではなく、地域における生活者としてとらえ、教育や福祉など外国人住民の生活全般にかかる支援や災害時の配慮が求められています。

○ 県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。

○ 近年のグローバル化の進展に伴い、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

取 組 み の 方 向

○ 外国人住民に対して、生活に必要な情報の提供や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図るとともに、子どもへの支援など在住外国人の生活支援や災害時における支援を行い多文化が共生する地域づくりを進めます。

○ 多文化共生社会の実現のために、地域において多文化に関する意識啓発活動を行うとともに、幅広い分野における地域活動の中心となるボランティアを育成します。

○ 県内教育機関等と連携して海外の青年との交流事業等を実施することにより、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、ネットワークの形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材をより多く育成します。

○ 北東アジア地域等の自治体からの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に協力・貢献します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
国際交流ボランティア登録者数	600 人	⇨	620 人

○ しまね国際センターに外国人向けボランティアとして登録している人数です。過去の実績を踏まえ、年間５人程度の増加を見込み、平成 31 年度に 620 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 外国人住民との共生事業 〔担当課〕文化国際課	○ 日本人と異なる文化・言葉を持つ外国人を地域の生活者として受け入れ、生活、災害対応等の様々な課題を解決するため、やさしい日本語や多言語により分かりやすい情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図り、外国人住民と地域の住民が共に暮らしていく地域づくりを推進します。
◇ 次世代人材育成事業 〔担当課〕文化国際課	○ 北東アジア地域の青年との交流事業や外国青年を国際交流員、外国語指導助手として招致する事業等により、島根県の将来を担う若者の国際感覚の養成とネットワーク形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。
◇ 国際協力事業 〔担当課〕文化国際課	○ 北東アジア地域の交流先自治体職員や本県出身の南米移住者等を受け入れ、技術の伝承や人材の育成を行うほか、ＪＩＣＡ等に協力し、海外の国・地域の発展に貢献します。

施策 Ⅲ－４－１	多様な自然の保全

目　　的

○ 県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組みます。

現 状 と 課 題

○ 県内に生息生育する野生動植物の中には、開発行為や里地里山の荒廃による生息生育環境の悪化、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

○ 森林の荒廃は、大雨等による自然災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながることが危惧されています。

○ 森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、回復に努めることが必要です。

○ 多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約湿地登録から 10 年を経て、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた取組みが広がりつつあります。

○ 県民共有の財産である優れた自然環境を維持・保全していくために、県民や事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が一体となった取組みを広げていくことが必要となっています。

取 組 み の 方 向

○ 野生動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある野生動植物については、島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき県民や事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が協働して、具体的な保護対策に取り組みます。

○ 自然環境保全への普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然環境の保全に努めます。

○ 宍道湖・中海について、湖岸の一斉清掃や他のラムサール条約湿地との交流などを行い、県民や関係機関等と連携して「賢明な利用」の推進に取り組みます。

○ 「水と緑の森づくり税」の活用などにより、県民や事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組みを推進します。

○ 水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など、森林が有する多面的機能への理解を深めるため、企業や県民等との協働を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①自然保護ボランティア登録者数	322 人	⇨	360 人
②県民協働の森づくり活動年間参加者数	60,000 人		62,400 人

①「自然保護指導員」、「希少野生動植物保護巡視員及び巡視従事者」、「自然解説員」及び「自然保護レンジャー」の登録者数です。過去の実績を踏まえ、４年間で 10%程度の増加を見込み、平成 31 年度に 360 人を目指します。

② 県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用･森林環境教育活動を行った人数です。過去の実績を踏まえ、毎年度 600 人の増加を見込み、平成 31 年度に 62,400 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕自然環境課	○ 県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。
◇ 希少野生動植物保護推進事業 〔担当課〕自然環境課	○ ダイコクコガネやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの野生動植物が生息・生育できる自然環境の保全を県民、民間団体、大学や研究機関などと連携して進めます。
◇ 宍道湖・中海賢明利用推進事業 〔担当課〕環境政策課	○ ラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海の「保全・再生」と「賢明な利用」を図るため、県民、民間団体や関係自治体等と連携し、地域全体で「交流・学習・普及啓発」活動を推進します。
◇ 水と緑の森づくり事業 〔担当課〕林業課	○ 水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを享受してもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が締結する協定に基づく荒廃森林の再生や、地域住民、ＮＰＯ、企業などが主体となる県民参加の森づくりを推進します。

施策 Ⅲ－４－２	自然とのふれあいの推進

目　的

○ 自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

○ 人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを享受しています。

○ 登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

○ 隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度向上と、貴重な自然環境の保存と活用を推進し、隠岐地域の魅力づくりと活性化を図るとともに、平成 29 年度の再認定に向けた取組みを推進していくことが必要です。

○ これまでに整備された自然公園や森林公園、三瓶自然館や宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいや生き物との接し方を体験したり持続可能な利用について学ぶことのできる自然学習の場として魅力的な施設となるよう工夫し、積極的に活用することが求められています。

○ 河川や海岸が有している変化に富んだ地形は多様な生き物の生息・生育・繁殖を支えています。公共事業においてはこれらの自然環境の保全回復や、人々に親しまれる水辺空間の創出が求められています。

取 組 み の 方 向

○ 自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーなどの場として積極的に活用します。

○ 地元町村、関係団体や住民と連携して、隠岐ユネスコ世界ジオパークの価値をわかりやすく県内外に情報発信するとともに、隠岐地域の貴重な自然や歴史を生かした魅力づくりと活性化を進めます。

○ ユネスコ世界ジオパークの認知度向上を図るため、関係する国内自治体等と連携し、取組みを推進します。

○ 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とのふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、新たな調査研究成果を踏まえた展示内容など魅力向上に努め、積極的に活用します。

○ 河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、野生生物の生息生育環境の保全回復やふれあいの場づくりに配慮します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①自然公園等の年間利用者数	978 万人 (H26)	⇨	978 万人以上
②自然学習施設の年間入場者数	621 千人 (H26)		621 千人以上

① 国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光統計結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。過去の実績を踏まえ、現状以上である 978 万人以上を目指します。

② 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の３施設の年間入場者数です。過去の実績を踏まえ、現状以上である 621 千人以上を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	○ 国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
◇ 中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	○ 県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
◇ 隠岐ユネスコ世界ジオパークの支援及び活用推進事業 〔担当課〕自然環境課	○ ジオパーク運営団体である地元協議会の取組支援、自然公園内のジオサイト整備などを進め、地域振興や観光振興にジオパークが一層活用されるよう努めます。
◇ 県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕しまね暮らし推進課	○ 日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
◇ 県立三瓶自然館の管理運営 〔担当課〕自然環境課	○ 島根県の自然環境や自然史に関する展示や天体観察の場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
◇ 県立宍道湖自然館の管理運営 〔担当課〕水産課	○ 島根県の汽水や淡水に生息する生きものの生態や環境について、楽しみながら学ぶ機会を広く県民に提供します。

施策 Ⅲ－４－３	景観の保全と創造

目　　的

○ 自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを推進し、もって県民に誇りと愛着のもてる県土の実現に資することを目指します。

現 状 と 課 題

○ 地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。
○ 美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やＮＰＯ、企業等により進められています。
○ 地域の特徴を活かした個性的でよりきめ細やかな景観の形成を推進するためには、市町村が主体となり活動することが好ましく、既に一部の市町ではその取組みが始まっています。
○ 今後、より多くの市町村が主体的に取り組むことが求められています。
○ 県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。
○ 景観づくりの意識が比較的低い若い世代に対する普及啓発も必要です。
○ 魅力ある景観づくりにより、観光客誘致などの波及効果につながる取組みが求められます。

取 組 み の 方 向

○ 築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体やＮＰＯ、企業等による様々な景観づくりの活動を支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。
○ 市町村に対しては、良好な景観形成のための計画づくりの支援や景観行政団体への移行を促します。
○ 複数の市町村にまたがる広域的な取組みを支援します。
○ 景観づくりの目的と効果をわかりやすい方法でＰＲします。
○ 県内の景観づくりの取組みを県外にも発信するとともに、観光施策との連携を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①景観計画策定市町村数（累計）	7 市町村	⇨	11 市町村
②景観重点地区数（累計）	33 地区		41 地区

① 景観行政団体のうち市町村の景観計画策定について、これまでの取組実績を踏まえ、毎年度１市町村程度の増加を見込み、平成 31 年度に 11 市町村を目指します。
なお、景観行政団体は、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を実施していく自治体です。景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める上で基本となる計画です。

② 景観行政団体のうち市町村が、景観計画の中で景観形成上特に重要な地区として定める「景観重点地区」について、これまでの取組実績を踏まえ、毎年度２地区程度の増加を見込み、平成 31 年度に 41 地区を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 魅力ある景観の保全創造事業 〔担当課〕都市計画課	○ 優れた景観を形成していくために、市町村の景観計画の策定や、市町村や県民などが行う地域性豊かな景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。 ○ 地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、築地松景観保全対策推進協議会が行う保全活動を支援します。また、石州赤瓦の家並みなどを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。 ○ 周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。 ○ 屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。

施策 Ⅲ－４－４	文化財の保存・継承と活用

目　　的

○ 県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

○ 島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社、松江城など全国に誇りうる歴史・文化が豊富に継承され、国宝７件をはじめ 583 件の国指定・県指定の文化財が存在します。

○ 県内外の方々に島根の歴史・文化に対してさらに関心をもってもらうために、調査研究を計画的に進め、その成果を広く情報発信を行っていく必要があります。

○ 石見銀山遺跡について調査研究をさらに進め、その価値を広く情報発信していく必要があります。

○ 県民の歴史・文化への理解を深め、郷土への誇りと愛着を醸成していく必要があります。

○ 重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していく上での課題が多くあります。

取 組 み の 方 向

○ 島根の歴史・文化の調査研究を計画的に進め、その成果を古代出雲歴史博物館の展示に活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携した共同研究、シンポジウムの開催、「古代歴史文化賞」の実施など県内外へ積極的に情報発信を行います。

○ 石見銀山遺跡については、調査研究を進め、価値の解明を図りながら、その成果を活かしたシンポジウムの開催など広く情報発信を行います。

○ 古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

○ 様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修理、継承活動などに助成を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
島根の歴史・文化が豊かで、文化財の保存･継承と活用がされていると思う人の割合	68.5%	⇨	70.0%

○ 県政世論調査において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。過去の調査結果を踏まえ、また、島根の歴史文化を県内外に積極的に発信する「島根の歴史文化活用推進事業」の実施などにより、平成 31 年度に 70.0%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 〔担当課〕文化財課	○ 平成 29 年 7 月に登録 10 周年を迎える世界遺産「石見銀山遺跡」を適切に管理し、未来へ継承していくため、世界遺産としての価値を更に解明する「調査研究」と遺跡を後世に確実に伝えていくための「保存整備」、「情報発信」を施策の柱として、必要な事業を実施します。
◇ 島根の歴史文化活用推進事業 〔担当課〕文化財課	○ 島根の特色ある歴史･文化を、関係県と連携して実施する「古代歴史文化賞」や「共同調査研究」などを通じて活用や情報発信を行い、国民の歴史文化への関心を高め、交流人口の増加を促すとともに、県民の郷土に対する誇りと愛着の醸成を図ります。
◇ 歴史遺産保存整備事業 〔担当課〕文化財課	○ 県内の歴史遺産(有形、無形、民俗文化財、史跡等の指定文化財)が、県民共有の財産、地域の資源として保存・継承・活用されるよう、市町村や所有者が行う修理事業、継承活動等を助成します。
◇ 古代出雲歴史博物館管理運営事業 〔担当課〕文化財課	○ いにしえの時代から受け継がれてきた島根の特色ある歴史・文化の価値や魅力を、わかりやすく展示・紹介するとともに、国内外へ幅広く情報発信し、認知度の向上及び誘客を図ります。

施策 Ⅲ－４－５	環境保全の推進

目　的

○ 県民、事業者、ＮＰＯ等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

○ 大気・水環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高くなる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

○ 島根県では、2020 年の温室効果ガスの排出量を 1990 年に比べ 23%削減することを目標としていますが、2012 年時点では 16.9%増加している状況です。

○ 日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入などによる温室効果ガス排出抑制に取り組むことが求められています。

○ 事業所や家庭等からの廃棄物の排出量は、近年、おおむね横ばいで推移しており、循環型社会を実現するには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

○ 自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

○ 島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が連携し各分野で対策を進め、より多くの県民、事業者が具体的な温室効果ガス削減の行動に移れるよう取り組みます。

○ 環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、ＮＰＯ等の団体、行政のそれぞれが適切に役割を担い、廃棄物等の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取組みを進めます。

○ 資源の循環利用や減農薬・減化学肥料の取組みに合わせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に向け、より環境保全効果の高い農林水産業の取組みを推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①県内総生産（100 万円）あたりの年間エネルギー使用量	21.62 GJ (H24)	⇨	20.54 GJ 以下
②公共用水域におけるＢＯＤ（ＣＯＤ）環境基準達成率	82% (H26)		85%
③産業廃棄物の再生利用率	56% (H25)		57%
④学校における３Ｒ・適正処理学習支援事業実施校数	11 校 (H27)		50 校
⑤エコファーマー認定数（累計）	2,136 人 (H26)		2,563 人

① 温室効果ガスの９割以上は、県民や事業者がエネルギーを使用することにより排出されます。エネルギー使用量は経済動向の影響を受けるため、削減の取組成果は「県内総生産あたりの使用量」であらわし、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する計画及び地球温暖化対策実行計画の考えを踏まえ、現状から約５％の削減を目指します。
成果参考指標＝県内エネルギー使用量（GJ：ギガジュール）÷県内総生産（百万円）
なお、１J（ジュール）≒0.24cal(カロリー)、１GJ(ギガジュール)＝10^9J(ジュール)

② 公共用水域におけるＢＯＤ（ＣＯＤ）に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 28 水域が達成されており、平成 31 年度までにさらに１水域の達成を見込み、85%を目指します。
なお、ＢＯＤ（ＣＯＤ）は、生物化学的酸素要求量です。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の１つです。化学的酸素要求量（ＣＯＤ）が海域や湖沼で用いられるのに対し、ＢＯＤは河川の汚濁指標として用いられます。

③ 県の取組みと直接関係する県内の事業所から排出される産業廃棄物の再生利用率です。第３期しまね循環型社会推進計画の目標値を踏まえ、１ポイントの増を見込み、平成 31 年度に 57%を目指します。

④ 学校における３Ｒ・適正処理学習支援事業を初めて実施した小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の数です。これまでの取組状況や今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 10 校ずつの増加を見込み、平成 31 年度に 50 校の実施を目指します。

⑤ エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。過去の実績を踏まえ、今後５年間で約２割の増加を見込み、平成 31 年度に 2,563 人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事 業 名	概　　要
◇ 大気環境保全対策事業 〔担当課〕環境政策課	○ 大気環境の常時監視と情報提供、発生源の監視・指導等を行い、県民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ります。

事 業 名	概　　要
◇ 地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	○ 市町村地球温暖化対策協議会が実施する省エネ等に関する活動を支援します。 ○ 新たな視点「楽しみながらできる足し算の省エネ」による環境配慮行動を推進します。 ○ エコアドバイザーが事業所で設備や運用の改善の提言を行う「省エネ診断」を普及します。
◇ ３Ｒ推進事業 〔担当課〕環境政策課	○ 県民、事業者、ＮＰＯ等の団体及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用（Reuse:リユース）、再生利用（Recycle:リサイクル）の３Ｒの取組みを促進します。
＜環境教育・環境学習の推進＞ ◇ 学校における３Ｒ・適正処理学習支援事業 〔担当課〕環境政策課	○ 産業廃棄物の減量化に重点を置き、次世代を担う子どもたちが、リサイクルに取組む企業等に出向き、循環型社会についての理解を深める「現場体験型の環境学習」を推進します。
◇ 産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	○ 安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制を確保するため、排出事業者、処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行います。 ○ 不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
◇ いのち育む島根の「環境農業」推進事業 〔担当課〕農産園芸課	○ 栽培技術の実証・普及や県独自のエコロジー農産物推奨制度の一層の活用により、化学肥料・農薬の大幅な低減等環境にやさしい農業の取組みを推進します。
＜宍道湖・中海の水質保全＞ ◇ 宍道湖・中海水質保全事業 ◇ 宍道湖流域下水道高度処理事業 〔担当課〕環境政策課 下水道推進課	○ 宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 ○ 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。
◇ 汚水処理施設発生汚泥有効利用事業 〔担当課〕下水道推進課	○ 県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。

事 業 名	概　　要
◇ 建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課	○ 公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。
◇ 環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活環境課	○ 環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開します。

施策 Ⅲ－４－６	再生可能エネルギーの利活用の推進

目　的

○ 県民、事業者、ＮＰＯ等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その導入促進と利活用に取り組みます。

現 状 と 課 題

○ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとして、エネルギーを巡る国内外の情勢が大きく変化する中、国では平成 26 年４月にエネルギー基本計画の改定が行われました。また、2030 年度におけるエネルギーミックス（電源構成）や温室効果ガス削減目標が決定されました。これらの中で、再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出もなく、安定供給にも寄与する国産のエネルギー源であり、その特性を踏まえ、国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入拡大を図ることとされています。

○ 県では、平成 27 年２月に「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を制定し、また、国の政策も踏まえながら、同年９月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。

○ 再生可能エネルギーの導入にあたっては、基本計画に沿って、地域資源を有効に活用し、地域の仕事や活力を生み出しながら地域活性化の好循環につなげるなど、地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するような取組みを進める必要があります。

○ また、固定価格買取制度や電力の小売全面自由化など、今後の国の政策やエネルギー情勢にも留意しながら進める必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 県民、事業者、ＮＰＯ等に対し、太陽光発電、バイオマス利用等の再生可能エネルギーについての情報提供や相談に応じます。

○ 再生可能エネルギーの導入促進と利活用の促進に向けて、導入経費の助成、調査・研究や行政による率先的な導入に取り組みます。

○ 子どもたちをはじめ多くの県民の再生可能エネルギーに対する理解を深めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	21.2% (H26)	⇨	30.4%

○　「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」の目標値を踏まえ、５年間で9.2ポイントの増を見込み、平成31年度に30.4%を目指します。
なお、国の2030年度の再生可能エネルギーの構成割合である22～24%程度を上回る設定となっています。太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電等の種別毎に目標出力を設定し、設備利用率を考慮して年間発電量を推計しています。県内電力消費量は、毎年度、中国電力が公表する電力需要実績を用います。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 島根県再生可能エネルギー利活用総合推進事業 〔担当課〕地域政策課	○ 県内に豊富に存在する地域資源を有効に活用し、地域活性化などの視点から、再生可能エネルギーの導入可能性調査や導入経費の支援、アドバイザー派遣や研修会開催等による理解・啓発活動、産学官連携による地域で活用できる発電システムの研究、公共施設への導入等に取り組みます。
◇ 県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課	○ 自然エネルギーを活用した水力、風力及び太陽光による発電事業の効率的かつ安定的な運転に努めクリーンエネルギーの供給を推進します。

計画の推進に向けた県の基本姿勢

◇　施策１：県民の総力を結集できる行政の推進
◇　施策２：市町村との更なる連携による行政の推進
◇　施策３：財政健全化に向けた改革の推進
◇　施策４：迅速に活動できる組織の運営
◇　施策５：政策推進システムの充実

施策　1	県民の総力を結集できる行政の推進

目　　的

○ 対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・ＮＰＯなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

○ 県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と情報公開、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

○ 地域が抱える様々な課題を解決し、地域の活性化を図ろうとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要です。

○ 県民・企業・ＮＰＯなどと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進められています。特に、ＮＰＯは公共サービスの担い手として期待されており、保健・福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 組 み の 方 向

○ 知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。また、引き続き、適切な情報公開に努めます。

○ 県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

○ 県民・企業・ＮＰＯなど多様な担い手と幅広い協働を進めることにより、それぞれが有する資源を活かし、自立した対等な立場で相互に協力して、地域課題の解決や地域づくりに成果を発揮できるよう取り組みます。

○ 県庁内各職場に配置した協働推進員に対し、協働に関する理解を深めるための啓発・研修を引き続き実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①県の広報に対する満足度	57%	⇨	60%
②協働経験のある県職員数	862 人 (H26)		1,262 人

① 県内に居住する満 20 歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。過去の調査結果を踏まえ、また、より効果的な広報に努めることにより、平成 31 年度に 60%を目指します。

② １年間にＮＰＯ法人、任意団体、企業などと協働した経験のある県職員の数です。過去の実績を踏まえ、また、協働事例やＮＰＯ活動に関する情報提供を充実させることにより、毎年 80 人の増加を見込み、平成 31 年度に 1,262 人を目指します。

施策　2	市町村との更なる連携による行政の推進

目　　的

○ 住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、少子高齢化による人口減少が進む中においても、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

○ 地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 19 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

○ 県内市町村の財政健全化法に基づく財政指標は、総じて年々改善しつつあるものの、借入金の返済額が財政規模に対してどれくらいの割合であるかを示す実質公債費比率が全国平均をなおも大きく上回っていることや、合併市町村において、平成 27、28 年度から普通交付税の特例措置（合併算定替）が段階的になくなることなどから、効率的な行財政運営に努めるなど、将来を見据えた財政健全化の取組みが急務となっています。

○ 県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。

○ 地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、引き続き相互に連携・協力していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 県は、市町村に対し、対等なパートナーシップを基本として、市町村において充実した行政サービスが提供できるよう、支援・助言を行います。

○ 基礎自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう各市町村の意向も尊重しながら、円滑な権限移譲を進めます。

○ 市町村の行財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源の総額確保と、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の堅持について、国に働きかけます。

○ 財政健全化法に基づく財政指標などに留意しつつ、市町村行財政の健全化に向けた支援・助言を行います。

○ 県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標
対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないよう国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。

施策　３	財政健全化に向けた改革の推進

目　　的

○ 中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。

○ 行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

○ 島根県の財政は、平成 19 年時点において、今後 200 億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況にあったため、平成 19 年 10 月に「財政健全化基本方針」を策定し、この方針に基づいて財政健全化に取り組んでいます。

〔財政健全化の目標〕

概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にする。

○ これまでの取組みにより、概ね、基本方針に沿って財政収支は改善してきていますが、平成 27 年 10 月に公表した「財政見通し」では、今後も 80 億円程度（執行段階での節減による財源の確保 50 億円を除くと 30 億円程度）の収支不足が見込まれています。

○ また、島根県は歳入の６割を国から交付される地方交付税などに依存しているため、財政基盤が脆弱であり、今後、経済情勢や国の地方財政対策の動向、税制や社会保障制度の改正によっては、収支不足が膨らむ可能性もあります。

取 組 み の 方 向

○ 地方創生・人口減少対策に取り組みつつ、改革の目的である中長期的に持続可能な財政運営を実現するため、これまでの取組みや実績を維持しつつ、「行政の効率化・スリム化」「事務事業の見直し」「財源の確保」の取組みを進めます。

○ 平成 28 年度からの２年間は、平成 29 年度における収支均衡の目標を達成するための仕上げの期間であり、引き続き、経済情勢や国の動向をよく注視しつつ、県内各界各層のご意見も伺いながら、職員の定数管理や予算編成作業等を通じて、改革を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度	⇨	平成３１年度
毎年度発生する収支不足額 （収支改善後）	15 億円程度		収支均衡 (H29)

○　行政の効率化・スリム化、事務事業の見直し、財源の確保等の取組みにより収支均衡を達成することを目標とします。

施策　4	迅速に活動できる組織の運営

目　的

○ 時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

○ 組織体制については、これまでも防災体制の強化や産業振興などの新たな行政課題に対応するため、適宜、課（室）やグループなどを柔軟に組織してきたところです。

○ 職員の育成については、職員一人ひとりの資質向上を図り、その能力を最大限に発揮させるため、島根県人材育成基本方針を定め、各種研修の実施や職場環境づくり等に取り組んでいます。

○ 今後の課題としては、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応することができる組織体制に常に見直すとともに、職場でいろいろな意見や知恵が出てくるような風通しの良い職場環境の整備に一層取り組み、課題を敏感に感じ取る職員を育てる必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。

○ 職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標
①組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。 ②職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

施策　５	政策推進システムの充実

目　　的

○ 島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、政策や施策の成果の検証・評価と、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

○ 徹底した行財政改革の実施に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開を行うことが要請されています。国と地方の役割の見直しや自治体間の広域連携など、地方分権の進展や地方創生の深化に応じた取組みも進めながら、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。

○ 県では、平成 15 年度から、「行政評価システム」を導入し、毎年、「施策」の成果を計画に基づいて評価し、その結果について、議会への報告と県民の皆様への周知を図りながら、「施策」の改善に結び付けるよう取り組んできました。

○ さらに、毎年度の「施策評価」に加え、４年（実施計画期間）ごとには、県民満足度の視点も取り入れ、「政策評価」も実施しながら、島根総合発展計画の基本目標の達成に向けて取り組んできました。

○ また、平成 27 年度に策定した「島根県総合戦略」については、合計特殊出生率や社会減の数値目標など、幅広い「政策」の総合的な展開が必要な基本目標も含め、その達成に向け、毎年度、戦略全般について検証・評価・改善に取り組むこととしています。

○ 「島根総合発展計画」「島根県総合戦略」ともに、検証・評価・改善の取組みを、相互間で整合を図りながら効率的・効果的に運用していく必要があります。

取 組 み の 方 向

○ 島根総合発展計画、島根県総合戦略の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

○ 政策、施策ごとに、それぞれの目的達成に複数部局が関連する場合は、横断的な連携を図りながら総合的に推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標
島根総合発展計画、島根県総合戦略の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

附　属　資　料

島根総合発展計画「第3次実施計画」策定の流れ

平成 20 年３月～

「島根総合発展計画」策定

○　概ね１０年後の島根の目指すべき将来像を示した「基本構想」：平成 20 年３月

○　具体的な政策、施策を示した「実施計画」

・第１次実施計画（平成 20～23 年度末）：平成 20 年３月

・第２次実施計画（平成 24～27 年度末）：平成 24 年３月

平成 27 年９～11 月

○　「行政評価」をもとに、「第２次実施計画」に掲げた「政策」に関する成果の検証と評価（政策評価）を実施

○　「第２次実施計画」に掲げた「施策」に関する「島根県政県民満足度調査」を実施

平成 27 年 12 月～

○　島根県総合開発審議会において、「第３次実施計画」（平成 28～31 年度末）の策定について、調査・審議

○　パブリックコメントの実施

○　地域広聴会の実施

○　県議会への説明

平成 28 年３月

島根総合発展計画「第３次実施計画」の答申

平成 28 年３月

島根総合発展計画「第３次実施計画」の決定・公表

諮問文・答申文

諮　問　文

政　第　２０３　号
平成 27 年 12 月 21 日

島根県総合開発審議会
会　長　　服　部　泰　直　　様

島根県知事　溝　口　善　兵　衛
（政策企画局政策企画監室）

島根総合発展計画の第３次実施計画について（諮問）

県勢の一層の発展と県民生活の向上を図るため、島根総合発展計画の第３次実施計画策定について、貴会の調査、審議を求めます。

答　申　文

平成 28 年 3 月 23 日

島根県知事　溝　口　善　兵　衛　　様

島根県総合開発審議会
会　長　　服　部　泰　直

島根総合発展計画の第３次実施計画について（答申）

平成 27 年 12 月 21 日付け政第 203 号で諮問がありました島根総合発展計画の第３次実施計画策定について、当審議会で慎重に調査、審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

当審議会としては、この第３次実施計画に基づく取組みについて、その実施状況をフォローアップするなど、今後とも必要な役割を果たしていきたいと考えます。

島根県総合開発審議会委員名簿

任期：平成 27 年 12 月 21 日～平成 29 年 12 月 20 日（五十音順、敬称略）

氏　名	役　　職	備　考
服部　泰直（はっとり　やすなお）	国立大学法人島根大学 学長	会　長
春日　順子（かすが　じゅんこ）	公益社団法人島根県看護協会 会長	副会長
池田　眞理香（いけだ　まりか）	社会福祉法人ふれあい五箇 施設長	
石橋　良治（いしばし　りょうじ）	島根県町村会 会長	
井ノ上　知子（いのうえ　ともこ）	NPO 法人まつえ・まちづくり塾 理事	
小村　明弘（おむら　あきひろ）	一般社団法人島根県医師会 会長	
門脇　裕（かどわき　ゆたか）	公募委員	
岸　宏（きし　ひろし）	漁業協同組合ＪＦしまね 代表理事会長	
杉谷　雅祥（すぎたに　まさよし）	島根県中小企業団体中央会 会長	
高橋　由美（たかはし　ゆみ）	道の駅グリーンロード大和 駅長	
田儀　セツ子（たぎ　せつこ）	島根県連合婦人会 会長	
手銭　白三郎（てぜん　はくさぶろう）	島根県森林組合連合会 代表理事会長	
仲田　敏幸（なかだ　としゆき）	日本労働組合総連合会島根県連合会 会長	
花田　香（はなだ　かおり）	NPO 法人浜田おやこ劇場 理事長	
萬代　宣雄（ばんだい　のぶお）	島根県農業協同組合 代表理事組合長	
古瀬　誠（ふるせ　まこと）	島根県商工会議所連合会 会頭	
本田　雄一（ほんだ　ゆういち）	公立大学法人島根県立大学 学長	
松浦　正敬（まつうら　まさたか）	島根県市長会 会長	
室崎　富恵（むろさき　とみえ）	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 副会長	
矢田　明子（やた　あきこ）	特定非営利活動法人おっちラボ 代表理事	
和田　裕子（わだ　ゆうこ）	株式会社ｎｅｃｃｏ 代表取締役	

計 21 名

島根県総合開発審議会の審議経過

年月日	会議名	審議事項
平成27年 12月21日	第47回島根県総合開発審議会	○「島根総合発展計画」の第３次実施計画策定について調査・審議を諮問 ○審議スケジュールについて ○島根県の現状と今後について ○県民満足度調査結果について ○第２次実施計画の取組み状況（政策評価）について ○第３次実施計画（素案）について
平成28年 ２月15日	第48回島根県総合開発審議会	○第３次実施計画（案）について ○素案に対する意見について
３月18日	第49回島根県総合開発審議会	○第３次実施計画答申案について ○案に対する意見について
３月23日	第３次実施計画を知事へ答申	

島根総合発展計画の第3次実施計画に対する意見等の状況

島根総合発展計画の第３次実施計画策定にあたり、県民等の意見を反映するため、広く県民の皆様から意見募集を行いました。

○地域広聴会

地　　域	会　　場	開催日	会場発言及びアンケート
松江会場	ホテル宍道湖	１月 16 日（土）	１２項目
浜田会場	浜田合同庁舎	１月 17 日（日）	１４項目
隠岐会場	隠岐合同庁舎	１月 23 日（土）	１６項目

○パブリックコメント

・意見募集期間　　平成 27 年 12 月 23 日～平成 28 年 1 月 22 日
・提 出 意 見　　６項目

島根総合発展計画
第３次実施計画
島 根 県
（政策企画局政策企画監室）

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地
TEL　0852－22－5093　FAX　0852－22－6034
e-mail：seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
URL：http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/